

平成19年12月定例会

# 横芝光町議会会議録

平成19年 12月5日 開会

平成19年 12月12日 閉会

横芝光町議会

## 平成19年12月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月5日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
発議第1号の上程、説明.....	6
議案第1号ないし議案第15号の上程、説明.....	6
委員会の閉会中の継続調査について.....	41
休会の件.....	41
散会の宣告.....	41

### 第2号（12月7日）

議事日程.....	43
本日の会議に付した事件.....	43
出席議員.....	43
欠席議員.....	43
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	43
職務のため出席した者の職氏名.....	44
開議の宣告.....	45
諸般の報告.....	45
発議第2号の上程、説明.....	45

議案第16号の上程、説明.....	46
一般質問.....	47
齊藤隆君.....	47
山崎貞一君.....	66
川島富士子君.....	78
越川洋一君.....	92
休会の件.....	109
散会の宣告.....	109

### 第 3 号（12月12日）

議事日程.....	111
本日の会議に付した事件.....	112
出席議員.....	112
欠席議員.....	112
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	112
職務のため出席した者の職氏名.....	113
開議の宣告.....	114
諸般の報告.....	114
議案第15号撤回の件.....	114
一般質問.....	114
森川忠君.....	114
若梅喜作君.....	127
発議案第1号の質疑、討論、採決.....	138
発議案第2号の質疑、討論、採決.....	139
議案第1号の質疑、討論、採決.....	140
議案第2号の質疑、討論、採決.....	145
議案第3号の質疑、討論、採決.....	148
議案第4号の質疑、討論、採決.....	148
議案第5号の質疑、討論、採決.....	149
議案第6号の質疑、討論、採決.....	149

議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	150
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	150
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	152
議案第 10 号の質疑、討論、採決.....	153
議案第 11 号の質疑、討論、採決.....	155
議案第 12 号の質疑、討論、採決.....	155
議案第 13 号の質疑、討論、採決.....	156
議案第 14 号の質疑、討論、採決.....	156
議案第 16 号の質疑、討論、採決.....	157
陳情の件.....	158
日程の追加.....	160
発議第 3 号及び発議第 4 号の上程、質疑、討論、採決.....	160
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	161
閉会の宣告.....	162
署名議員.....	165

## 平成19年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成19年12月5日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発議第1号について(提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号ないし議案第15号について(提案理由説明)
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 休会の件

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	若 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	8番	鈴 木 克 征 君
9番	野 村 和 好 君	10番	山 崎 貞 一 君
11番	伊 藤 囿 樹 君	12番	嘉 瀬 清 之 君
13番	川 島 透 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君
17番	越 川 輝 男 君	18番	越 川 洋 一 君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	鈴木孝一君	
総務課	長	林英次君	企画財政課	長	林新一君
環境防災課	長	布施勇君	税務課	長	並木俊郎君
住民課	長	高蝶文徳君	産業振興課	長	高埜広和君
都市建設課	長	瀬理和夫君	福祉課	長	山本照男君
健康管理課	長	実川薫君	食肉センター	長	土屋文雄君
東陽病院	事務	長	田鍋悦央君	会計管理者	海保清一郎君
教育課	長	海保教之君	教育課	長	小堀正博君
社会文化課	長	越川岳君	代表監査委員	大木國臣君	

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書記	須合京子
---	---	------	----	------

#### 開会の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。これより平成19年12月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

#### 開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

4番議員 川島 仁君

14番議員 鈴木 唯夫君

を指名します。

#### 会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月12日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12月12日までの8日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理しました陳情3件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、ご報告いたします。

次に、民生文教常任委員会委員長、鈴木克征君からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日、議会運営委員会委員長、嘉瀬清之君から発議案、町長から議案の送付があり、これを受理したので、ご報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。

議員、伊藤囿樹君。

〔11番議員 伊藤囿樹君登壇〕

11番（伊藤囿樹君） おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

諸般の報告ということでございまして、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成19年9月定例会、9月27日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会平成19年9月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された案件は3議案です。

議案第1号は、平成18年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は10億1,268万3,292円で、内容は市長分担金10億573万6,000円、繰越金536万5,890円、そのほか手数料、諸収入です。

歳出は、9億9,631万4,537円で、内容は人件費と総務費9億6,348万7,360円、起債償還金3,269万811円、議会費13万6,366円であります。

この結果、歳入歳出差引残高1,636万8,755円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、平成19年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算であります。

本案は、援助隊を支援資機材と備品購入費662万5,000円の補正予算であります。

議案第3号は、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてであります。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車の取得に当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案されました3機案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成19年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

以上であります。



〔 11 番議員 伊藤 園樹君降壇 〕

議長（八角健一君） 次に、山武郡市環境衛生組合議会について。

議員、齊藤隆君。

〔 5 番議員 齊藤 隆君登壇 〕

5 番（齊藤 隆君） おはようございます。

山武郡市環境衛生組合議会平成19年9月定例会についてご報告いたします。

去る9月28日に山武郡市環境衛生組合議会が開催されました。本定例会に提案された案件は、1議案です。

議案第1号 平成18年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入は11億1,668万3,323円で、内容は市長負担金8億4,500万円、ごみ収集手数料1億8,115万3,185円、繰越金6,343万5,072円、そのほか諸収入などです。

歳出は、10億4,390万5,210円で、内容は一般管理費等総務費5,869万282円、じん芥処理費等衛生費4億9,890万4,014円、地方債償還金4億8,568万7,676円ほか議会費であります。

この結果、歳入歳出差引残額7,277万8,113円は、翌年度に繰り越すことになりました。

本議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会平成19年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 5 番議員 齊藤 隆君降壇 〕

議長（八角健一君） 最後に、東総衛生組合議会について。

議員、實川隆君。

〔 3 番議員 實川 隆君登壇 〕

3 番（實川 隆君） おはようございます。

それでは、私の方より10月18日に開催されました平成19年東総衛生組合議会10月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、1議案です。

議案第1号は、平成18年度東総衛生組合議会一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入は7億9,027万8,080円で、内容は、市長分担金4億3,062万2,000円、し尿処理及び浄化槽汚泥処理等手数料3億2,219万9,350円、繰入金2,000万円、繰越金1,735万9,554円、そのほか諸収入等です。

歳出は、7億4,561万7,037円で、内容は一般管理費等総務費1億456万9,065円、し尿処理費等衛生費3億7,813万7,617円、地方債償還金2億6,263万8,116円ほか議会費であります。

この結果、歳入歳出差引残額4,466万1,043円は、翌年度に繰り越すことになりました。

本議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、平成19年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

発議第1号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、発議第1号を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、嘉瀬清之君。

〔議会運営委員会委員長 嘉瀬清之君登壇〕

議会運営委員会委員長（嘉瀬清之君） おはようございます。

提案理由説明をさせていただきます。

発議第1号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、平成20年3月末日をもって横芝行政センターが廃止されることに伴い、常任委員会の所管について改正の必要が生じたため、横芝光町議会委員会条例の一部を改正すべく提案したものであります。

改正の内容は、総務常任委員会が所管する事務から「横芝行政センター」を削除し、条例の施行を平成20年4月1日とするものであります。

議員各位には、改正の趣旨をご理解の上、可決承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

よろしく申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 嘉瀬清之君降壇〕

議案第1号ないし議案第15号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第5、議案第1号ないし議案第15号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成19年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には年末ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

平素より、皆様方には町民の代表としてその重責を全うされ、町発展と住民福祉の向上に絶大なるご尽力を賜っているところであり、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

月日の経つのは早いもので、今年もあと1カ月足らずとなりましたが、この1年を振り返ってみると、国においては、7月29日に執行された参議院議員選挙で、与党である自民党が大敗し、衆・参両議院でのねじれ現象が生じたところであり、選挙直後には続投を明言していた安倍総理大臣ですが、その後の国会会期中に突然辞意を表明し、日本中が大変驚いたところではありますが、私としても、今年の5月21日に首相官邸において、安倍総理ご本人より「地域再生計画認定書」の授与を受けたばかりであり、この辞任については大変残念に思っているところでもあります。後任として新たに就任した福田総理大臣は、与野党での政策協議の場を多く取入れながら政局の安定を図ろうとしているところであり、10月初旬には、野党第一党である民主党の小沢代表と党首会談を行いました。しかしながら、小沢代表がこの会談での協議事項を党に持ち帰ったことから民主党内での反発が生じ、こちらも突然に代表職の辞任表明をしたところではありますが、数日後には辞任撤回会見をするなど、国政の場では、与野党共に大きな混乱が続いているのが現状であります。

また、予てから大きな社会問題となっている「年金問題」や「薬害肝炎問題」については、舛添厚生労働大臣が様々な対策案を出しながら解決に向け努力しておりますが、社会保険庁や厚生労働省の隠ぺい体質そのものにも問題が多く、まだまだ全面解決には程遠いのが実情であります。また、つい最近では、防衛省前事務次官であった守屋氏の「接待問題」がテレビ・新聞などで連日大きく報道されましたが、去る11月28日に前次官本人が夫人とともに収賄容疑で逮捕され、その翌日には、東京地検の捜査員が100人体制で防衛省を家宅搜索するなど、前代未聞の事態となっております。いずれにしても、早期に問題解決を行うことで国民からの信頼を取り戻し、国民本位の正常なる国政運営をしていただくことを切に望むものであります。

一方、当町においては、4月22日に合併後初の町議会議員選挙が執行され、立候補者が9名もオーバーするというかつてない激戦の中、ここにおられる18名の皆さんが、2万6,000町民の代表として見事当選されました。それぞれの皆さんの町を思う熱意に深く敬意と感謝を申し上げますと共に、町発展のために更なるご指導・ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、「横芝光町」も、合併して早1年9カ月が経とうとしておりますが、多くの町民の皆様のご理解とご協力のもと、各種施策もほぼ順調に推移をさせていただいているところであります。私も、昨年5月に初代町長として就任して以来、小学校6年生までの医療費の無料化や「町民サービスセンター」の開設、合併前に格差のあったゴミ袋代金の値下げなどを議員各位のご理解のもとに実施してまいりましたが、本年10月からは、少子化対策・子育て支援の一環として、公費負担による「妊婦検診」の検診回数を、2回から5回に充実すべく、近隣自治体に先駆けて行ったところであります。また、将来を見据えての、新しい町づくりの根幹となる「栗山川架橋事業」や「町道整備事業」、「横芝中学校建設事業」などの大型事業についても、合併特例法による国・県の支援を受けながら、ほぼ計画どおりに進んでおり、去る10月2日には、待望であった横芝中学校建設に係る起工式が、大勢の関係者の皆様のご出席のもと、無事に執り行うことができました。

今後、町民の皆さんが「将来に向かって安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、精一杯努力してまいり所存でありますので、議員各位には、なお一層のご指導・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年の瀬を迎え、道行く人の足取りも何かと気ぜわしい今日このごろであります。厳寒に向かいますおりから、皆様方にはくれぐれもご自愛いただきまして、ご多幸な新年を迎えられますよう心よりお祈り申し上げます。

それでは議会開会に当たりまして、現在の町の動き等諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

はじめに、去る10月13日の土曜日と、14日の日曜日の2日間にわたって開催した「平成19年度まちづくり懇談会」には、公私ともにお忙しい中を、八角議長をはじめ全議員のご出席をいただき誠にありがとうございました。

「まちづくり懇談会」は、情報公開の一層の推進と、町民の視点で行政需要を的確に把握し、町民の皆さんと行政とが協調したまちづくりを進めることを目的に、合併初年度より実施しているもので、今年度は、町文化会館と町民会館の2会場で、2日間で約100名の町民の皆さんに参加していただき開催いたしました。

10月13日の町文化会館での懇談会については、土曜日ということもあって、参加人数が若干少なかつた感がありますが、両会場共に、それぞれ身近な問題から今後の町の進むべき方向性に関するご意見など、町民の皆さんの生の声を伺うことができ大変有意義な懇談会となりました。

なお、当日の会場での質問事項は19件、行政総務員の皆さんを通じて事前に取りまとめた「地区からの意見・要望事項」は28件で、どれもがこれからの横芝光町を思う建設的な意見等でありました。

私も、昨年5月1日の初登庁以来、旧2町が培ってきた長い歴史と伝統を受け継ぎ、地域の特性を生かした新しいまちづくりに取り組むべく努力しておりますが、まだまだ難しい問題も山積しております。今後も、これら町民の皆さんの声を大切にしながら、より良いまちづくりを進めたいと考えておりますので、議員各位には、更なるご指導・ご協力のほどよろしく願いいたします。

続いて、総合計画基本構想についてであります。町の将来の振興発展を展望し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成29年度を目標年度とする第一次総合計画基本構想を定めるべく、地方自治法に規定する議決案件として、今議会に提案をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

策定に当たっては、昨年度実施いたしました「横芝光町まちづくりの意識調査結果」や「町づくり住民会議並びに各種団体インタビュー」等からの提言など、町民の皆さんの意見を踏まえ、役場組織を挙げて策定作業を行い、更に、各界知識経験者を委員とした「総合計画審議会」において慎重審議のうえ、去る11月19日付けで答申をいただき、その答申内容をもとに策定をさせていただいたところであります。

本基本構想は、町民の皆さんが安心して、いつまでも住み続けたいと思える町であり続けられるよう、豊かな自然や温かいつながりなどの地域の特性を活かしながら、人や文化、環境の調和を図り、新たな町としての魅力や誇りを再確認・創造していくことをまちづくりの基本とて策定したものです。

また、町民と行政それぞれが新たな町を自ら創っていくという意識を共有し、安定した財政運営のもとで、地方分権の時代に対応できるまちづくりを進めるための指針となるものでありますので、議員各位におかれましても格別のご協力をお願い申し上げます。

更に、今後、基本構想をもとに前期基本計画及び実施計画を取りまとめることといたしておりますので、取りまとめが終わり次第ご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、循環バス運行ルートの見直しについてであります。循環バスの利便性向上のための見直し案について、「循環バス運行委員会」において検討をいただき、見直し案の答申をいただきました。

見直し案では、現行運行経費と同等額で検討することを基本とし、各集落を廻る福祉目的

バスとしての導入目的を堅持することを基本として検討をお願い致したところであり、答申案をもとに、最新の利用実績などを分析しながら見直し案を取りまとめました。本日、議会終了後に開催される議会全員協議会で、その内容をご説明させていただきますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、見直しに伴う利用者への周知については、関係機関との協議が済み次第、町広報紙への掲載と併せ、改正後の時刻表とルート図を各戸配布することを予定しております。

更に、見直しに伴う必要経費につきまして、今議会に補正予算として提案させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

次に、地方財政の動向と平成20年度予算編成についてであります。8月に内閣府が公表した「平成19年度年次経済財政報告」（経済財政白書）によると、日本経済はバブル崩壊後の長い低迷から脱却し、息の長い景気回復を続け、新しい成長に向けたステージに入りつつあるとされています。また、地方財政の歳入については、景気回復を反映した個人所得や法人所得の増加、定率減税の廃止等の税率改正によって地方税は増加する見込であると予測する一方、地方財政の歳出については、少子高齢化の進展等を背景に社会関係経費が高まっており、また、公共投資による公債費等残高も増大している状況にあるとされています。このため、地方財政は「基本方針2007」に基づき、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことによって国民負担の増加を最小限とするために最善の努力を尽くすこととし、人件費の大幅な削減や地方単独事業の抑制等、国と歩調を合せた抑制ペースを基本として歳出削減を行い、基礎的財政収支の確実な黒字化に向けた強力な取り組みが求められているとしています。

このような状況の中、当町の平成20年度予算編成に際しては、歳出全般について引き続き徹底的な見直しを行うとともに、合併支援措置がある間に、将来にわたって持続可能な財政基盤を構築すべく、歳入歳出の両面から財政の健全化を図り、「限られた財源の重点的・効率的な配分に徹する」こととして、予算編成に取り組むこととしたところであります。したがって、予算要求に当たっては、新町建設計画とこれを包括した現在策定中の横芝光町総合計画に留意するとともに、各施策の実施に当たっては、投資効果、緊急度、財源措置等を十分勘案しながら、中長期的な視野に立った予算要求を行うよう編成方針を示したところであります。

しかしながら、当町の財政状況は極めて厳しい状況におかれており、平成18年度決算は、經常収支比率が92.8%と県内町村平均の89.7%を上回っており、健全とされる70%台には程遠く、財政の硬直化が進んでいるのが現状であります。また、実質公債費比率は12.8%と、

現時点では県内町村平均の14.8%を下回っている状況にありますが、今後、計画されている各事業の財源は地方債に求めなければならず、実質公債費比率は年々上昇していくものと予測されるところでありますが、新町の将来像として掲げた「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」の実現を目指し、住民サービス及び住民福祉のより一層の向上と地域格差のない均衡ある発展のための事業を最優先課題として取り組んでまいり所存であります。

続いて、町税の収納見通しについてであります。本年度の町税、特に町民税については、三位一体改革による税源移譲の実施、団塊世代の定年退職者の増、更には景気が回復基調にあるなどの要因を考慮し、当初予算では積極的に税収を見込んだところでありますが、個人所得の総額は減少し、法人所得も伸び悩みの状況から、予算額を下回る見通しとなりました。

個人住民税は、額では前年を大きく上回るものの、個人所得の総額や退職所得が減少したこと、また、税率アップに伴う徴収率の低下が見込まれることから、予算額を6,800万円余り下回る見通しとなりました。法人住民税においても、都市部の大企業が経営力を回復している一方で、管内企業の回復は大きく出遅れている現状から、予算額を約2,500万円程度下回るものと見込んでいるところであります。

これらの調整のため、今議会に町民税減額の補正予算を提案させていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、町税の徴収対策については、自主財源の確保並びに税負担の公平性の観点からも重要な課題として認識しており、担当課での文書や電話による催告、夜間・休日等の臨戸徴収のほか、悪質滞納者については、千葉県滞納整理推進機構と協調しながら、経済力調査等を行ったうえ差押えなどの滞納処分を実施し、徴収率の維持・向上に鋭意努力しております。

今月16日の日曜日には、本年10月1日に設置した「町税等収納対策本部」による町内全域の滞納整理を、全管理職及び関係職員で実施する予定であり、徴収率低下の抑制になるよう期待しているところであります。

続いて、防災訓練の実施結果についてであります。去る10月14日の日曜日に、住民の防災意識の高揚等を図るため、横芝光町として第2回目の防災訓練を実施いたしました。訓練は、大雨洪水警報発令中、銚子沖を震源地とする大規模地震が発生したという想定で、町民はじめ陸上自衛隊第一空挺団後方支援隊、匝瑳市横芝光町消防組合、町消防団、各行政区等の協力の下、町内全域を対象とした避難誘導訓練、初期消火訓練等を実施し、約1,800人の参加をいただきました。

このほか本年度は、各行政区の役員の皆様にご協力をいただき、高齢者等の災害時要援護者安否確認訓練を実施いたしました。

この訓練により、住民の防災意識の高揚と一体感の醸成が図れたものと思っております。

次に、谷中地先の産業廃棄物処理施設等事前協議書の取り下げについてであります。昨年5月、谷中地先に計画された産業廃棄物の中間処理施設については、地域住民から計画の白紙撤回を要望する陳情等があったことから、事業者の株式会社光和工業より、去る10月15日付で千葉県知事に計画の「事前協議取下書」が提出され、この処理施設の建設は行われないうこととなりました。

次に、去る9月23日の「第2回栗山川周辺環境ボランティア」及び、今月2日の「第2回町内一斉清掃」の実施に際しましては、いずれも早朝から大変大勢の町民の皆様にご参加いただき、町内の環境美化の推進が図れました。参加いただいた皆様には、深く感謝申し上げます。

今後も、町ぐるみで環境の美化と保全に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、福祉関係事業についてであります。9月30日に敬老会を開催いたしました。あいにくの天候だったため、当日80名ほどの欠席者がおりましたが、420名を超える方にご参加をいただきました。

開催に当たりましては、行政総務員・老人クラブ役員をはじめ関係機関及び団体の皆様には、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、11月9日、合併後初めての戦没者追悼式を執り行いました。当日は、遺族会員をはじめ120名のご参列をいただき、厳粛且つ滞りなく式典を終えることができました。敬老会同様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

次に、障害福祉事業についてであります。障害福祉事業の一組織として、今年7月に「横芝光町聴覚障害者協会」が設立されました。耳の不自由な方々が、初めて防災訓練に参加されるなど、自らのハンディを克服し、社会参加に向けて積極的に活動されております。

このような障害者の自立に向けての活動についても、今後、意を用いて支援してまいりたいと思っております。

次に、介護認定者の『障害者控除』についてであります。町では、65歳以上の方で介護保険の認定を受け、一定の基準を満たしていれば、税の障害者控除を受けられるよう本年11月1日に要綱を制定し、平成19年度分の申告から実施することといたしました。



従来から、所得税・住民税の申告をする際は、身体障害者手帳の1・2級（又はこれに準ずる者）の方は特別障害者として、3級から6級の方は普通障害者として障害者控除が受けられることになっております。

これに準じ、介護保険では毎年12月31日を基準日とし、主治医意見書に記載された日常生活自立度を基に、障害者控除を受けていただくための要綱の整備を図ったところでございます。

該当者は概ね介護認定者の50%を占め、特別障害者が90名、普通障害者が360名となり、合計450名にのぼるものと思われまます。

なお、この制度は、山武自治研究会福祉部会において、山武地域統一の基準を設けたところであります。

また、介護保険業務では、現在町民アンケートを実施しております。平成19年度が第三期の評価年にあたることから、町民アンケートを実施し、分析・評価等を行うものでございます。今後、平成20年度において計画の見直しを行い、21年度から23年度までの3年間の「第四期横芝光町介護保険事業計画」を策定するための貴重な調査であり、是非ご協力いただきたいと思っております。

なお、アンケート調査の集計・分析が終了後、来年3月末には報告書として、議員の皆様にも配布させていただく予定であります。

続いて、保健事業関係についてであります。7月及び9月にかけて、25日間にわたり実施いたしました住民健康診査の受診状況は、肺がん・結核検診が受診者4,740人、受診率53.8%で前年度を1.6%下回ったものの、基本健康診査は受診者4,440人、受診率55.5%で前年度を0.7%上回る結果となりました。

本年度の基本健康診査は、平成20年度から実施される内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した特定健診に備え、健診項目に腹囲測定を追加し、実施いたしました。

なお、本年度においても、仕事などで平日に受診できない方々の利便性を考慮し、日曜日の健診を3日間実施しました。

また、本年度から実施する五歳児健診については、対象者約200名を5回に分けて実施する予定で、すでに11月に第1回目を実施したところであります。

このほか、今後の予定としては、各種乳幼児健診、妊産婦・新生児家庭訪問、高齢者家庭への健康指導訪問等を引き続き実施し、町民の疾病予防、健康づくり事業を展開していく所存であります。

続いて、千葉県後期高齢者医療制度についてであります。この制度は、75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方を対象とした、新たな独立した医療制度として創設され、平成20年4月からスタートいたします。この後期高齢者医療制度運営の仕組みは、千葉県内の全市町村が加入設立した広域連合が、保険料の賦課・決定や医療給付等の財政運営を行い、各市町村は保険料徴収と申請・届出の受付や保険証の引渡し等の窓口業務を行うことを基本的な役割分担として運営を行います。

去る、11月13日の千葉県後期高齢者医療広域連合定例議会におきまして、制度運営の骨格ともいべき広域連合条例が議決されましたので、この中の「保険料率」についてご説明させていただきます。

保険料は、被保険者1人当たりの「均等割」と所得に応じた「所得割」の合計額で、保険料率は2年ごとに広域連合が条例で定めます。今回決定された平成20・21年度の均等割額は3万7,400円、所得割率は7.12%で、この料率を平均的な所得（厚生年金208万円受給者）のケースで計算しますと、均等割額と所得割額を合わせた年額は7万6,500円となり、千葉県の保険料額は、全国平均より若干低い水準となる見込です。

また、保険料の決定にあたり、所得の低い方には世帯の所得水準に応じて、2割・5割・7割の軽減制度が設けられています。例えば、基礎年金79万円のみを受給されている方は、所得割は賦課されず均等割が7割軽減となるため、年額1万1,200円の保険料となります。

このほか、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たに保険料を負担することとなる、被用者保険の被扶養者であった方につきましては、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとしていますが、平成20年4月から9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間は均等割が9割軽減された額となることから、国において決定されました。

なお、保険料額の上限度額（賦課限度額）は50万円に設定されております。

以上の保険料率や軽減制度、賦課限度額等を適用して決定された保険料につきましては、原則として年金から天引きされます。ただし、年金受給者のうち、年額が18万円未満の方や、介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える方については、天引きとはならず、町が発行する納付書によりお支払いいただくこととなります。

平成20年度からは、町においても新たに「後期高齢者医療特別会計」を設け、年金天引き及び納付書により納めていただいた保険料と、低所得者等の保険料軽減分の公費補てん金を合わせて、広域連合に納付することとなります。

今後、高齢化の進展に伴い、医療費の一層の増大が見込まれる中、後期高齢者の新しい医療制度が安定して運営がなされるよう、県広域連合と構成市町村が連携してまいりますので、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、道路整備事業についてであります。現在「全面通行止め」にしている粟嶋橋を一刻も早く復旧するため、これまでの幅員を確保した仮橋の工事を先月下旬に発注いたしました。来年3月までにはこの工事を完了させ、皆さんが安全・安心に通行できるようにしてまいりたいと考えています。

また、新粟嶋橋架橋及び取り付道路整備事業につきましては、現在、橋梁詳細設計、地質調査を行っており、用地取得については11月現在、面積比で75%に達したところであり、今後は、橋梁工事に必要な道路盛り土等の工事を予定しております。

なお、来年度からの橋梁整備部分については、県が事業主体となることから、今後、工事期間や町の負担額等についての協議を、県当局と行って参る予定であります。

次に、かねてより交通上大変危険性の高い場所の一つである石川スタンド脇の交差点改良工事についてであります。このほど、県道を管理している山武地域整備センターと施工区分の調整作業が終了し、また、道路法の規定に伴う千葉県公安委員会との協議が整いましたので、今月中には工事発注することにしております。これにより、この交差点に来年3月末までには信号機が設置されることになり、交通上の危険性が大幅に解消されるものと期待しております。

次に、産業振興関係についてであります。去る11月17日・18日の2日間にわたり「第2回横芝光町産業まつり」を開催いたしました。

開会式では、議会議員の皆さんを始め、姉妹町の松田町議会議員の皆様にも多数ご列席いただき、盛大に執り行うことができたことに対し、改めて厚くお礼申し上げます。

また、両日とも天候に恵まれたおかげで町内外から大勢の来場があり、2日間でおよそ5万8,000人のお客様にお越しいただき、盛会裡のうちに終了することができました。

開催に当たり、ご協力いただきましたJA山武郡市、JAちばみどり両農協をはじめ、商工会、農業振興会、交通安全協会、防犯協会など多くの関係者各位に心から感謝申し上げます。次第であります。

次に、指定産地作物である秋冬ネギの状況についてであります。今夏の猛暑で生育が遅れが生じ、2・3週間ほど出荷が遅れたところではありますが、11月に入ってから徐々に挽回傾向にあり、市場価格も昨年より若干高値で推移している状況であります。

また、昨年初出荷した「海っ子ネギ」は、JA山武郡市がブランド化の確立を目指し生産の拡大と販売強化を図るとともに、海水を散布して育てる「海っ子」シリーズ第2弾として「海っ子ブロッコリー」が出荷され話題を呼んでいるところであり、一日も早く、ブランドとして認められることを願っております。

しかしながら、原油価格の高騰により肥料やダンボールなどが値上がりしたことや、今後、厳寒期を迎えるにあたり施設園芸用暖房費等の上昇が農業経営に与える影響を懸念しているところであります。

続いて、教育関係についてであります。10月30日に光中学校の体育館を会場に、町内の小中学生約750名が参加した「横芝光町小中学校音楽祭」開催されました。

この音楽祭は、町内の音楽関係の先生方の「豊かな感性で交流を深めよう。」という熱い思いを受け、教育委員会が全面的に支援・協力し、合併後初めて町内小中学校全てが参加したもので、当日は、町議会議員の皆さんにも多数ご臨席をいただき、また、保護者等多くの参観者もあり盛大な音楽会となりました。

子供たちの発表も素晴らしく、その歌声は新たな町づくりを象徴するかのよう大きく響きわたり、次代を担う子供たちの確かな成長を感じた一時でした。

次に、横芝中学校建設事業の建築主体工事発注の件であります。当初11月5日を入札執行予定日として事務を進めておりましたが、過日ご説明のとおり、受注を希望する共同企業体が1社であったことから、再度の受注希望型競争入札を公告したところ4企業体から受注希望があり、今月3日に入札を執行いたしました。

今議会に、契約案件を上程させていただきますので、慎重審議のうえ可決ご承認くださるようお願いいたします。

なお、建物関係の工期につきましては、平成21年2月下旬を予定しております。

また、工事現場では、現在「杭打ち工事」が進められており、12月14日の午後、関係者にて工事現場視察を実施する予定でありますので、議員各位には時節柄ご多忙のところとは存じますが、ご出席くださるようお願いいたします。

次に、社会文化課関係の事業についてであります。10月7日に「ふれあい坂田池公園陸上競技場」で行われました、第2回横芝光町民体育祭であります。好天にも恵まれ約3,100名の町民がスポーツ・レクリエーションを満喫することができ、所期の目的を達成することができました。体育協会をはじめとする関係者の皆様に感謝申し上げる次第であります。

また、文化祭については、昨年の「産業まつり・文化祭実行委員会」の反省結果を踏まえ、

11月3・4日に町民会館と町体育館を会場に文化祭を単独開催したところ、2日間で約4,700名の皆さんが来場し、数多くの優良作品や各種発表会を見学するなど、予想を上回る成果を上げることができました。文化協会をはじめとする関係者の皆様に感謝申し上げる次第であります。

次に、成人式についてであります。今年度は平成20年1月13日(日)の午前に光地域、午後には横芝地域、いずれも町民会館で実施するということが成人式実行委員会で決定されました。

また、町内駅伝大会については、2月3日(日)に開催すべく、現在、体育協会及び山武警察署をはじめとする関係機関等と運営や安全対策等に係る協議を行っているところであります。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。10月末現在のと畜頭数は、豚で7万9,606頭、牛は1,544頭で、昨年同期と比較しますと、豚で1,338頭、牛は42頭とともに減少しておりますが、当初予算に計上したと畜頭数は確保できる見込みであります。

施設改修事業関係については、本年度から平成21年度の3カ年で実施する計画ですが、この改修事業に対し、県から補助金が交付されることが決定したところであります。

平成19年度については、県から1,133万円の補助金が交付される見込みですが、今年度分の改修工事は、既に予定通り完了したことから、今後の財政運営を考慮し、繰入金500万円を減額するとともに、積立金に500万円を追加したほか、施設整備費で平成20・21年度の施設改修工事の実施設計を専門業者に委託するための所要額を追加すべく、今議会に補正予算として提案させて頂いたところでございます。

続いて、東陽病院の運営状況についてであります。10月末現在の延べ患者数は、入院で延べ1万5,785人、病床利用率は73.8%で、外来は延べ2万9,267人、1日平均181.8人であり、患者数は、入院外来ともに減少しているのが現状であります。

次に、収支の状況についてであります。一般会計からの繰入金を除いた収益の総額は約5億700万円、支出の総額は約7億1,700万円です。収支差引額は約2億1,000万円の赤字となっており、昨年と比較いたしますと約4,100万円程度、悪化している状況となっております。

医師の退職あるいは診療報酬の引き下げによる影響など、経営条件は厳しいところではあります。今後は、介護療養病床の廃止に伴う病床の有効活用に努めるほか、平均在院日数の短縮等による収益性の高い看護基準の取得を目指しながら、併せてなお一層の経費節減を

進め経営改善を図りたいと考えております。

以上、現在の各事業の進捗状況等について申し述べさせていただきましたが、議員各位には、今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の第一次横芝光町総合計画基本構想を定めることについてであります。本案は、町の将来の振興発展を展望し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成29年度を目標年度とする第一次総合計画基本構想を定めるべく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により提案したものであります。

議案第2号の横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、行政改革の一環として平成20年3月末日をもって横芝行政センターを廃止するため、横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例を制定するものであり、これに併せて条例等の公表の場として横芝行政センターに設置してある掲示場を廃止するため、本条例の附則にて横芝光町公告式条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号の政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）及び証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行により、政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例を改正すべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第5号の横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第4号及び議案第5号は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることを受け、町議会議員及び町特別職の期末手当の額を改正するため、横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第3項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号の横芝光町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。本案は、病院の医師不足が大きな社会問題となっている中で、近隣病院が待遇の改善を図り、医師の確保に努めている状況であることから、東陽病院においても待遇を改善し、医師確保を図るべく横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号の横芝光町地域活動支援センター条例の制定についてであります。本案は、横芝光町福祉作業所を障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第21項に規定する施設に移行させるため、横芝光町地域活動支援センター条例を制定すべく提案したものであります。

議案第9号の横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部が改正され、重度心身障害者（児）の医療費助成のうち、入院時の食事療養に係る個人負担分が補助対象外となるとともに、補助対象者について新たに所得制限が設けられたことに伴い、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第10号の専決処分の承認を求めることについてであります。（平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））

本案は、直ちに執行する必要があった粟嶋橋修繕工事に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第11号の平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、介護給付・訓練等給付事業、児童手当給付事業、乳幼児医療対策事業、水道高料金対策繰出事業、町道 - 11号線等道路改良事業、小学校情報教育推進事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,805万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号の平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、交付決定に基づく退職被保険者療養給付費交付金の精算、医療費動向による保険給付費の調整、利用者増に伴う人間ドック委託金の追加等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ9,679万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,165万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号の平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）につい

てであります。本案は、施設改修事業に対する県補助金の決定、消費税及び地方消費税額の確定、施設改修工事の実設計費等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,007万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億707万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号の横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。本案は、郵政民営化に伴い、本年10月1日に地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の一部が改正され、地方公共団体の特定の事務を郵便局において取り扱わせる場合の手続が改正されたことから、引き続き町内4郵便局に当町の事務を取り扱わせるため、同郵便局を改正後の同法第3条第1項に規定する特定の事務を取り扱わせる郵便局に指定することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第15号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の大木順氏、吉岡清三氏、浅野肇氏、山下徳造氏及び永野貞雄氏の5名の任期が平成20年3月31日をもって満了となることに伴い、後任を推薦するものであります。合併による定数削減により4名の推薦となり、山下徳造氏及び永野貞雄氏については再任、大木彰氏及び海保英之氏を新任の人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より細部説明を加えさせますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は11時15分とします。

（午前11時05分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（八角健一君） 提案理由説明を続けます。



担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書つづりの1ページ目でございます。

議案第1号 第1次横芝光町総合計画基本構想を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により、別添のとおり、平成20年度から平成29年度までの第1次横芝光町総合計画基本構想を定めることについて議決を求める。

なお、基本構想案につきましては、こちらになりますが、別添となっております。

総合計画基本構想につきましては、町の将来の振興発展を展望し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本方針として、旧町の速やかな一体性の確立と住民福祉の一層の向上及び地域格差のない、均衡ある発展を図ることを目的に新町のまちづくりの方向性を示す新町建設計画を包含しながら、町の将来像を栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち、協働のまちづくりと定め平成29年度を目標年次として策定を進めてきたものでございます。

内容につきましては、9月4日に開催されました議会全員協議会で説明させていただきましたとおりでございます。全員協議会の後、10月1日から15日までパブリック・コメントを実施し意見を募集いたしました。内容を変更しなければならないような意見はございませんでしたので、11月16日に開催されました横芝光町総合計画審議会で承認されまして、11月19日付で答申をいただいたところでございます。

内容の説明につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全員協議会で説明させていただきましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第2号ないし議案第7号について、総務課長、林英次君。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） 続きまして、議案第2号 横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例の制定についてでございますが、議案つづりの3ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、行政改革の一環といたしまして、平成20年3月末日をもって横芝行政センターを廃止するため、横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例を制定するもの及びこれにあわせて条例等の公表の場として、横芝行政センターに設置してあります掲示場を廃止するために、廃止条例の附則で横芝光町公告式条例の一部を改正するというものでございます。

それでは読み上げさせていただきます。

議案第2号 横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例の制定について。

横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成19年12月5日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例。

横芝光町横芝行政センター条例は廃止する。

附則として、施行期日でございますが、1、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2、横芝光町公告式条例の一部を次のように改正する。

別表、横芝行政センター掲示場の項を削るということですが、公告式条例の改正内容につきましては、別つづりの新旧対照表、こちらでございます。

よろしいでしょうか。横芝光町公告式条例新旧対照表の現行の第2条のアンダーライン部分でございますけれども、名称の横芝行政センター掲示場、そして位置、横芝光町横芝636番地を削るというものでございます。

議案第2号につきましては、以上でございます。

なお、今後、議案と新旧対照表、これをあわせて随時説明をさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、第3号 政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案つづりの5ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第3号 政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年12月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

この条例についてでございますけれども、郵政民営化法及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行によりまして、政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条

例の一部を改正するものであります。

改正条例案については、次の7ページにございますけれども、概要といたしましては、郵政民営化法が本年の10月1日から施行されたことに伴いまして、「郵便貯金」という文言を削ること及び投資家の方と市場の透明性向上を目的とした見直しによりまして、証券取引法が金融商品取引法に改正され、本年9月30日に施行されたことに伴いまして、横芝光町長の資産等の公開に関する条例の一部について、関係する文言を改めるというものであります。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表の3ページでご説明をさせていただきますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの現行の第2条の資産等報告書等の作成の左側の下の方の第1項第4号のアンダーライン部分、これを右側の改正案では、郵便貯金を削るというものでございます。

また、その下の第5号のアンダーライン部分の金銭信託の元本の額は、新たに改正されました金融商品取引法の中の有価証券の種類の中に金銭信託が含まれたこととなったことにより削るというものでございます。

また、第6号は、証券取引法が金融商品取引法に変わりましたので、これを改めるというものでございます。

なお、以下につきましては、第5号の削除に伴いまして6号を5号とし、7号から10号までを1号ずつ繰り上げ、6号から9号とするというものでございます。

議案つづりの7ページの方にちょっと戻っていただきたいと思いますけれども、附則で施行期日でございますけれども、1では、この条例は公布の日から施行するというもの、また2では経過措置として郵政民営化法施行前の郵便貯金については、預金と見なすというものでございます。

続きまして、議案第4号 横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを続けてご説明申し上げます。

議案第4号、第5号は、いずれも人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づきまして、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることを受けまして、町議会議員及び町特別職の期末手当の支給額を現行の年4.4カ月分から4.5カ月分に0.1カ月分引き上げるため、それぞれの関係条例の一部を改正しようとするものであります。

概要といたしましては、平成19年度の期末手当の改正分0.1カ月分は、12月分の支給対象とし、平成20年4月1日以降については、0.1カ月分の引き上げ分を6月支給分と12月支給

分に0.05カ月分ずつ振り分け支給するというものでございます。

それでは、議案つづりの9ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか、議案第4号 横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年12月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

なお、一部改正条例につきましては、次の11ページでございますけれども、改正内容については、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表5ページの左側の5条第2項、期末手当の現行のアンダーライン部分、12月に支給する場合でございますけれども、アンダーラインの下側でございます。12月に支給する場合でございますけれども、現行の100分の230、いわゆる2.3カ月分、これを改正案のアンダーラインでは100分の240、2.4カ月分に0.1カ月分引き上げようとするものでございます。

そして、この条例の適用でございますけれども、議案つづりの11ページにちょっとお戻りいただきたいんですが、附則の施行期日等の2で、期末手当の基準日であります平成19年12月1日から適用するというものでございます。

次に、平成20年4月1日以降でございますけれども、今度は新旧対照表の方にまた戻っていただきまして、新旧対照表の現行では6月支給分については、アンダーライン部分に100分の210、また12月支給分については100分の230とありますのを、改正案の方では、下から5段目の平成20年4月1日以降とうたってございますけれども、6ページにかかりますけれども、アンダーライン部分になりますけれども、それぞれ100分の215、いわゆる2.15カ月分、また100分の235ということで2.35カ月分になりますか、0.05カ月分ずつ振り分けて年間で4.5カ月分の支給額とするというものでございます。

そして、また申しわけございませんが、条例の適用についてでございますけれども、議案つづりの附則1の(2)の中で、この規定は平成20年4月1日から適用するというものでございます。

なお、13ページ、15ページでございますけれども、議案第5号の横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、改正内容、施行期日等はいずれも同様でありますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例についてであります、議案つづりの17ページをごらんいただきたいと思ひます。

本案につきましては、議案第4号、第5号でご説明させていただきましたように、千葉県人事委員会の給与に関する勧告に基づき職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

読み上げさせていただきます。議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年12月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

改正条例案につきましては、次の19ページからずっと続いて37ページまでございますが、これらにつきまして、引き続き新旧対照表の方の9ページでご説明をさせていただきますので、新旧対照表の9ページをごらんいただきたいと思ひます。

改正内容につきましては3点ございまして、9ページの現行のアンダーラインに示してありますように、1点目でございますけれども、扶養手当を月額6,000円から改正案では6,500円に500円の引き上げ、また2点目につきましては、新旧対照表の9ページ、勤勉手当でございますけれども、9ページから10ページにありますように、勤勉手当を100分の72.5、いわゆる0.725カ月分から100分の77.5、0.775カ月分に0.05カ月分の引き上げというものでございます。

また、3点目につきましては、新旧対照表の11ページから19ページにうたっておりますように、行政職、医療職職員で1級から4級までの該当者で、いわゆる初任給や主に給料の低い職員を対象とした給料表の改正であります。

なお、適用日でございますが、議案つづりの36ページに戻っていただきたいと思ひます。

36ページの附則、施行期日等の2で2つありますように、この扶養手当、職員の給料については、平成19年4月1日に遡及して適用する。また、勤勉手当については、平成19年12月支給分については、基準日の12月1日から適用する。そして、平成20年以降の6月、12月支給分については、施行期日1の(2)により、平成20年4月1日から適用するというものでございます。

以上でございますけれども、この改正によりまして、年間のボーナスの支給額につきましては、議員特別職、一般職職員が年間で4.5カ月に統一されるというものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。議案第7号の横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります、議案つづりの39ページをお開きいただ

きたいと思います。

この本案は、病院の医師不足が社会問題になっている中にありまして、近隣の病院が待遇改善を図り医師の確保に努めている状況にあることから、東陽病院においても待遇改善し、医師確保を図るべく特殊勤務手当を引き上げるものであります。

それでは、議案第7号を読み上げさせていただきます。

議案第7号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成19年12月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

改正内容につきましては、引き続き新旧対照表の21ページをごらんいただきたいと思ます。

別表第3条の現行の診療手当につきまして、アンダーライン部分の病院長以下、その他の医師までそれぞれの医師手当の月額を一律17万円に改正し、平成20年1月1日から施行するというものでございます。

議案第2号から議案第7号までは以上でございますが、慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第8号及び議案第9号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第8号 横芝光町地域活動支援センター条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

新規制定でございますので、新旧対照表にはございません。

議案つづりの43ページをごらんください。

議案第8号 横芝光町地域活動支援センター条例の制定について、別紙のとおり制定するというものでございます。

条例本文は、45ページからでございます。

この条例は、町健康福祉センター「プラム」の敷地の中にございます横芝光町福祉作業所「たんぼぼ」を障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターに移行させるために制定しようとするものでございます。これは、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行に伴

いまして、これまで市町村が運営主体となっておりました法定外の小規模福祉作業所につきましては、市町村の必須事業であります地域活動支援センターへ積極的に移行することとされているためでございます。したがって、条例の内容は、現在制定されております横芝光町福祉作業所条例をそのまま引用させていただきまして、横芝光町地域活動支援センター条例として新たに制定しようとするものでございます。

本来、新規の条例制定の場合は、逐条にてご説明すべきところでございますが、福祉作業所条例から引用しております関係上、相違点についてご説明させていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

議案つづりの45ページでございます。題名を横芝光町地域活動支援センター条例とするものでございます。

第1条は、設置に関する規定でございます。第1条、心身障害者の自立の促進及び社会参加を図るため、障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを設置する。この規定は、地域活動支援センターを障害者自立支援法に基づいて設置することを明文化するものでございます。

第2条は、名称及び位置に関する規定でございます。第2条、地域活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、横芝光町地域活動支援センター「たんぼぼ」、位置、横芝光町栗山1076番地。名称につきましては、横芝光町福祉作業所から横芝光町地域活動支援センター「たんぼぼ」となります。位置につきましては、変更ございません。

第3条は、業務に関する規定でございます。第3条、横芝光町地域活動支援センター「たんぼぼ」（以下センターと言う）は、次に定める業務を行う。業務は、1号から4号までございまして、その内容は、福祉作業所と同一でございます。

なお、3条の柱書きで横芝光町地域活動支援センター「たんぼぼ」を以下センターと言うという略称規定を設け、第4号で引用しているものでございます。

第4条、入所の資格、46ページ、第5条の入所の定員、第6条、入所の許可、第7条入所の制限、第8条、入所許可の取消し等、第9条、使用料、47ページ、第10条、損害賠償、第11条、指定管理者による管理までの各規定につきましては、福祉作業所条例を引用したものでございます。

また、略称規定のもとで、地域活動支援センターを「センター」と表記するものでありまして、その内容は、福祉作業所条例と同一となっております。

第12条は、委任規定でございます。第12条、この条例に定めるもののほか、この条例の施

行に関し必要な事項は規則で定める。入所の定員、休所日、開所時間、入退所の手続等について規則で定めるものでございます。これらも福祉作業所条例と同一の内容となっております。

48ページをごらんください。

附則第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、福祉作業所条例の廃止を規定するものでございまして、この条例、つまり地域活動支援センター条例の施行に伴いまして、福祉作業所条例を廃止するものでございます。

附則第3項は、福祉作業所から地域活動支援センターへの切り替えに伴う経過措置についての規定でございます。

以上で、議案第8号 横芝光町地域活動支援センター条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案つづりは、49ページに議案分、改正法則につきましては51ページ以降でございます。新旧対照表は23ページでございますので、ご用意いただきたいと思います。

まず、改正本文の説明に入ります前に、この条例の内容につきまして若干ご説明をさせていただきます。

この条例は、1級または2級の身体障害者手帳を持っている人及び重度の知的障害者に対する医療費を助成するものでございまして、医療費と食事療養費の自己負担分について、それぞれ公的な補助をしてまいりました。

本条例の一部改正につきましては、先ほど町長の提案理由説明にありましたように、千葉県の高齢心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱の一部が改正され、医療費助成のうち入院時の食事療養費と生活療養費に関する個人負担分が補助対象外となったこと、また補助対象者につきまして、新たに所得制限が設けられたことに伴うものでございます。県補助金交付要綱の改正は、自立支援医療の所得制限の改正と従来から食費が自己負担となっていたことから、それらに準じて補助対象を変更するというものでございます。具体的に県の補助金要綱は、入院時の食事療養に関する個人負担をことしの4月から、所得制限規定をことしの8月から既に導入し、実施されているものでございます。当町における現在の対象



者は、身体障害者が474人、重度知的障害者が59人でありまして、実際の利用は毎月160人から180人で推移しております。

それでは、改正内容についてご説明いたします。ご説明に際しましては、新旧対照表により行いますので、新旧対照表の23ページをお開きいただきたいと思います。

第2条第1項第1号中、手帳という略称規定を削る改正でございますが、以後、本則中に該当する文言がございませんので、略称規定を置く必要がなく削除するものでございます。

次に、第2条第4項及び第5項を削る改正は、後ほどご説明いたします助成の範囲を定めました改正後の第4条の規定により不要となりますので、削除するものでございます。

次に、右側になりますが、改正後の第2条第4項の及び高齢者の医療の確保に関する法律を加える改正は、平成20年4月から老人医療が後期高齢者医療制度に変わるため、明文化するものでございます。

新旧対照表の24ページをごらんください。

第3条、第1項、各号列記外の第1号または第2号を次のいずれかに改める改正でございますが、同項に第3号及び第4号を追加することに伴いまして、文言整理をするものでございます。

また、及び高齢者の医療の確保に関する法律を加える改正につきましては、2条の改正と同様でございます。

第3号の追加についてでございますが、他の市町村に設置されている施設入所者の場合、他の市町村に設置されている施設入所者の場合、国保の被保険者の場合は、住所地特例制度がございまして、横芝光町の被保険者として当町の各種福祉サービスや助成を受けることができますが、社会保険の場合は住所地特例がなく、施設のある市町村の福祉サービスを受けることとなります。このような場合、施設が多数あり、かつ社会保険の被保険者が大勢入所したときは、その市町村の福祉サービスが大きな負担となるなど、結果として他市町村からの入所者を補助対象外としている場合がございます。このようなケースでは、ご本人は、施設のある転出先でも前住所地である当町からも、補助の対象外となってしまいます。

そこで、当町が自立支援法に基づき費用を支弁している場合、かつ施設所在の市町村から助成を受けられない場合など、特殊なケースにつきましては、国保の住所地特例に準じ、当町において助成が可能となるよう規定するものでございます。

第4号の追加でございますが、自立支援法以外の施設などに対処するための規定でございます。

次に、第3条に1項を追加する改正であります。改正後の第3条第2項は、千葉県の補助金交付要綱の改正に伴い、医療費助成に当たり所得制限を設けるものでございます。所得の基準につきましては、規則で定めることとしております。現時点での所得の基準は、扶養義務者等の町民税所得割額が23万5,000円以上という額が県から示されておりまして、同額を予定しているものでございます。

新旧対照表25ページ、議案つづりは51ページから52ページでございます。

引き続き新旧対照表でご説明してまいります。

第4条第1項は、医療費の助成の範囲を改正するものでございます。医療保険各法と平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度を対象とするため、高齢者の医療の確保に関する法律を追加いたします。また、現行改正前の第2条第4項の保険給付に関すること及び第5項の一部負担金等に関する定義規定も盛り込みましたので、さきにご説明いたしました現行の第2条第4項及び第5項を削除するものでございます。

また、今回の第4条第1項の改正は、自立支援医療制度と同様に、食事療養及び生活療養に関する費用を自己負担とし、助成の対象外としているものであります。

第4条第2項の改正は、法の改正や制度改正に伴い条文の整理をしたものでございます。

第4条に1項を加え、改正後の第4項となる追加規定でございますが、天災、その他の事由により、生活が著しく困難で特に必要がある場合における助成について、入念的に規定したものでございます。

議案つづり52ページをごらんください。

附則第1項は、条例の施行日でございます。条例改正の周知期間を考慮し、平成20年4月1日とするものでございます。

附則第2項、改正後の第3条、第2項であります所得制限規定及び第4条、第1項の食事療養費と生活療養費の自己負担につきましては、平成20年4月1日から適用し、それ以前の医療費につきましては、従来どおりとする経過措置規定を設けるものでございます。

なお、この条例に関する山武地域及び隣接市町の状況でございますが、東金市、大網白里町は8月から、匝瑳市が9月から、多古町が10月から、九十九里町が12月から既に実施されておりまして、山武市、芝山町、そして当横芝光町が今議会でご審議をいただき、平成20年4月の実施を予定しているものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明とさせていただきます。議案第8号、議案第9号の両議案とも慎重審議の上、可決承認くださるようお願い申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は13時といたします。

（午前 11時55分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（八角健一君） 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第10号及び議案第11号について、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案つづりの53ページでございます。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

55ページに専決処分書が添付してございます。

本案は、栗嶋橋修繕にかかる工事費に不足が生じるとともに、早期に修繕を行う必要がありましたことから、平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）を平成19年11月12日に専決第2号として専決処分させていただきましたので、そのご承認をいただきたく提案したものでございます。

それでは、別添でございますが、平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,065万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,337万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、前年度繰越金をもって財源手当するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、7款2項2目、道路維持費の道路維持事業に工事請負費として1,065万円を措置するものでございます。

以上、慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第11号 平成19年度横芝光町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

議案は別添となっております。補正予算(第4号)、こちらでございますので、ご用意をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成19年度横芝光町一般会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,467万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ99億7,805万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから4ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表となっております。

それでは、8ページからの表に基づきまして内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、1款1項1目個人町民税でございますが、個人所得の伸びが予想を下回ってしまったことや収納率が悪化していることにより、6,856万7,000円を減額するものでございます。

2目法人町民税は、現在までの収入状況と今後の推計の上に立って2,492万5,000円を減額するものでございます。

10款1項1目地方交付税は、普通交付税で算定された全額を予算化するものでございます。

12款2項1目民生費負担金は、第二松丘園建設にかかります償還金への成田国際空港株式会社からの負担金が重複計上されていたための減額でございます。

14款1項1目の民生費負担金は、介護給付事業負担金で認定者が当初見込みよりも少ないための減額となり、児童手当関係ではゼロ歳から3歳までの給付額が引き上げられたこと、また対象児童の増加により増額となっております。

14款2項2目民生費補助金は、地域生活支援事業統合補助金が全国で400円の予算額とさ

れ、このたびこれの配分内示があったことから減額となり、4目土木費補助金は - 11号線に対する増額が認められ、5目教育費補助金は、単価の改正により増額、6目農林水産業費補助金は事務費が新たに認められたこと、7目消防費補助金はハザードマップ作成に対する補助金が認められたことによって、増額となっております。

9ページでございます。

15款1項県負担金の2目民生費負担金並びに4目消防費負担金は、国庫支出金でご説明いたしました介護給付事業や児童手当並びにハザードマップ作成に係る県負担分の増または減でございます。

15款2項2目の民生費補助金の重度心身障害者医療費給付事業補助金は、医療費の給付の増額により、在宅重度知的障害者福祉手当給付事業補助金は受給者の増加により、経過的精神障害者共同作業所運営費補助金は、県において補助金交付要綱が制定されたことにより、地域生活支援事業統合補助金は、国補助金の減額に伴い、障害者自立支援特別対策事業補助金は、障害者と保護者の交流スペース用遊具の設置費が新たに認められたことにより、経過的心身障害者小規模福祉作業所運営費補助金は、利用者の増によりそれぞれ増額あるいは減額しております。

15款3項1目総務委託金は、統計調査に係る委託金で、執行見込みに立った調整をしております。

16款2項2目物品売払収入は、町有バスの売払収入で774万9,000円で売り払いしたものでございます。

19款1項1目繰越金は、補正財源の不足分を措置するものでございます。

20款5項2目雑入は、栗山川環境ボランティアの横芝地区側の実施分が、このたび認められたものでございます。

10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

2款1項7目財産管理費は、本庁舎の通信運搬費に不足が生じたための増額でございます。

8目企画費は、来年4月から町内循環バスの運行経路を一部変更する予定でございますが、これに関する時刻表の印刷並びに社内設備や停留所変更の経費でございます。

9目行政センター費の維持管理事業は、植木手入れ賃金の委託料への振り替え、並びに返却した駐車場用地の現況復旧工事費に残額が生じたための減額で、共用事務備品管理事業は、本庁舎への移転に伴う備品の移設費並びに処分費でございます。

13目情報管理費のネットワーク管理事業は、行政センターが廃止されることに伴い、現在設置されておりますインターネット回線を文化会館に切り替えるとともに、社会福祉協議会が入ることになっております庁舎裏側の分室並びに文化会館、町民会館にネットワークを構築する経費を、電子自治体整備事業では、光ファイバーによる通信サービス提供範囲の拡大のため、商工会に普及事業費の補助を行うものでございます。

11ページでございます。2款2項1目税務総務費は、申告受け付けに必要な経費の計上でございます。

2目賦課徴収費は税源移譲に伴い、所得税の住宅取得控除に国税の残額が発生する場合がありますことから、これを町民税から控除できるとされたため、必要な申告書を印刷するものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事業は、住民マスターの更新委託料並びに行政センターの廃止に伴う戸籍システムの移設費であり、住民基本台帳ネットワークシステム事業は、システムのバージョンアップに要する費用でございます。商業施設内証明書等発行事業は、戸籍住民基本台帳事業費へ経費を振り替えたための減額となっております。

12ページをお願いいたします。

2款5項2目委託統計調査費は、執行見込みに立ちました調整でございます。

3款1項2目老人福祉費の敬老事業は、事業費の確定に伴う減額であり、13ページになりますが、高齢者生きがい対策事業は、老人憩いの家光風館浄化槽の修繕料で、はり・きゅう・マッサージ等施設利用者助成事業は、利用者増により増額となっております。

3目障害者福祉費の在宅重度知的障害者及び寝たきり身体障害者福祉手当給付事業は、利用者の増額により増額となっており、重度心身障害者（児）医療費給付事業では、給付額が増額傾向にあるため実績見込みによる増額の計上、精神障害者共同作業所運営補助事業は、利用者の増額により増額、地域生活支援事業は利用者が少ないことによる減額、介護給付訓練等給付事業は、関係するサービス等の実績見込みによる減額、14ページになりますが、障害者自立支援特別対策事業には、国保連合会とのシステム連携に係る費用並びにプラム内に障害者と保護者の交流スペース用遊具を設置する費用を、心身障害者小規模福祉作業所運営補助事業は、利用者の増による増額補正をそれぞれ計上しております。

3款2項2目児童措置費の児童手当の給付事業は、ゼロ歳から3歳までの手当額が5,000円から1万円に引き上げられたこと及び対象児童の増加による増額補正であり、交通遺児手当支給事業は、対象者の増加による増額補正でございます。

15ページでございます。4目保育所費は、平成16年に光町中央保育園におきまして行われました園舎新設の借入金に対する利子補給費でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、乳幼児医療費が増額傾向にあるため、関係費用の実績見込みによる増額を計上しております。

4目老人保健対策費は、平成18年度事業費の確定による県への返還金でございます。

5目環境衛生費は、東町区へのごみ集積所修繕費の補助金でございます。

7目上水道費は、山武郡市広域水道企業団への高料金対策負担金でございます。

5款1項1目農業委員会費は、先進地視察研修のための旅費でございます。

2目農業総務費の地産地消食育推進事業は、年度内に県計画と整合性をとった町計画を策定する予定でございまして、策定員に対する報償費を計上。

16ページになりますが3目農業振興費では、ライスセンター等への機械化施設等促進事業におきまして、本年度の事業費が確定したための減額でございます。

5目農地費の土地改良関係団体負担金事業は、新宿機場の電気料不足分であり、地域排水管理事業は、豪雨により排水路の路肩が陥没している木戸地域の排水路改修工事費、木戸排水機場管理事業は、木戸排水機場に設置してございます排水ポンプ4台のうち1台が使用不能となっていることから、これの交換工事を、農地水環境保全向上対策事業では、関係する事務費を計上しております。

6目農道整備事業費は、農免道路の入地域でございますが、400メートル程度にわたり側溝に土砂が堆積していることから、これを取り除くための委託料でございます。

5款3項1目水産業振興費は、マリンピア栗山川のトイレ修繕費でございます。

17ページでございます。6款1項3目観光費は、賃金並びに使用料及び賃借料では、梅まつり会場の整備関係費を、需用費では観光パンフレットの印刷費を、工事請負費では駅前アーチ広告塔の改修費の計上となっております。

7款2項1目は、合併推進体制整備費補助金を道路橋梁総務費に振り替えたための財源振り替えでございます。

3目道路新設改良費は、-11号線、ふれあい橋から横芝上堺線に至る路線の1工区でございますが、これによりほぼ完成の見込みとなります。町道A-233号線は、町単独の道路改良事業でございまして、その他町道整備事業は、緊急に対応しなければならない工事が発生した場合の計上でございます。

18ページをお願いいたします。

8款1項4目災害対策費は、国及び県の助成が認められたための財源振り替えでございます。

9款1項2目事務局費の事務局事務費は、各小学校の校外学習時等のバス賃借料に不足が生じたための措置であり、要保護、準要保護児童生徒修学援助事業は、認定者の増による増額補正でございます。

9款2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業は、白浜小学校の電気制御盤並びに校舎の戸や屋根改修工事費であり、上堺並びに大総小学校の管理事業は、立消え防止コンロの購入費でございます。

2目教育振興費は、小学校のコンピューター賃借料でございますが、入札等の結果、安く契約できたことから減額となっております。

19ページでございます。9款3項2目、教育振興費は横芝中学校のコンピューター賃借料でございますが、リース期間を新校舎へ移転するまでの間、延長したことにより減額となっております。

9款4項1目、幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金の階層別単価が改正されたことにより、増額となっております。9款6項2目、体育施設費の栗山野球場一般管理事業は、ベンチ屋根の修理費で、光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は、温水プールの循環ポンプ並びに灯油サービスタンクの改修費とストリートバスケットボールの改修費であり、横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業は、野球場のネット改修費並びに公園の屋外時計改修費でございます。

最後になりますが、20ページ給与費明細書は、統計調査員の報酬が補正されることに伴い、その他の特別職欄が変更となっております。

以上、平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第12号について、住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） それでは、議案第12号につきまして詳細説明をさせていただきます。

資料は、平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）をごらんいただきたいと思ひます。



まず、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,679万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,165万4,000円とするものであります。

6ページをごらんください。

歳入であります。5款1項1目、療養給付費等交付金、補正額5,923万2,000円ですが、1節の現年度分4,640万3,000円につきましては、平成19年度分の交付決定に基づき、またその下の2節過年度分につきましては、平成18年度分の精算に伴い1,282万9,000円の追加交付となるための補正であります。

次に、10款1項繰越金、2目その他繰越金、補正額3,756万5,000円につきましては、この後、歳出でご説明申し上げますが、保険給付費、保健事業費等の補正に伴い不足する財源を前年度繰越金で補おうとするものであります。

次に、歳出であります。その下の7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費28万5,000円は、平成20年4月から負担割合が1割から2割になる予定でありましたが、当面は1割負担のままとなった高齢者受給者表の発行にかかわる封筒の印刷代及びその郵送料であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正合計額8,800万円ですが、本年中間期の医療費動向により、一般被保険者分で1,800万円、退職被保険者分で7,000万円の不足が見込まれるため、補正計上させていただくものであります。

また、次の2項高額療養費6,000万円の補正額につきましても、保険給付費と同様に退職者分の高額療養費の伸びが大きいため補正をお願いするものであります。

6款1項保健事業費、1目保健事業活動費251万2,000円は、人間ドックの利用者が多く、委託料の不足が見込まれるため増額補正を計上させていただいたものであります。

以上、歳入歳出それぞれ9,679万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,165万4,000円とするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、詳細説明といたします。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第13号について、食肉センター所長、土屋文雄君。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、議案第13号を説明させていただきます。

別添にございます平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算案をお開き願いたいと思います。

議案第13号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億707万5,000円とするものです。

それでは、事項別明細書で説明をいたしますので、6ページをお願い申し上げます。

まず、歳入でございますが、2款2項1目、食肉処理衛生補助金1,133万円を追加するものでございます。この補助金につきましては、当センターが平成19、20、21年度の3カ年で計画しております施設改修事業に対しまして、県から衛生対策に係る事業については2分の1、その他関連する事業については、3分の1の補助金が交付されることが決定されたことによりまして、本年度に実施いたしました小動物施設、検肉室、予冷室、冷却設備改修工事、大動物施設、冷蔵庫扉交換、枝肉搬出ライン及びかさ上げ交換工事につきましては、衛生対策事業として補助対象事業費の2分の1、額で968万円、歳出で補正計上させていただきました施設改修事業実施設計委託費は、その他関連事業として補助対象事業費の3分の1、額で165万円、合わせまして1,133万円でございます。

4款繰入金につきましては、500万円を減額するものでございます。改修経過におきまして、県補助金が見込まれるため減額をいたしまして、積立金に充てるものでございます。

5款繰越金374万円を追加し、2,622万1,000円とするものでございます。前年度繰越金は5,449万5,000円ですが、今回、必要額を追加したところでございます。なお、留保財源については2,827万4,000円となる予定であります。

続きまして、7ページをお願いしたいと思います。

歳出でございます。

1款1項1目、一般管理費を148万7,000円減額し8,533万円とするものでございます。これにつきましては、消費税を148万7,000円減額するもので、これにつきましては、平成18年分にかかる消費税額の確定によるものでございます。

2款1項2目、施設整備費を656万3,000円追加し3,112万2,000円とするものです。委託料、施設改修工事实施設計委託料を追加するもので、これは平成20年、21年の施設改修工事にかかるもので、平成19年度中に実施設計を完了させ、平成20年度における事業の円滑化を図るため補正計上いたしました。

4款1項1目、積立金を499万9,000円を追加し500万円とするものでございます。歳入でご説明を申し上げましたけれども、県補助金が見込めるため財政調整基金に積みたてし、今後の施設整備の財源とするものであります。これによりまして、平成19年度末の基金保有高は1億5,983万2,000円となる見込みでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第13号の補足説明といたします。

慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第14号及び議案第15号について、住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） それでは、議案第14号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを詳細説明させていただきます。

資料は、議案つづりの57ページをごらんください。

議案第14号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成19年12月5日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、郵政民営化に伴い本年10月1日に地方公共団体の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の一部が改正され、現在、町内4郵便局において取り扱っている戸籍関係事務等について、改めて議会の議決を求めるものであります。

まず、1番として、指定する郵便局の名称は、大総郵便局、横芝北清水郵便局、日吉郵便局、木戸郵便局の4郵便局であります。

2番として、郵便局に取り扱わせる事務といたしましては、まず1番目、戸籍謄本及び戸籍抄本並びに除籍謄本及び除籍抄本の交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、2つ目として、納税証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、住民税決定証明書、評価証明書、資産証明書及び公課証明書の交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務。

3点目として、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務。4点目として、住民票の写しの交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務。

5点目として、戸籍の附表の写しの交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務、6点目として、印鑑登録証明書の交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務の6点であり

ます。

これらの事務につきましては、本年4月から郵便局で開始しているわけではありますが、各郵便局ごとに毎月平均10件前後の取り扱い実績が現在までございます。

3番目として、事務を取り扱わせる期間であります。平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、取り扱い期間満了の日から3月前までに、横芝光町と郵便局、株式会社のいずれからも解除の意思表示をしないときは、取り扱い期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とすると規定しております。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

次に、議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明をさせていただきます。

議案つづり59ページをごらんください。

議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次のものを人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

まず、お1人目でございますけれども、横芝光町篠本505番地の大木彰氏は、昭和21年2月20日生まれの61歳になる方で、平成16年3月に八日市場市役所を退職され、現在は匝瑳市図書館に嘱託で勤務されている方です。

次に、横芝光町木戸9634番地の19にお住まいの山下徳造氏は、昭和22年1月12日生まれの60歳で、既に3期人権擁護委員を務められた方で、引き続き人権擁護委員をお願いしようとする方です。

次に、横芝光町屋形736番地、海保英之氏は、昭和22年7月17日生まれの60歳で、長く地方公務員生活を送られ、本年3月に当横芝光町役場を退職された方です。

次に、横芝光町屋形784番地の7、永野貞雄氏は、昭和24年3月9日生まれの58歳で、1期3年の人権擁護委員を経験され、引き続き再任をお願いしたいため今回推薦することとなった方です。

簡単ではございますが、以上で議案第15号の詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

#### 委員会の閉会中の継続調査について

議長（八角健一君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

民生文教常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 休会の件

議長（八角健一君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月6日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、12月6日は休会と決定しました。

#### 散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

12月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時35分）

## 平成19年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成19年12月7日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 発議第2号について(提案理由説明)
- 日程第 2 議案第16号について(町長提案理由説明)
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 休会の件

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(16名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	若 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	9番	野 村 和 好 君
10番	山 崎 貞 一 君	11番	伊 藤 囿 樹 君
12番	嘉 瀬 清 之 君	13番	川 島 透 君
14番	鈴 木 唯 夫 君	15番	八 角 健 一 君
16番	川 島 勝 美 君	18番	越 川 洋 一 君

### 欠席議員(2名)

8番	鈴 木 克 征 君	17番	越 川 輝 男 君
----	-----------	-----	-----------

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	理 事	鈴 木 孝 一 君
総 務 課 長	林 英 次 君	企画財政課長	林 新 一 君

環境防災課長	布施 勇 君	税務課長	並木俊郎 君
住民課長	高蝶文徳 君	産業振興課長	高埜広和 君
都市建設課長	瀬理和夫 君	福祉課長	山本照男 君
健康管理課長	実川 薫 君	食肉センター長	土屋文雄 君
東陽病院 事務長	田鍋悦央 君	会計管理者	海保清一郎 君
教育長	海保教之 君	教育課長	小堀正博 君
社会文化課長	越川 岳 君	代表監査委員	大木國臣 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實川裕宣	書 記	須合京子
-----	------	-----	------

### 開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

本日、議員、鈴木克征君、議員、越川輝男君の兩名から欠席の届け出がありましたので報告申し上げます。

次に、産業建設常任委員会委員長から発議案、町長より追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

これより日程に入ります。

### 発議案第2号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第1、発議案第2号を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、伊藤園樹君。

〔産業建設常任委員会委員長 伊藤園樹君登壇〕

産業建設常任委員会委員長（伊藤園樹君） おはようございます。

引き続きご苦労さまでございます。

発議第2号 道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書について、提案理由説明を申し上げます。

本案は、地域経済、社会活動を促進する最も基礎的な社会基盤である道路について、今後とも一層の整備を推進していく必要があることから、地方が真に必要としている道路整備を確実に推進できるよう、道路特定財源諸税の暫定税率の延長等について、政府関係機関に対し意見具申するものであります。

なお、この件は町長を通じ、道路整備促進規制同盟会、千葉県連合協議会会長、茂原市長の石井常雄氏から、当議会に対し、国への要望活動を行うよう依頼があったものであります。

また、当町にとっても、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の見直しは、地方道路整備



交付金などで進めているものでありまして、粟嶋橋、長塚橋架橋等の道路改良事業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されるところでもございます。

議員各位には、意見書案の趣旨また当町の状況をご理解の上、可決、承認くださりますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

以上であります。

〔産業建設常任委員会委員長 伊藤囿樹君降壇〕

議案第16号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第2、議案第16号を議題とします。

町長からの提案理由説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

議会開会2日目でございます、まことにご苦労さまでございます。

それでは、早速でありますけれども、追加議案の説明をさせていただきます。

今議会初日の政務報告でご報告申し上げるとともに、議会終了後に開催いたしました議会全員協議会においてご説明させていただきました横芝中学校建設事業に伴う契約議決を求める追加議案を提出させていただきましたので、その提案理由を述べさせていただきます。

議案第16号の横芝光町横芝町立横芝中学校改築2級併行防音工事（建築）請負契約の締結についてであります、本案は横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（建築）請負契約の予定価格が、条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、このたび追加提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） おはようございます。

それでは、私の方から、横芝光町立横芝中学校改築 2 級併行防音工事（建築）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第16号でございます。

契約の目的は、横芝光町立横芝中学校改築 2 級併行防音工事（建築）請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る12月3日に4特定建設工事共同企業体の参加による受注型競争入札を行い、古谷・青柳特定建設工事共同企業体が、入札基礎比較予定価格18億6,220万円に対しまして、入札書記載価格16億円で落札候補者となり、同日に設計者の意見を確かめながら資格審査を行い落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えました16億8,000万円を契約金額とし、古谷・青柳特定建設工事共同企業体、代表者千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地 - 1、古谷建設株式会社、代表取締役古谷・、構成員、千葉県山武郡横芝光町横芝2095番地 - 1、株式会社青柳建設、代表取締役青柳誠を契約の相手方として請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格を公表し、最低制限価格を設けないで実施いたしました。

参考までに他社の入札価格をお知らせしますと、大成・鈴木特定建設工事共同企業体17億3,000万円、奥村・池田工建特定建設工事共同企業体17億5,800万円、大林・山田特定建設工事共同企業体18億3,000万円で行いました。

以上、横芝光町立横芝中学校改築 2 級併行防音工事（建築）請負契約の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

#### 一般質問

議長（八角健一君） 日程第3、これより一般質問を行います。

齊 藤 隆 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆君。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

5 番（齊藤 隆君） おはようございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をいたします。

先月、28日には、中学生議会在、この議場で行われました。町政について、広く関心を持っていただくことは、町に住む小中学生から大人の方々まで共通の課題であります。真剣な議論が繰り広げられた中学生議会在がセレモニーに終わることなく、継続して注目されるべきであります。議会在と町執行部が車の両輪として、開かれた町政運営に当たる必要があります、そのためにもわかりやすく、お互いがわかりましたと言えるような町のビジョンを示していただくことをお願いして質問に入ります。

初めに、安心安全なまちづくりについてお伺いいたします。

全国的に医師不足が重大問題となっている中、当町においても、大総診療所の閉鎖や東陽病院勤務医の独立開業による退職のための土曜日の外来診療廃止が決定されました。私たち町民にとって、大変深刻な問題であります。

当町を取り巻く医療の現状を、どのように認識されているのか、その上で、今後どのように地域医療を守り充実させていく方針なのか、その方向性を町民に示す必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、現在検討が進んでいる中央病院構想は、地域医療の核となるものであり、当町の医療充実を図る上で分けては考えられないと思います。東金病院の老朽化や医師不足による医療過疎を解決し、地域医療の拡充を図ることを目的として、地域が一つの病院となり、住民、患者が満足できる、より良質な医療サービスを提供するという基本理念を掲げた山武地域医療センター構想は、長生郡市を含めた九十九里地域にエリアが拡大することとなっております。当町を含め、地域医療、緊急医療のかなめとして、町民からも期待されていますが、その後の進展について関心も大変多くを持っております。

総合的な医師不足の解消や病診連携、医福連携をどのように図るのか、グランドデザインを示す必要もあると思いますので、あわせてお伺いいたします。

次に、町内の危険箇所の把握と住民周知の必要性についてお伺いいたします。

定期的に巡回をされ、土砂崩れや倒木、堤防など、危険箇所の把握に努めておられるとは思いますが、これらの情報をその地域に知らせておくことが、災害予防の根幹であります。防災や減災にもつながると考えられますが、いかがお考えでしょうか。

このような情報を防災訓練の際にも活用し、地域の安全度を住民にも考えてもらうようにすることは、地域内連携、協働のまちづくりにもつながるものと考えられます。防災訓練の

主役は、言うまでもなく、すべての住民であります。また防災に限らず自治は、地域住民の活動であるはずであります。今のように何かにつけて消防団員を中心に考えることに、消防団員の中からも不満が出ております。

住民の視点でこの問題をどのように考えるのか。合併後2回行われた防災訓練の検証とあわせてお伺いいたします。

2点目として、行財政改革についてお伺いいたします。

平成20年度の予算編成についてであります。その作業が本格化しております。大型事業がメジロ押しとなり、合併協議で予定していた事業計画よりも、ハード面で前倒しとなり、厳しい財政運営となることは目に見えております。経費削減は言うまでもありませんが、単に削るだけではマイナス思考となり、組織も事業も疲弊してしまいます。その結果、一番困るのは住民であります。

事業と予算は対をなすものであります。その予算がないとの説明だけで、どんどん事業が縮小、廃止となり、その影響が住民生活に及び、最近では住民の中からも不満が出ております。厳しい現状ではあります。その中でも新しいアイデアが生まれ、実現できるように、プラス思考の体制が生まれるようなかじ取りが求められております。いかがお考えでしょうか。人口2万6,000人の町ではあります。町の活性化のためにも、町民、職員に元気が出るような予算編成を望みます。どのような方針で予算を編成されるのかお伺いいたします。

予算を組むに当たっては、事業の計画とともに、現年度の予算の執行状況も重要な判断であります。そこで、18年度決算に対し、19年度実績の進捗状況がどのように推移し、来年度予算にどのように反映されるのかお伺いいたします。

また、町の財政状況を広報などで周知していただいているところであります。町民の皆さんにより理解していただく必要があると思います。幾つかの市町村で、個々の家計になぞらえた表現により、財政状況をわかりやすく解説しておりますが、当町でも取り入れてみてはいかがでしょうか。

次に、町長の進める行政改革についてお伺いいたします。

今年度末、平成20年3月31日をもって、行政センターが廃止されます。また、文化スポーツ振興財団の解散なども計画されております。これにかかわる町民に不便が生じないように、周知の徹底を図る必要があると思いますがいかがお考えでしょうか。

広報やホームページを利用するとの回答が予想されますが、それだけではなく、実際に携わっている町民に早急に直接伝達することも必要だと思われ。具体的な方法について、

いかがお考えでしょうか。

また、当然それらに伴い、組織機構の改革や人員配置も変わりますが、住民の利便性向上が第一に図られるべきであります。その点を含め、いかに改革を進められるのかお伺いいたします。

3点目として、現在進められている大型事業の進捗状況と今後の進め方についてお伺いいたします。

1つの事業を計画し完成を見るまでには、関係各位の並々ならぬご努力と地域の協力がなければ実現しないことは言うまでもありません。その事業を進めるに当たって、粛々と計画を立て、粛々と説明を行い、地元の理解と協力を得て、やっと実現にこぎつけるわけであります。

役場職員の皆さんは、町長の指導のもと、それぞれの分野において、専門家、プロフェッショナルであります。つまり先の先まで知り尽くしているわけでありますが、説明を受ける住民が同じレベルであるとは限りませんので、その過程で行政と地域との認識のずれがないかお伺いいたします。

具体的に申しますと、地区から事業に対する説明を求めても、正式決定を見てからでなければ説明できない場合や、担当課が1つの課でなく複数の課にまたがっている場合に、それぞれの部分の説明に終わり連携がとりにくいという現状があります。行政サイドとすれば、正式決定していないことを説明して、過大な期待を地域住民に与えてしまうというリスクを犯したくないという考えや、イメージと実際に仕上がったものとのギャップを生みたくないということも十分理解できます。しかし地域として、町が進める事業の概要と展望が知りたいと要望しているのであれば、途中経過についての情報提供として説明を行い、先々の住民の協力を得る段取りとしてとった方が、スムーズな事業推進につながると思います。

どうしても住民側からすると、決定事項の説明会というイメージが多く不満が出ます。何かと協議事項がふえるのは大変かもしれませんが、段取り八分という言葉もありますので、町長のリーダーシップを発揮し、地域の協力を得て、事業をスムーズに進めるための手段として説明会を考えるべきと思います。

町長の考えを伺い、壇上からの質問といたします。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤隆議員のご質問にお答えします。

なお、町内危険箇所の把握と住民周知、防災訓練の検証、大型事業の進捗状況と今後の進め方については、それぞれ担当課長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、医療関係のご質問についてお答えいたします。

当町を取り巻く医療の現状についてと今後の医療体制の方向性について、関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

11月9日の全員協議会においてご説明いたしましたとおり、今月をもちまして大総会館診療所が閉鎖されることになるほか、東陽病院におきましても、内科医師が退職することにより、土曜日の外来診療を廃止せざるを得ない状況であるなど、厳しい医療の状況であることは認識しております。

しかしながら、これは当町だけの問題ではなく、全国的に医師不足が背景にある中で、近隣市町の公立病院における医師不足はご承知のことと存じますが、どこの病院でも医師が退職することによって、その後任が確保できないため、やむなく診療科目を削減したり病棟を閉鎖するなどをしている状況でございます。

そのような中においても、当町でも町立の東陽病院では医師が1名退職することにはなりますが、そのために大幅な診療制限を行うことなく病院運営を維持できるものと考えております。また、地域住民のホームドクターとしての役割を担う開業医の先生方も比較的多くいらっしゃいますし、救急救命医療体制につきましても、近くに旭中央病院という大病院があることから、医療過疎と言われる地域から比べれば、幾分恵まれている状況であるものと考えております。

しかし、これで当町の医療環境が十分整備されているというわけではございませんので、今後も東陽病院の医師確保と診療体制の充実を図るために、病院長を中心に鋭意努力していくつもりであります。また、東陽病院が担うべく地域医療とは別に、救急医療につきましても、当町単独で賄うことは財政面からも人材面からも極めて困難であるものと考えておりますので、これにつきましては旭中央病院に頼るだけではなく、千葉県も含め、医療圏域の中で広域的な整備をしていくことが望ましいものと認識しております。

いまだ具体的な方向性は示すことができませんが、九十九里地域医療センター計画に基づき整備を検討されております救急救命センターのあり方については、関係するそれぞれの市町の事情があることとは思いますが、我が横芝光町にとっても、そして医療圏域全体にとっ

ても、最も望ましい形で実現に向けて、関係機関等と協議検討をさせていただきたいと考えているところであります。

また、病院と診療所の連携、いわゆる病診連携につきましては、東陽病院においても町内及び近隣の開業医の先生方から患者紹介や、院内勉強会へ近隣医療機関の医師を初め医療スタッフの方々をお招きし、情報の共有化を図るなどに努めているところでありますし、医療と福祉の連携につきましても、第二松丘園内に設置された地域包括支援センターを中心に医療機関と福祉施設との連携をとりながら、また東陽病院におきましては、医療相談員、いわゆるソーシャルワーカーが、患者さんの抱えるさまざまな問題の相談に応じながら、医療、介護を必要とする方々が少しでも質の高い生活が送れるようにと努めているところでございます。

次に、行政改革に関するご質問にお答えいたします。

平成20年度の予算編成方針については、10月11日に、限られた財源の重点的、効率的な配分に徹すること、最少の経費で最大の効果を上げることが基本方針として伝達し、企画財政課で、現在各課から要求額を取りまとめているところであります。

合併したとはいえ、横芝光町は、基礎体力が弱い自治体同士の合併であり、合併から1年8カ月が経過いたしました。財政状況は決して楽観できる状況ではありません。

一般財源の約4割を占める地方交付税につきましては、国の抜本的な制度見直しと改革により、これまで以上の財源の確保が難しくなる見込みであり、地域や住民の皆様との協働の取り組みなどにより、行政の担うべき役割を再構築し、持続可能な財政を構築していかなければならないと思っております。

新年度予算の編成に当たりましては、前年度の決算あるいはまちづくり懇談会や新町建設計画並びに総合計画作成など機会を通して得られた幅広い意見、要望を受けとめ、限られた予算の中で、行政の果たすべき役割を踏まえながら、事業効果や優先度を十分検討した上で、引き続き経費の徹底した節減、合理化に努め、その分教育予算並びに子育て支援を中心とする福祉に重点を置きながら、住民サービスの向上のため、中・長期的視野に立った将来を見据えた予算編成を行いたいと考えております。

また、18年度の決算に対し、19年度実績の進捗状況がどのように推移し、20年度予算にどのように反映されるかとのことですが、平成18年度は合併初年度でもあり、事務事業の調整や合併特例事業の準備的色合いの濃い年でありましたことから、決算においても、比較的順調に推移したところでありますが、平成19年度では歳入面で町民税が税源移譲に伴

う増税感から収納率が落ち込んでいるのに加え、景気の回復感も個人にはまだ波及していない状況から、町税全体としては本会議の補正予算にも計上させていただきましたように、大幅な下方修正をせざるを得ない状況になっております。また、歳出面では、横芝中学校改築2級併行防音工事を初め、栗山川への架橋事業等に本格的に着手した年であり、今後これらの完成に向け財政需要が高まってまいります。このような諸般の状況を的確に把握しながら、停滞のない町政運営を目指して、平成20年度予算編成をしてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革関係のご質問の3点目の、今年度末に廃止を計画している行政センターなどにかかわる住民周知の徹底と、来年度の組織機構の改革についてお答えをいたします。

初めに、行政センターの廃止にかかわる住民周知についてであります。現在行政センター総務班において準備を進めておりまして、今月中に行政センター玄関に廃止の周知用ポスターを貼付するとともに、役場本庁舎、町民サービスセンター、文化会館、町民会館、図書館にも同様のポスターを貼付することとしております。

また、1月には、町ホームページに、2月には広報紙に、廃止と移転について掲載するとともに、チラシを全戸配布して周知を図ります。3月には、行政無線で放送するほか、福祉、住民、税務課及び行政センター等の窓口に移転の周知用チラシを用意し、来庁者に配布して周知の徹底に努めることといたしております。

文化スポーツ振興財団の解散に伴う、周知及び今後の施設予約の方法等につきましても、文化スポーツ振興財団において、施設予約等を含めその利用方法について、1月以降に住民周知をしてまいります。また、住民周知とあわせて、関係スポーツ団体等についても、直接周知すべく準備を進めています。

次に、来年度の組織機構の改革についてであります。

初めに、行政センターの廃止に伴う機構改革であります。住民課住民班窓口組織を改革し、新たに庁舎玄関ロビー窓口を設置し、住民窓口サービスの充実を図ってまいります。サピア内の町民サービスセンター窓口を加え、2つの窓口ができることによって、より一層の町民サービスが提供できるものと思っております。

続いて、文化スポーツ振興財団の解散に伴う組織改革であります。社会文化課の班体制をより実態に適応した班体制とすべく、指定管理者委託の光しおさい公園を含んだ各種施設の運営・維持管理を担当する班として、施設管理班を新設いたします。さらに、社会教育、社会体育事業全般に対して、職員が機動的に対応できるよう、現在の生涯学習班と社会体育



班を1つの班に統合し生涯学習班とします。

次に、産業振興課にかかわる組織改革についてであります。町産業振興事業を農政振興と商工観光振興に分類することにより、さらなる町産業の振興を図るべく、現在の産業班を農政班と商工観光班の2班に分割し、振興班を加え産業振興課を3班体制とします。

最後に、これら組織機構改革に伴う定員適正化計画等につきましては、これら改革作業とあわせて見直し作業をしています。したがって、退職、新規採用等の状況を考慮しながら、改革案を策定しているところであります。細かくは、職員の退職や文化スポーツ振興財団派遣終了に伴う職員配置等を踏まえ、人員削減対策も考慮しながら進めてまいります。また、人員適正化計画につきましては、策定次第議会へ報告させていただく予定であります。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） 私の方から、齊藤議員からの安心で安全なまちづくり推進についてのご質問の3点目、町内危険箇所の把握と住民周知についてお答えさせていただきます。

土砂崩れ等の危険箇所の把握につきましては、千葉県が町及び消防署と一緒に、年に1度急傾斜地指定箇所の点検、把握を行っております。

道路につきましては、日常業務の中で随時、道路施設等の状況の把握と点検しているほか、台風など自然災害のときには特別パトロールを実施し、倒木やがけ崩れ等の被災箇所の早期発見と応急対策を行っております。

また、栗山川につきましては、千葉県が年2回、9月と2月に定期でパトロールを行い点検をしているほか、台風等自然災害が想定されるときには、町でも協力してパトロールを実施しております。

危険箇所の住民周知につきましては、危険箇所が発生したときなど、その都度適切な措置を講ずるとともに、状況に応じて地域の皆さんにも周知をしています。また、災害に関しては、現在作成中の地域防災計画とあわせて、津波浸水想定地域、洪水浸水想定地域及びがけ崩れ危険箇所を1つの地図にまとめ、避難所等を表示した防災ハザードマップとして作成します。平成20年4月ごろをめぐりに、町内各世帯に配布をさせていただくとともに、各集会所等へも一回り大きな地図を作成し掲示を予定しております。今後、防災訓練でも防災

ハザードマップ等を活用し、危険箇所の周知、啓発を図ってまいりたいと思います。

続きまして、4点目の防災訓練の検証についてであります。本年度は農繁期等を避け10月14日に、大雨洪水警報、大地震、津波警報を想定した住民の避難訓練、避難誘導訓練、非常召集訓練、災害対策本部設置訓練、災害時の要援護者安否確認等を行いました。その結果、参加者は一般住民、消防団及び町職員等約1,800人で、昨年とほぼ変わりませんでした。検証結果としましては、何といても、一般住民の参加者が少ないこと、要援護者の安否確認方法等が今後の主な課題であります。来年度は、この課題を踏まえ、参加者のご意見等を参考にして、よりよい防災訓練となるよう十分検討してまいります。

また日ごろ、火災など災害における活動や訓練、予防活動等をしていただいている消防団には、この防災訓練にも中心となって協力をいただきました。

しかしながら、こうした消防団の活動に対し、一部の住民等から理解が得られないことは大変残念に思います。

消防団は、町においてなくてはならない存在であり、地域社会から大変期待を寄せられています。今後とも住民等に消防団の重要性と必要性をご理解いただくとともに、各地域におかれましても消防団の活動に対し、特段のご理解とご協力をいただきたいと思います。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、教育課長、小堀正博君。

〔教育課長 小堀正博君登壇〕

教育課長（小堀正博君） それでは、齊藤議員の大型事業の進捗状況と今後の進め方についての横芝中学校に関しましてお答えをさせていただきます。

横芝中学校建設事業につきましては、建物工事の入札を12月3日に行い、冒頭町長から提案理由の説明がございましたように、本日契約案件として追加提案をさせていただきました。

そのほか、今年度は、備品購入の設計並びに現中学校の解体工事設計を発注し、現在作業を進めているところでございまして、来年20年度には早々にグラウンドを含めた校庭整備事業を発注する予定でございます。

なお、全事業完了までのスケジュールにつきましては、20年度中に新校舎を完成、21年度に現校舎の解体をするなど、おおむねの予定は示せるものの細かな工事スケジュールにつきましては詳細な打ち合わせが済んでいないことから、追って説明する機会を設けさせていただきたいというふうに考えております。

また、現在、建築工事現場におきましては、杭打ち作業を実施していることから、既に議

員の皆様にもご案内を差し上げましたとおり、12月14日に工事現場の視察見学会を開催する予定でございますので、年末ご多忙のところ恐縮ですが、ご参加くださいますようお願いを申し上げます、横芝中学校の進捗状況の回答とさせていただきます。

〔教育課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、都市建設課長、瀬理和夫君。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

都市建設課長（瀬理和夫君） 続きまして、道路橋梁などの進捗状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、粟嶋橋架橋及び取りつけ道路整備事業でございますが、総額8億円をもって、富下から於幾までの橋梁を含む600メートル区間を、平成22年度までに整備する予定であります。今年度は、9,411万7,000円の予算で、橋梁詳細設計、地質調査、用地取得、橋梁工事に必要な道路盛り土等の工事を予定しており、本年度末の進捗率は事業費ベースで19%になる見込みであります。

なお、来年度から、橋梁整備につきましては、県が事業主体となるために、今後工事期間、町の負担額等について協議をしております。

次に、都市計画道路坂田・北清水線の一部となっております栗山地先の町道 - 10号線道路改良事業でございますが、総額5億円をもって、1号線から旧県道までの1,200メートル区間を平成23年度までに整備する予定であります。今年度は、3,006万9,000円の予算で、測量設計、地質調査等を行い、来年1月ごろに第2回目となります地権者の説明会を開催し、用地取得に着手することにしておりまして、本年度末の進捗率は事業費ベースで7%になる見込みであります。

次に、長塚・北清水架橋及び取りつけ道路整備事業でございますが、総額10億円をもちまして、北清水地先から橋梁を含む県道横芝停車場白浜線の交差点までの1,000メートル区間を平成23年度までに整備する予定であります。今年度は、5,007万円の予算で、測量設計、地質調査等を実施しており、本年度末の進捗率は事業費ベースで8%になる見込みでございます。

最後に、事業の周知についてでございますが、現在進めている道路改良事業は、すべて町が一方的に物事を決めるのではなく、計画の段階から多く皆さんの意見を聞き入れながら行っているところでありまして、地権者のみならず可能な限り、地域の皆さんに対してもご理解、ご協力をいただくための必要な説明会は開催をしているところでありまして。

さらに、地域の皆さんや説明会に欠席された方に対しましても、周知不足にならないよう、きめ細かな対応を講じながら、今後も道路改良事業が円滑に進むよう努めていく所存でございます。

以上です。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） それでは、ご答弁いただいたところですが再質問をさせていただきます。

町内の医療につきましてであります。医療連携や医福連携など、きめ細かなネットワークを構築していただき、町民の安心のためをお願いをいたしたいと思っております。

中央病院構想であります。ちょっと中断している印象があります。昨日の山武市議会の一般質問で、この中央病院構想が実現した暁に、現在支援病院と考えられている病院が、病床数ゼロの診療所の扱いになるという総務省の考えがあると聞きましたが、これまでの事務組合の会議やそれぞれの市長・町長会議などの中で、そういう話が出たものなのか、また今後の展開はどうなりそうなのかお伺いいたします。

それから、防災上の重要な一部事務組合であります消防組合ですが、再編案が県から提示されました。当町における影響は何か考えられるでしょうか。よく救急搬送で管内に1台も救急車がないという事態も発生しているというのが山武管内で話を聞きます。今回、この再編により当町で影響がないものか。また今までどおり旭中央病院が救急搬送を受け入れてくれるのか心配であります。町の考えをお伺いいたします。

行政改革の中で、先ほど町長から、住民窓口を新たに玄関ホールへというお話をいただきました。サービス向上のためにありがたいと思っておりますが、住民課の中に、その住民窓口とサピア内の町民サービスセンターと、それと住民課自体が分割されて配置されるという状況になるのではないかなと思っておりますが、1つの考え、4分割という恐れがないのか、業務に支障が起きないのかお伺いします。

また、今年の合併により、単純に各課の人員というのは倍増したと考えられますが、課によってはその人員配置が、バランスが悪いのではないかなと考えるところがあります。

例えば図書館というのは、合併後に人員が削減されたと聞きました。人員削減により、また司書という資格も必要という影響もあるかもしれませんが、実人員が減ったことにより運営にも窮しているという話があります。全体の数の減少というのも考えるのと同時に、業務に応じた人員配置を考えるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、5日の全員協議会にて、町長から北清水・長塚橋関連で道路整備の詳細設計がこれから行われ事業が推進されると説明がありました。9月の定例会でも、伊藤囃樹議員から質問がありまして、説明会段階で、住民説明、それから住民の理解が難航しているのではないかなという印象を感じておりましたけれども、今回これは地域の理解も得られて進められてきたのでしょうか、その点お伺いいたします。

あと、先月28日の中学生議会でも、この場で活発な意見が繰り広げられまして、福祉や学校建設、部活動など予算に関係する質問も出されました。町長は、教育にかかわる経費は町全体の2割も使っているというような答弁でありましたけれども、町長の説く米百俵の精神とか、子や孫の世代にツケを回さないという考えは大変支持されるべきであると思います。

ただ、現在の生徒たちの活動を制限するような、我慢をさせるようなことをするというのはいかがなものか。将来、横芝光町を背負って立ってくれる子供たちでありますので、今以上の配慮が必要ではないかと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

また、中学校建設に当たっては、学校、生徒、保護者、地域とさまざまなワークショップが繰り返され、多くの意見がありました。それらの中から、体育館への冷暖房の設備の導入、集会や講演会などで便利なせり出し式の可動式のいす、それから集会できるようなキャットウォーク、太陽光発電設備、芝生の校庭とか、タータンの運動場などの要望がありましたけれども、金銭的な面から導入が見送られました。そのように要望があった中で、すべての要望が認められるとは思いませんけれども、先日の中学生の議員からも、屋外照明の設置について要望があり、町長が言うように、教育環境の均衡ある施設整備には、本当に次代を担う子供たちのためにも大賛成です。入札の結果を見てからと、以前町長から答弁ありましたが、この件についてぜひ設置をお願いしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

以上、お願いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、では自席からお答えをさせていただきます。

病院の中央病院構想の、療養型で最初、そういう話があったというのはありました。ただ、それが診療所にするんだというようなことは、今までありません。ただ、そういう心配をしたことはあります。

次に、消防組合の新たな枠組みの中での心配でございますけれども、この件につきましては、先般その指針に対する町の答申を求められました。

その内容については、今、匝瑳市、横芝光町消防組合を構成している、2町で構成してい

る中で、安易に新たな枠組みに、両手を、諸手を挙げての賛成は非常に難しいところがあるのではないかと。ましてや議員おっしゃられるとおり、ただいま匝瑳市横芝光消防組合の救急車は、当町内においての心疾患、脳疾患に対する救急は、すべて旭の中央病院が100%受けてくれている状況があります。そうした中で、議員おっしゃられるとおり、そういう心配もありますという旨の返事を先般出させてもらった状況にあります。

ですので、あくまでも県の示した枠組みが、それがすべてではないのではないかなど。やはり地域の実情に合わせるべきであろうというふうに考えております。

行革の住民課を4つに分割して支障がないのか。ないようにします。

あとは、人員配置に誤りがあるのではないかとということでもありますけれども、1年間振り返ってみた中で、いろいろな部分で誤りがあるか、絶対ないかと言われたら、それについては何が誤りなのかという部分もあるんですけども、図書館が人が減って大変だというご指摘を受けたわけでございますけれども、そういう部分については、今いろいろと行政事務事業も、いろいろ変革をしている。当然これは国の指針、また県の指針によっても、正直言って右往左往される部分もあるわけですけども、そうした中に、極めて厳しい状況の中のものについては、総務課がある部分、臨時的な措置もとりながら運営をしているところであります。

そうした中で、やはりどこが暇だとか忙しいだとかというような部分もあるのでしょうか、その辺がある部分、流動的な部分もあるので、それに合わせながら、また次の人事についても管理をしていきたいと思っております。

それと、次が、長塚、北清水の橋の部分で住民の理解が得られたかどうかの問題でありまして、これが非常に理解が、当然この長い歴史の中の先祖代々からの今までの田畑または宅地を譲り受けていただいたりするようなことがあって、100%の住民の理解があるかどうかについては、いささかお答えがしづらい部分がありますが、現実問題として、段階的にあの部分については、6回の説明会を行いました。そしてあと、そうした中で、地権者の部分と利用する側の人たちとのある程度の合意をいただきながら進めてきました。

そうした中で、それが7割だったら理解が得られているのか、8割だったら理解が得られた、9割だったら理解が得られたというその辺の難しさはありますけれども、100%の理解が得られたとは思っておりませんが、おおむねの理解が得られていると、私どもでは考えております。

それと次が、予算の現在の生徒の活動を制限させることはいけないと思う。これの、ちょ

っと理解が、何を制限しているのかというのを、ちょっともう一回、それについてもう一度、ではそこについてはお願いをしたいなと思っております。

それと、照明の件につきましては、6月議会で私が、その入札執行状況を見て考えるとお話をしまして、では一応かなりのお金が残ったので考えさせていただきました。

その結論的に申し上げますと、ただただ今回入札の結果がこうであったことで予算が確かに残りましたが、まだまだこの横芝光町、7つの小学校、2つの中学校がある中で、たくさん、特に体育館の新設をしなければならない学校もたくさんあったりして、なかなか予算が余ったから、ではそれに使おうというような結論には見出せませんでした。そのほかの理由といたしましても、現実問題、今あの中学校に、新たな中学校に照明を入れると48キロワットの契約が必要になります。この48キロワットの契約をするだけで、大体月7万円、8万円の基本料金が発生します。

それと今現在、横芝中学校テニス部は、今現在はネットの改修中でありますので利用しておりませんが、毎週火曜日から金曜日の5日間を、4時半から6時半まで坂田のテニス場でナイターで練習をやっていて、これが6時半まで、部活ではないというようなお話の中でありますが、そうした中で、ではもう一度その坂田に中学校が、用地が決まった大きな1つの根拠として、坂田の施設の有効利用を図れるという観点もあったのではないかと私も思い出しているところであります。

そうした環境の中、今、坂田のテニスコートは、4面を使って、それで間に合っているのであれば、あえてそこにまた、今の中学校のところに照明は必要ではないのではないかと。ましてや、今、それこそ今、齊藤議員も盛んにおっしゃっています、安心安全の部分で、日没後のクラブ活動が、果たして助長するような形になってはいけない部分も考えなければいけないのではないかなと思う観点で、教育長または教育課、相談した結果、やはりこれについてはつけなくて、今の状況で利用してカバーしてくれればありがたいなというところがございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） ちょっと誤解もありますけれども、人員配置については別に誤りがあると言ったわけではなくて、業務の見直しは、今、町長言ったように、きちんと精査していただきたいと思います。そして、基本は住民サービスが向上されるということをベースに考えていただきたいと思います。

それから、生徒の活動の制限ということ。例えばバス、町バスの利用が3台から2台になりまして、大会に行くのにも利用できない場合、借上バスを用意していただけるということでありましたが、実際は保護者がそのバス代を負担しているということがあったり、大会の回数も、そういうの制限があるということです。生徒たちの中からも、バスを有効的に利用させてほしいということが、中学生議会に出たんだと思います。

3回目ですのであと少し。

あと照明につきましては、今対極的なというか、町内に7つの小学校もあるということでお話にありましたけれども、町長にも同行していただいて議員視察に行きまして、防災館行きました。避難場所の重要性というのは、やはり議員の多くも痛感したところでありまして、そういうところにも照明があればいいのではないかなと。防災館で聞きましたところ、ライフラインの中で一番先に復旧するのが電気だそうです。2番目に水道。ガスはどうしても最後。ということで考えれば、電気、明るくいるというだけでも、住民の不安な心理は解消されるという話もあそこでいただきましたので、それもあわせて考えております。

それから、中学生の部活に関して、6時半まで、火曜日から金曜日までということでしたが、現在5時までということで、教育委員会の指導だと思いますけれども、部活は5時まで。そのあと、水曜日と金曜日に7時まで保護者が一緒にテニスをやっているという状況だそうです。

ですから、全部が全部部活ではないという状況ではありますが、それからなぜやっているかといったら、子供たちがやはり強くなりたいという希望から保護者が動いたそうです。その点もちょっと含んで考えていただきたいと思います。

それから、町長の最初の答弁の中で、収納率の悪化が見込まれるということをお話をされておりました。税金以外にも、例えば給食費ですとか保育料ですとか保険料など、各分野でやはり収納率の悪化というのが懸念されると思います。であれば、ほかの自治体でも幾つか始めておりますが、滞納整理というんですか、そのプロジェクトチームをつくり、カード会社で働いていたような方を講師に招いたりして、そのやり方、ノウハウを教わって収納率を上げているという事例もありますので、当町でもそういうのを税金から保育料、給食費まで含めたような中で特別チームをつくって収納率低下に歯どめをかけるようなことも一つ方法としてあるのではないかなと思います。いかがお考えでしょうか。

あと、町長から、よく協働という話が出ますが、協働の趣旨が、まだ町民には多く、うまく伝わっていないかと思えます。ともに働くと書く協働ではありますが、これについても



少し具体的にどうしたらいいとのかとか、こういう考え方なんだよというものを周知をしてからでない、せっかく旗を振っても通じないことになるかと思しますので、その点を検討していただきたいと思います。

最後になりますが、先日の千葉日報に発表があった空港周辺の新しい組織が千葉日報に発表されました。町長は、よく空港を中心とした30万都市の実現ということを提唱されていますが、それを期待する町民の方々から、この新聞報道を見て、合併に弾みがつくのではないかと、いつ合併になるんだという、すごい飛び越した期待も出ています。

でも先日の成田、富里、栄、神崎、多古、芝山の2市4町の合併推進フォーラムでも難航しておりますので、この新組織ができたからといって合併と直接結びつけるのは非常に難しいのではないかなと思うんですが、出席された町長はどういうふうに考えられたのかお伺いしたいと思います。

あとこの会議の中で、騒音対策などの環境共生策と切り離す、そういう会議だということが確認されたということも報道されてきました。これはどういうことなのか、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

航路直下、日本の航路直下でありますこの横芝光町にとっては、大変重要な問題であると思います。特に騒音と落下物というのは、飛行機が飛び続ける限りなくなるわけではないですし、先日も中台地区で油が落下したというのが確認されています。また先月、私の家でも、原因不明の穴がハウスのてっぺんに2カ所あいたりしています。被害者意識から脱却して、空港のポテンシャルを高めるために、こういう会を発足させたんだ、地域の発展を目指すんだというのは非常にわかるんですけども、そのためには今の状況、空港と町との関係でありますとか、空港と周辺自治体との関係で、ある程度の現状認識とか打破が絶対必要だと思います。

特に空港対策で不満が出るのは、合併前は単独で、旧横芝町と空港会社とのコミュニケーションというのが、いろいろな会があったり勉強会があったりということであったんですけども、合併後そういう会が非常に少なくなってしまったというものに感じるものですから、そういう点からも、芝山町がつくったような共栄委員会はつukれないということでしたが、それにかわるような何かができないのか。それから今まであった組織をうまく活用して、より空港の発展とこの横芝光の発展というのが、ともに栄えられるようになるためにはどうしたらいいのかというのも、町長さんも会議に出た中で感想があると思いますのでお伺いいたします。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、いろいろな行政改革もしながら、住民サービスが低下してはいけないだろうというようなお話ですけれども、当然でございます、その部分については重々協議をしながらのことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次は、生徒の制限の問題ですけれども、ですから、町バスの問題の話なんでしょうけれども、これにつきましては、やはり一定の線を引かなければ収拾がつかない。ましていろいろ今までも、健全財政の方からもお話があったとおり、練習試合でも招待試合でも、何でもいいですよというようにやって例えば、部活動だけのバスでもありませんし、町のバスは。だからその辺のところ、財政力に見合った使い方をしていかなければならないと。

そうした中で、町を代表するもの、オフィシャルの、それについてはではもう一回、では教育課の方で答えさせてもらいます。

では次は、部活動で照明の件ですけれども、部活はそれで終わりにして、保護者が一緒に強くなるために練習を一緒にしていると。そうであればなるほど、学校内でそれを自由に行える施設があつては、いささか問題も出やしないかなと。やはり今の現況のままで、不都合があるのであれば、また考えるものの、今の段階で不都合がないのであれば、なおさら学校の中でナイターつけて、では6時半までできるのかと言ったら、それこそまた別の意味での問題になってきやしないかというふうに考えておるので、今一生懸命父兄だとかOBだとかの皆さんがお手伝いをしてもらって、では坂田でナイターをやってくれているんだけど、お金を取っているかと言ったら決して取っていない。減免措置でやっている。

それで、今ある意味、それで制限があるだとか、全くでは全部使わせてくれといってもそれは、一応社会体育施設でありますし、その辺も考えました。そういう状況もあるというのを、あればなおさら学校内にそういう夜遅くまでできる施設をつくってしまってよいものなのかというような心配もあります。

今の段階で、どうしてもそれがなければしょうがないという状況ではないと我々としては解釈をしていますので、ご理解を賜りたいなと思っております。

次に、徴収率の悪化の滞納整理については、先般9月から11月、県より2人お招きをいたしまして、9月、10月、11月と3カ月間、一緒に滞納整理ですとか、そういういろいろその滞納に対する差し押さえの仕方だとか、そういうレクチャーをしまして、現実に今回、旧町時代から初めてだと思っておりますけれども、乗っている自家用乗用車を差し押さえしました。初

めて乗用車を、所有権の差し押さえをして、実際本人はまだ乗っておられますけれども、そういうことも初めてやりましたし、預金通帳の差し押さえですとか、その預金がどういうふうにしたら見つかるのかというようなレクチャーまで、その3カ月間2人の職員、県からの2人の専門家を呼んで、そういうところまで今現在進めております。

それと、政務報告でも申し上げましたとおり、給食もやるんだよ、今度ね。9日だっけ。

〔「9日です」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） それと16日には、担当と管理職全員でチームを組んで、特別収納を行うことに決定をしております。

あと協働のまちづくりにつきましては、いろいろな、おっしゃるとおりだと思います。まだまだ町民の皆さんに周知がされていない、徹底されていないというような認識はありますけれども、今後いろいろな施策を通じながら、協働にともにやっていこうということを、徐々に徐々に進めていきたいと思っております。

それと、最後の空港の新組織、今、千葉日報に、一面で大きく載っているこの件でございましょうけれども、これについては、ご心配のとおりあるんですけれども、基本的には成田空港と羽田空港の内際分離の関係で、成田空港の発展が足どめを食ってしまうのではないかなというような危惧から、やはり千葉県と空港会社と地域自治体が、やはり成田空港の発展なくしてこの地域の発展はないというように言い切ってもいいかと存じます。

そうした中で、地域が、空港、騒音問題とは切り離れた、地域発展のために、その成田空港の持つポテンシャルを最大限引き出せるような、みんなでつくり上げていこうというような組織でございまして。

ですから、それはそれであって、もう一つの、例えば4者協議ですとか騒音対策委員会、別に数自体は減っていないと思っております、旧町時代から。松尾横芝部会もまだ残っていますし、その会議もやっておりますし、基本的には数は減っていないと思っております。

ただそうした中で、騒音問題とか負の部分とは切り離れた、それをやめてしまうわけではないので、それはそれでやはり騒音対策については、今後とも引き続き粘り強く、空港会社、県または国土交通省、4者協議で進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

〔5番議員「分けて考えて」と発言〕

議長（八角健一君） 齊藤隆に申し上げます。

3回ですから。

並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 町税と介護保険料、給食費等、一体で収納することは有意義な面もあるかとは思いますが、仮に税金で同じお宅へ訪問することが多いかと思うんですけれども、合同でやりますと月1回の徴収というふうになるかと思えます。それが個々で行くことによりまして、うちの方で行って5,000円いただいたとか介護で3,000円というような場がございますね。それが1回で行くと5,000円で終わってしまう方。どこへ入れたらいいかというような問題もございますので、回数を、足を運ぶことによりまして収納率を上げた方が有利な場合もございますので、その点は今後とも検討していきたいと思っております。

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

教育課長（小堀正博君） それでは、部活動に関しますバスの関連につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど町長からお話ございましたとおり、昨年3台から1台減らしまして、これは当然町の規模ですとかその辺いろいろ考慮した中で3台必要ないだろうということで1台減らしたわけでございますけれども、そういった中で、当然学校だけのバスではございません。いろいろな形で今、町はそれをしております。

そういったことで、教育現場におきまして、ある程度は制限をさせていただかないと、練習試合から何からすべて町バスということにはなかなかいきません。

そういったことで、基本的には小学校、中学校の体育連盟の主催行事ですとか、あるいは教育委員会関連の行事ですとか、そういったものに関しましては町バスを利用させていただいております。町バスがない場合には借上車ということで予算をいただいておりますので、その借上車を回しながら対応していると、そういう実情がございます。

さらに、部活動に対する補助金ということで、また別枠で両中学校には補助金を交付しております。

そういった中で、多少の制限は、今の状況からするとやむを得ないのかなという状況もひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午前11時25分といたします。

（午前11時13分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 25 分）

山 崎 貞 一 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

山崎貞一君。

〔 10 番議員 山崎貞一君登壇 〕

10 番（山崎貞一君） 登壇による最初の質問をさせていただきます。

今、国政において、都市と地方の格差問題が、ことし7月に行われた参議院議員選挙の自民党の惨敗によりクローズアップされております。そして、三位一体の改革による地方交付税の削減など、大変厳しい地方財政の実情の中で、来年度予算編成において、都市と地方の格差是正のため、地方向け予算の増額が期待できるようであります。当町においては、合併して1年8カ月が経過し、佐藤町政のもと住民サービスと住民福祉向上をテーマと掲げ、地域格差のない均衡ある横芝光町発展のため、鋭意努力されているところであります。

そういった中で、新町になり3年目となる来年度の予算編成時期を迎えております。また一方では、旧横芝・光町民の合併への理解と責任感から、融和と協調により新町への一体性が少しずつ感じられるようになってまいりました。

このような時期、時代的背景をかんがみ、当町の将来的発展を熟慮した総合的、一体的なまちづくりを推進していかなければなりません。しかしながら、諸般の事情により、合併協議事項の中に含まれない合併以降の協議として、先送りされている問題があるようです。このような諸問題を踏まえた将来的な見識による行財政改革を推進していかなければならないと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。

行財政改革について、第1点目として、地域間の格差是正による行政一体化の方策について。

空港周辺対策交付金の横芝地区各集落補助の再構築についてですが、今日、新東京国際空港公団は、成田国際空港株式会社として民営化され、平成21年度に株式譲渡をされること、空港運行情勢と燃料費の節減による、空港機の大型機から中型機への移行により、騒音区域等の見直しによる空港周辺対策交付金の減額がされるのではないかと大変危惧されます。も

し交付金の見直しがあった場合には、横芝地区各集落補助の再構築が必要になってくると思います。また一方では、平成23年7月、地上デジタル放送の完全デジタル化に伴って、電波障害が受けにくい状態になることから、テレビ受信アンテナ設置の助成がなくなるのではないかと心配されます。これらのことに対して、町当局はどのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

次に、道路占用料の集落交付金の一本化についてですが、旧光町では、道路占用料はすべて一般財源となっております。現在、横芝地区7集落へ、町道に埋設されているガス管の道路占用料の集落への交付金が毎年支払われているとお聞きいたしました。これまでの経緯と支払われている金額、また今後一般財源化すべきと思いますがお伺いをいたします。

次に、町立保育園の民営化については、旧光町は町立保育園はありませんが、今後どのような方策をお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

第2点目として、町単独の補助金の全廃による新しい補助金制度の確立についてお伺いをいたします。

当町合併前の行政運営上、補助金制度の相違による補助金の格差があると思われます。補助金の一部を見直しではなく、一たん町単独の補助金制度を全廃し、合併した新しい町として補助金制度の確立が必要と思いますが、町当局の見解をお伺いいたします。

次に、教育行政について質問をいたします。

第1点目として、少子化時代に沿った小学校区の再編の方策についてですが、近年国において、少子化対策が推進されておりますが、一向に歯どめがかからず、解消させる気配が感じられません。当町では数年後に、複式学級という事態が予想されます。

このような情勢を踏まえ、将来的な子供の数を十分検討して、横芝光町の小学校区の将来構想を検討する時期に来ていると思いますが、町当局の見解をお尋ねをいたします。

第2点目として、子供を地域社会で育てる環境づくりについては、現代っ子はいじめ、すぐキレル、ニート、ひきこもりなど、問題行動の根っこには、自己中心的で人間とのかかわる力が未熟である。これは、人の成長に欠かせない大人とのかかわりの絶対量が減ってきていることが原因であるという指摘があります。こうした問題解決の一翼を担うのが地域社会であると思いますが、町当局のお考えをお尋ねいたします。

第3点目として、学校評議員制度の方策については、学校評議員制度は、地方分権推進の一環として、学校運営に関する校長の権限と責任に基づき、地域住民の学校運営の参画、地域に開かれた学校づくりを目指した制度であります。この制度は、全国的に広まっており、

2005年における学校評議員等の設置率は、公立学校の78.4%に上っているようです。そこで、学校評議員制度について、町当局のお考えをお尋ねいたします。

以上、登壇による質問とさせていただきます。

〔10番議員 山崎貞一君降壇〕

議長（八角健一君） 山崎貞一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎貞一議員の行財政改革のご質問についてお答えをします。

なお、教育行政につきましては、教育長からの答弁となりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは初めに、空港周辺対策交付金に関するご質問とテレビ放送受信アンテナ設置助成について回答を申し上げます。

成田国際空港の空港運行情勢と燃料費の縮減等により、空港周辺対策交付金が減額されるのではないかとのご質問であると思いますが、民営化前における空港周辺対策交付金の趣旨は、国内線の燃料譲与税に準ずるものでありましたが、平成16年4月1日をもちましての民営化を機に、成田国際空港の実態を反映したものとされ、成田国際空港株式会社では、1機当たりの単価59.6688円に、成田空港に着陸する国際線の1機当たりの平均最大離陸重量を掛け、これに年間の着陸回数を掛けた額が着陸料割となっております。また、1世帯当たりの単価26万1,452.3円に、1種区域居住する世帯数を掛けた額が世帯割数となっており、その合計額が成田空港周辺対策交付金総額となっております。

最近の傾向といたしましては、ボーイング747より燃費効率のよい中型機の運行がふえてきている状況にあるものの、2010年3月には2,500メートルの平行滑走路が供用開始され、大型機の乗り入れや発着枠2万回の増加も見込まれ、またこの場合には騒音区域の見直しが必要となると思いますが、これにより対象世帯数が減少する可能性は少ないと考えられておりますので、先ほど申し上げました算定方法に当てはめると、交付金総額に対する減額等の影響は少ないと推察しておりますが、町といたしましては、成田空港周辺対策交付金の確保につきましては、今後とも関係市町と協力し最善の努力をしてみたいと思っております。

続きまして、テレビ放送受信アンテナ設置の助成について回答申し上げます。

テレビ放送受信アンテナ設置の助成は、下総光局が開局した平成8年前後に、当時の空港公団により、横芝・光地区の個別アンテナを無料で取りつけるという方法で行われ、その時点限りの措置でございまして、現在助成は行われておりません。

なお、共同受信アンテナにつきましては、地上デジタル放送化により、電波障害が受けにくくなることから、個別に切りかえていただくという考えもあるようではございますが、町といたしましては、平成20年12月末に試験電波が送信されるのを待って、電波障害の有無についての検証を行い、要望すべきことは積極的に成田空港株式会社に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、天然ガス送水管道路占用料を財源とする天然ガス送水管理設地域への交付金についてお答えをいたします。

当該天然ガス送水管は、屋形、新島、北清水、栗山及び鳥喰地区と白浜地区に埋設されており、白浜地区を除いた埋設地区に対し、合併前より天然ガス送水管理設地域交付金を町が交付してまいりました。これは、旧町時代に、ガス採掘企業が地盤沈下にかかわる迷惑料として、直接地元に交付していたものを、より確実なものとするため、埋設地区と協議し、ガス採掘企業から道路占用料として旧横芝町が徴収した上で、その一部を従前どおり地元に交付することとし、以来今日まで交付してきているものです。

なお、支出額は、北清水地区80万3,000円、屋形地区54万2,000円、鳥喰新田20万1,000円、新島18万9,000円、鳥喰上12万7,000円、鳥喰下6万7,000円、栗山6万6,000円の、合わせて199万5,000円であります。

一方、白浜地区については、ガス採掘企業から町へ納入された道路占用料は、一般財源に充てられてまいりました。

これらのことから、当初のいきさつや埋設地区と町との約束を考慮いたしますと、交付金を直ちに打ち切るとは困難であると思われませんが、合併協議においても、地域間のバランスもあることから、19年度以降の地域の意見等を聞きながら検討していくこととなっております。また、ほかの関係自治体の調査結果においても、いずれの自治体も町、市から交付金として支出している事例はないとのことでございます。今後、これらの状況も踏まえながら、段階を経て調整していきたいと考えております。

なお、この件につきましては、監査委員からも支出の妥当性について指摘を受けているところであります。

次に、町立保育所の民営化についてのご質問ですが、ご案内のとおり、現在町内の公立保



育所の入所者児童数は定員を下回っております。

本年、11月現在ですが、大総保育所については、定員60名のところ入所児童は24名、横芝保育所においては、120名のところ72名、上堺保育所につきましては、90名のところ74名という状況であります。

これは、少子化による入所児童の減少が主なものと考えておりますが、保護者が勤務先などの理由から、地元以外の保育所を選択することも、その要因の一つであり、近年保育に関するニーズはますます多種多様化しております。施設の改修等保育環境の整備も含め、保育行政を預かるものとして、これらの課題は極めて重要であると認識をしております。

このような状況の中で、民営化につきましても、長期的、将来的な手段の一つとして視野に入れておりますが、第1段階といたしましてはまず定員割れの状況を改善するための方策として、統合等について検討したいと考えております。

そしてこれには、保護者会や地域の方々の意見はもとより、保育士の人事管理上のこともありますので、多方面から慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、町単独補助金全廃による新しい補助金制度の確立についてのご回答を申し上げます。

町単独補助を一度全廃し、新しい補助金制度を確立してはどうかとのご質問ですが、補助金は行政サービスを補完する公共的サービスの誘導、公益的な住民活動の活性化など、町の施策を展開する中で重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、一般的には、補助金の長期化が既得権化につながり、交付団体みずからも補助金への依存を強め、自己財源を確保する姿勢が希薄になりがちなことから、社会情勢が変化してもなかなか見直せない状況が続いてしまうところから、ゼロベースからの見直しを図っているケースもあるようでございます。

当町では、合併に伴い、各種団体への運営的補助金の一部について、一律的な手法により見直しを図ったところでありますが、今後平成22年度までの集中改革プランにおいて、各種団体への運営的補助金につきましては、補助金の効果性、平等性、必要性、そして公共性などについて、各種団体との協議の観点もあわせ考えながら、執行状況を確認し、また町単独で行っている事業補助金につきましても、補助金の事業効果、費用対効果、施策としての関連性を踏まえながら、見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） それでは、山崎貞一議員の大綱2点目の教育についての質問についてお答えをさせていただきます。

最初に、過日行われました中学生議会の開催につきましては、議会議員の皆様方に非常なご協力を得まして、非常に効果ある中学生議会ができたと喜んでおります。本当に改めて御礼を申し上げます。

それでは、山崎議員の1点目の少子化に沿った小学校区の再編の方策についてのご質問ですが、全国では、少子化に伴って、学校1校当たりの児童生徒数が減り、統廃合を進める自治体が非常にふえております。学校は、多様な集団の中で、人間関係を含め子供たちの成長を図っていくことが望ましいため、一定規模の児童生徒が必要となりますが、平成18年度文部科学省の学校基本調査では、学校として適正とされる規模、12学級から18学級を下回る学校が、小学校では49.4%、中学校では55.7%と半数前後を占めております。千葉県の児童生徒数も、10年前に比べると小学生が約2万人、中学生が約4万人減っており、続く2学年において、16人以下で編成される複式学級の数も、現在26学級となっております。

このような中で、統廃合を実施した自治体もあり、その効果として、大幅な財政削減ができ、さらに適正規模での教育が可能となり、少人数指導が可能となるなど教育効果も上げられております。また、子供たちも、友達がたくさんできるとのアンケート結果も出ております。

しかし、学校は単に子供の教育を行うだけではなく、地域のシンボリック的存在であり、災害時には避難所となるなど、実際には多様な機能を持っておりますので、今後地域の実情等のさまざまな視点から、慎重な検討を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、2点目であります。

子供を地域社会で育てる環境づくりについての質問ですが、今日の教育は、家庭、学校、地域の連携なくしては立ち行かない状況になっております。このことは、家庭や地域の教育力の低下を踏まえていなかったと、中央教育審議会のゆとり教育への反省にも上げられております。このたび、千葉県教育委員会が打ち出した千葉県教育の戦略的なビジョン、みんなで取り組む千葉の教育でも、4つの柱の1つに、家庭、学校、地域連携による教育力の向上が上げられております。議員のご指摘のとおり、今こそ学校、家庭、地域がそれぞれの役割を見直すことが大事だと考えております。

そのため、学校は社会に対して、開かれた学校となり、家庭や地域に対して積極的に働き

かけを行い、家庭や地域とともに子供たちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけることが極めて重要だと各校長には指摘しております。

また、学校の実態にあわせて、音楽指導や総合的な学習の時間でのゲストティーチャー、登下校時の安全パトロール等、地域の方々の学校支援ボランティアの募集も積極的に進めております。

さらに、社会教育の分野でも、家庭教育学級の充実、子供会やスポーツ少年団等々、各種社会教育団体への支援も進めております。

今後も、家庭、学校、地域が連携して、ともにはぐくむ環境づくりに向けにご支援をいただけるようよろしくお願いをいたします。

続いて、学校評議員制度の方策についてのご質問ですが、学校が保護者や地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域との連携協力して一体となって子供の健やかな成長を図っていくためには、今後一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

こうした開かれた学校づくりを推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど、学校の説明責任を果たしていく観点から、学校や地域の実情に応じて、学校に学校評議委員を置くことができることが省令において規定されております。ただし、これに類似する仕組みを既に設けている場合は、これを廃止または改正する必要はないことが示されております。

本町では、既に、中学校区ごとに、保護者や地域の方々を含めたミニ集会を開催し、さまざまな問題についての意見交換を行っています。

また、学校や地域の実情に応じて定期的な授業参観を実施するとともに、ホームページや学校だよりで学校の教育方針、具体的な取り組み等を公表しております。

さらに、各学校で保護者アンケートを含めた学校評価を実施しており、その結果から教育活動を見直し、継続的な改善を図り、教育の質を高めております。

また、その結果と改善点をさまざまな会議や学校だより等で公表することで、保護者や地域住民が学校教育に積極的に参画することが重要であるという意識化も図られております。

今後も、教育を提供する側からの発想だけではなく、教育を受ける側である保護者や子供の求める質の高い教育に向け、さまざまな視点から教育活動の改善に向けた取り組みを探っていきたいと考えております。

以上でお答えさせていただきます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（八角健一君） 山崎貞一君。

10番（山崎貞一君） 自席による1回目の質問をさせていただきます。

行財政改革についてであります。地域間の格差是正による行政一体化の方策についての空港周辺対策交付金の横芝地区各集落補助の再構築についてですが、成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港などの民営化により、空港整備特別会計の空港会計の一本化により、国への出資金返済などに充てられる可能性があり、今日までの交付金がこれからは担保されるという法律的な政治的な裏づけはないと思います。

このようなことから、横芝光町の空港周辺対策交付金が減額されるのではないかと、このように心配されるわけですが、関係の市町との連携を図り、国県そして成田空港株式会社へ強く要望していただきたいと思います、そのように思います。

また、テレビ受信アンテナシステムについても、町民の負担が重くならないように働きかけていただきたいと思います、そのように思います。

道路占用料の集落交付金についてですが、既に白浜地区に伊勢化学工業株式会社、合同資源株式会社のガス管が埋設されておりますが、各集落には交付金は支払われておりません。そして今、日吉地区、新井、二又、篠本地区の公共ガス株式会社による高圧ガスパイプライン施設にかわる固定資産税の問題があります。これらの整合性を図った一般財源化の検討をすべきと思いますが、先ほどお答えをいただきましたが、これからは検討されるということですが、なるべく先送りせずに、両町が一体となる意味では、非常にこういう問題を一つ一つ解決していく必要がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町立保育園の民営化については、佐藤町長の公約でございますので、ぜひ民営化の検討をお願いしたいと思います。

町単独の補助金全廃による新しい補助金制度の確立については、従来の補助金の見直しでは、先ほどありましたけれども、既得権やなぜこちらだけ、あちらが削るべきだという話が多くなり、まとめることが大変難しくなることから、すべて一たんゼロにして、内部組織のほかに外部からの委員会を含めた補助金制度を検討する検討委員会で審査し決定してはいかでしょうか。

このようなことにより、地方分権時代に沿った新しい町民活動を含めた透明性の高い公正な補助金制度の運用ができると思いますが、見解をお伺ひいたします。

次に、教育行政について。

少子化時代に沿った小学校区の再編の方策については、平成19年4月1日現在、住民登録

されたゼロ歳から5歳児までの学区別、年齢別人口を調べてみますと、10人以下の幼児は、大総小学校では3歳児が7人、日吉小学校では1歳児が6人、4歳児が9人、南条小学校では1歳が5人、4歳児が7人であります。

このような状況から、日吉小学校では、5年後、南条小学校では6年後に複式学級が予想されます。このような教育環境では、子供の集団規模が余りにも小さいので、子供間のトラブルが生じにくく、人間関係での葛藤を経験する機会に恵まれないことや、適度な競争意識を持たせることすらできないといった指摘もあります。このような状況を考えますと、子供たちが将来大人になってから、大変困る事態が生じることを危惧いたします。

また、夫婦共稼ぎの多い時代背景から、登下校時において、子供の危険性を防止するため、スクールバス運用による通学路の安全対策にもつながることなどが考えられます。

地域の皆さんの意見を聞くと基本として、内部組織のみならず、外部からの人選による検討委員会を早急に立ち上げる必要があると思いますが、これからどのような、さらに深めた検討をされるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、子供を地域社会で育てる環境づくりについては、今県の10年後のあるべき地域の姿を見据えた次世代育成支援行動計画が示され、地域の力で支える子育て社会実現のための基本的視点から明記されております。また、あすの千葉をえがく10の力で、地域の子供を地域で守り育てることや自立し、人や社会とともに生きることのできる青少年像を目標とし、家庭、学校、地域の大人が連携し、地域全体で取り組むことが重要とされております。

当町においては、このような役割を担っている民生児童委員の皆さんや地域ぐるみ福祉ネットワークを組織している社会福祉協議会の皆さんに大変ご苦労をかけているところであります。これらを比較しますと、少子化の影響でしょうか。生まれ育つ最も身近なところの取り組みが不足しているように思います。

そこで、かつての子供会のような学習の場と、家庭教育に目を向けた活動を取り入れたより小さな集落的な活動が、青少年健全育成に直結すると思います。地域で子供を育てるといった地域コミュニティーを軸とした地域力の活用、構築が肝要と思いますが、この辺について見解をお伺いいたします。

学校評議員制度の方策については、当町においては制度の設置について、教育委員会が判断することになっております。

先ほど海保教育長よりご答弁いただきましたが、学校評議員制度を設置しなくても、横芝光町の教育行政は、ミニ集会、アンケートなどで十分その機能が果たされているということ

であります。

今後も、地域の方々に、ともに歩む、信頼される学校づくりを推進いただくことをお願い申し上げ、自席からの1回目の質問といたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 教育問題は後で教育長の方からということで、何点かまず、行政改革の方の2回目の、自席からの答弁をさせていただきます。

まず、ガス管理設道路占用料の一般財源化の件でございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、本来であれば一般財源化に進むべきであろうと考えております。

しかしながら、長い歴史の中において、その地域に、という部分もあるので、激変を緩和しながらですが、また地域とも相談しながら、それについては一般財源化の方向で進めさせていきたいと存じます。

続いて、公立保育所の民営化の問題についてでございますけれども、これについては先ほど山崎議員おっしゃられたとおり、私の公約でもあり、またこれは財政改革、行財政改革の問題だけでなく、やはり今、この子育て、親の意識というものの中で、やはり行政が賄っている以上のものを今、小さい子供たちには求められている傾向もあるかと思えます。そうしたところも含めまして、今後検討をしてみたいと思えますし、方法としてはやはり民営化に行くべきであると、私は認識をしております。

続きまして、町の補助金に対する検討委員会の設置などをしてはいかなものかというふうに、のご質問でございますけれども、この町の補助金につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、中には既得権化をしているものもあるのではないかと、山崎議員もおっしゃるとおりでございます。そうした中においても、ちょっとこの検討委員会を置くこと自体についても、一つ検討をしてみたいと思えます。

では私の方からの答弁は以上でございます。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） それでは、山崎議員の質問にありました少子化についての動向の中で、将来的展望としてということでもありますけれども、平成24年、あと5年先になりますけれども、そこで大体管内、7小学校の生徒数が約250名減少します。その中で、南条、日吉、あるいは大総小を含めまして、生徒数の減少による複式ということも考えられます。

その複式という基準ですけれども、国または県が、職員を配置してくれる数でありまして、これは生徒が8名、8名おりますと、1学級8名おりますと職員の配置が可能になります。

割りますと今度は2学年一緒にする。2年、3年生を一緒にして、その2年、3年を一緒にしたときに、これを、2年、3年で合計してやはり生徒数が17人を割りますと、やはりこれも、そういう場合で複式という形をとる。2年、3年を一緒にして授業をやっていくこととなります。

確かに指摘どおり、このまま推移していきますと、今言った小規模学校で複式が、しなければならぬ状況は生じますので、それにつきましては、今後山崎議員の話の中にありました検討委員会を立ち上げるということでありまして、そのようなことを考えながら、さまざまな形で皆さん方の意見を聞きながら、どういう方法が一番ベターであるかということと対応していきたいというように考えております。

あとそれから地域の活動についてということでありましたけれども、これにつきましては、社会文化課長の方からお答えをいたしますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

なお、評議員制度につきましては、今後、現在文科省の動向が非常に複雑でありますので、もう少し状況を見ながら、今後やはり学校の内情を地域住民にしっかりと知らせていくという工夫は、今後とも努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 社会文化課長、越川岳君。

社会文化課長（越川 岳君） それでは、子供を地域社会で育てる環境づくりということで、具体的な活動ということで回答をさせていただきます。

現在町では、18団体のスポーツ少年団が組織され、約550名が加入し、土曜日、日曜日、祝日を中心に、通年で活動をしております。また、青少年相談活動については、少年少女水泳大会、これは宿泊体験学習、レクリエーション大会、小中学校卒業式、花束贈呈、夏休み、冬休みの期間中のパトロールなどの活動を展開しています。

子供会活動につきましては、23団体、約750名が加入し、スポーツ大会、ジュニアリーダー研修会、これも宿泊研修でございます。かるた大会、クリスマス会、合同親子レクリエーション、これはミニ門松づくり等の活動をしています。

なお、単位子供会のない地域にあっては、横芝光町を全体を1つとした子供会を設置し、希望があればだれでも加入できる体制を整えてあり、現在53名が加入をしています。

さらにことは青少年相談員とタイアップし、11月29日から12月1日にかけて、ふれあい通学合宿を試験的に町民会館において実施いたしました。

また、そのほかにも、年間を通し、小中学校家庭教育学級や、健康管理課と連携をとりな

がら、幼児家庭教育学級を積極的に展開しているところでありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 1つ大事なのを忘れていましたので。

先ほど山崎貞一議員のおっしゃった空港会計の一本化による裏づけのなくなるという件でございますけれども、まさしくそういう傾向にあるのは事実でございます。ながら、やはり内陸の空港という、騒音を、被害を受けている我々としても、これについては、一応口約束では、まだまだこれは問題ないというような空港会社の話もあります。

そうした中で、これからも、当然この交付金なしに当町の発展は見込まれません部分も大きくありますので、努力をしていく所存でございますので、皆さん方におかれましても、ひとつよろしくご協力賜りますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 山崎貞一君。

10番（山崎貞一君） それでは自席の2回目の質問をさせていただきます。

行財政改革については、佐藤町長の公約の徹底した行財政改革断行により、既に小学校6年生までの医療の無料化、そして町民サービスセンターの開設、指定管理者制度の導入、それから行政センターの廃止などが推進されております。

昨年12月に発表された集中改革プランでは、平成20年度に補助金の交付額の見直し、平成21年から22年まで、継続的に補助金の効果性について検証。このことによって、経営的に支出される経費を抑制することで、財源が確保できるとされております。しかし、これでは、私が先ほど申し上げましたように、抜本的な行財政改革にならないのではないかと、このように思います。

したがって、一たんすべて補助金をゼロとして、思い切った補助金制度改革を私は提案したいと思います。

次に、教育行政についてですが、小学校区の再編について、少子化は全国的な問題であります。

近隣市町の動向を見ますと、銚子市では、西区の船木小学校、椎柴小学校、猿田小学校の統合を検討中であり、特に8つの中学校の再編による統合を検討しているということであります。また、隣の匝瑳市では、既に平成18年度に米倉分校が廃校され、平成17年から匝瑳小学校が、平成19年度から飯高小学校が複式学級になっております。既に地元にもこのような検



討をする諮問機関を立ち上げてあるそうです。当町におきましても、早急に小学校区再編の検討する委員会の設置を提案をいたします。

次に、子供を社会地域で育てる環境づくりについては、筑波学院大、門脇厚司学長によりますと、学力、道徳以前に社会力を身につけさせることである。子供たちの抱えるいろいろな問題は、社会力を育てることによって解決できるのではないか。社会力は大人とのかかわりを繰り返す中で形成される。そして、大人とのかかわりが豊かになるほど、社会力の大本は確実に育っていき、質のいい労を育てることができる。そして、道徳心がない、公共心がないというのは、社会力が育っていないからだ。社会力を育てることが、学力向上と道徳心のもととなるという指摘があります。

このようなことを踏まえて、子供を最も身近な地域社会で育てるということが大変重要であると思います。今後とも、子供を地域社会で育てる環境については、町当局となお一層の連携を深め、検証し、協力していかなければならないと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（八角健一君） 以上で山崎貞一君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は13時30分。

（午後 0時12分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

川 島 富士子 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

川島富士子君。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

7番（川島富士子君） 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

国内外にわたり、深刻な問題が山積するめまぐるしい変化の時代、瞬時の誤りなき判断と的確な対応が望まれています。

その中で、先日開催の中学生模擬議会では、町執行部を相手に堂々と質問し、日ごろ気づいた身近な問題をぶつける姿に、私の尊敬する哲学者の言葉が脳裏をよぎりました。それは、

未来に羽ばたく使命を自覚するとき、才能の目は急速に伸びるとあります。町の大事な宝の子らに、ふるさとを愛する勝利の人生を切り開いていただきたいと願ってやみません。そして、教育の深さが、町はもとより、日本の未来を決定するといっても過言ではないと思います。子供たちにこのような機会を与えることが、将来しっかり社会に貢献できるよう、積極的な人材育成につながることから、継続的な開催を望むものであります。

さて、日本の政治、経済は、まさに正念場であると思いますが、本町においても、社会の激変を直視し、気迫を持って切り開くリーダーシップが今こそ求められております。特に、景気回復の恩恵を受けていない庶民や中小企業や、地域で困っている人の側に立って、困難を乗り越えていく勇気と希望を与えていくことを切望し質問に入ります。当局の誠意ある明快な答弁を期待するものであります。

初めに、地球温暖化対策と環境問題についてであります。地球温暖化、気象変動は、今や国民の生活実感となっております。

ことしのハイリゲンダムサミット、来年7月の北海道洞爺湖サミットで、地球環境問題が主要議題に位置づけられ、未来に向けて持続可能な社会を構築していけるかどうか、世界共通の課題になっています。

我が国は、世界に誇る環境技術を持っており、世界でリーダーシップを発揮できる立場にあり、その責任はますます重要となっております。とりわけ、国民全体が危機意識を強く持ち、ライフスタイルの転換が不可欠であります。また、小さいことの積み重ねが大事であろうと思います。

日本の温室効果ガスの排出量が、地球温暖化を防止するための京都議定書で決められた目標に届かない見通しになっていることから、本町における温暖化防止へのさらなる取り組みとして、3点にわたりお伺いいたします。

1点目として、町民、事業者、行政による地球温暖化対策を推進するための本町独自の削減目標や重点施策を盛り込んだ行動計画あるいは実行計画を早急に策定すべきと考えますがいかがか伺います。また、町のさまざまな公共施設へ太陽エネルギーの活用を検討してはいかがでしょうか。

青き美しき惑星、宇宙船地球号は、資源エネルギーの浪費を抑えて適正な経済レベルを考えなければならない段階にあるそうです。化石燃料も有限であり、このままだとあと数十年で枯渇するのではとも言われており、化石燃料を利用した自動車等から排出される硫黄酸化物や二酸化炭素による大気汚染によって、人体や環境を悪化させている現状にあります。

こうした現状の中で、人と環境に優しいまちづくりのため、自然エネルギー、クリーンエネルギーの活用が注目を集めていますが、太陽光発電はどのような環境でも太陽の光の恩恵を受けられ、クリーンで無尽蔵なため効果があるものと考えます。地球表面に届く太陽エネルギーは、わずか1時間分で、人類が1年間に消費するエネルギーを賄えるほど膨大であり、密度は1平方メートル当たり約1,000ワットと小さく、広いスペースが必要ですが、3万を超える小中学校や建物の屋上、高速道路などのデッドスペースを利用することや、最近のイノベーションにより進歩を遂げており、早晚弱点の克服が期待できます。

この膨大な太陽エネルギーは、あらゆる地球生命活動の根源であり、水力、風力、波力、潮力なども、太陽由来の自然エネルギーであり、さらに太陽の缶詰とも言うべき植物や生態系を持つ再生可能資源性、すなわち次々と育っていくことが可能な資源ですが、これに注目すべきであります。

根源は、太陽の力であるこの再生可能性が、人類の持続性、持続可能性を決めるかぎであり、新しい希望の道であると思いたすがいかがでしょうか。

2点目として、環境問題への具体的な取り組みとして、環境都市宣言を行い、自然環境保全に取り組んではいかがか伺います。

大気、河川の汚染、環境ホルモンの化学物質による環境汚染などで、健康への不安が問題になっております。現在町では、ボランティア団体によって美化運動が進められ多くの成果を上げておられます。

しかし、現状を見てもみますと、たばこや空き缶などの路上へのポイ捨て、犬、猫のふんが、路上や公園へ散乱、風俗広告による違法看板の公共物への取り付けなど、身近な環境破壊の行為を上げれば枚挙に暇がありません。

環境破壊の実情を改めて認識し、環境を守り育てていく風土に変えていくために、環境への取り組みを明確にすることが、時を得た施策であると確信するものであります。

そこで、本町の環境への取り組みの基本姿勢の集大成とも言える環境都市宣言を行うべきと思いますが、町長のご所見を賜りたいのであります。

3点目として、アル・ゴア元合衆国副大統領の温暖化等環境問題への取り組みを追いかけたドキュメンタリー映画「不都合な真実」を上映してはいかがか伺います。

地球温暖化の影響で、北極の氷やヒマラヤの雪が解け、アフリカでは砂漠化が進み、南の島は海面が上昇している等々、世界のあらゆるところで異変が起きていることを、あらゆるグラフやデータなどを映像で、1時間余りにわたっての放映は、本当に深刻なもののように

す。

このままでは20年、30年、50年後に、私たちの子や孫がどんな思いをするか。負の遺産を残さないためにも、今何かをしなければいけない。私たち一人一人が日々の暮らしの中で、もう一度自身の周りを見詰め直し、もったいないの精神でできることから、一步一步努力していきたいと思っていただけたら解決の糸口になると確信いたします。

本年、第79回アカデミー賞で最優秀長編ドキュメンタリー賞などを受賞、またノーベル平和賞受賞、文部科学省特選作品のこの映画を上映してはと思いますがいかがでしょうか。

次に、安心して産み育てられる子育て支援についてであります。

本格的な少子高齢社会への対応は待ったなしであります。特に、年金、医療、介護などの社会保障制度をいかに維持し信頼されるものにしていくか。医療や介護に予防重視の視点も取り入れ、制度設計を見直しましたが、今後も支え手の減少をカバーするために、社会保障の基盤をいかに強固にしていくか。特に少子化対策は、これまで以上に具体的に手を打っていかねばなりません。

その中でも、経済的支援は極めて重要であります。ニーズに応じたきめ細かいサービスの充実など、個々のライフスタイルにおける選択をよりサポートしていくことが求められております。今こそ官民が子育て支援の環境整備と仕事と家庭の両立支援へ向けて、総力を挙げるべきではないでしょうか。このことにかんがみ2点についてお伺いいたします。

1点目として、横芝光町国民健康保険出産育児一時金受取代理制度について、本町も取り組んではいかがでしょうか。被保険者等が、医療機関等の窓口において、出産費用を支払う負担の軽減について伺うものであります。

この制度は、国民健康保険の被保険者が出産する際に、事前に申請すれば町が医療機関に出産育児一時金35万円を直接支払うというものです。これにより、申請者は、出産費用の総額から35万円を差し引いた金額を医療機関に支払うだけで済むようになります。子育て世帯の経済的負担を軽減させるため、出産育児一時金の支払い手続の改善について、少子化対策、子育て支援の充実の一環であることから、利便性あるこの制度を、積極的に取り組むべきと考えます。当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、出産祝い金制度への取り組みについて伺います。

長引く不況、倒産、リストラの嵐の中、若い世代は出産費用や養育費を捻出することも大変であります。経済的に大変な人たちの負担を取り除いてあげることが非常に大切だと思います。安心して子供を産み育てられる、さらなる環境づくりをして差し上げてはいかがでしょうか。

ようか。

横芝光町において誕生した子供たちを祝福し、町の次代を担う児童の健やかな成長を図ることを目的に、出産子育て支援事業としてこの制度を導入すべきと考えます。町も議会も、出産や子育てに悩み苦闘する若いご夫婦の必死の願いに応じる応援団であり続けたいと思いますがいかがでしょうか。この点お尋ねいたしまして、私の最初の質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員の大綱2点にわたっての問題の中で、地球温暖化対策と環境問題についての（2）番目の環境都市宣言を取り組んではという問題からまずお答えをさせていただきます。

環境都市宣言の提言につきましては、現在町が策定している総合計画において、まちづくりの目標の1つとして、環境と調和した快適で安全なまちづくりを掲げております。今後、この目標を達成するための各種施策を展開していく中で、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

続いて、安心して産み育てられる子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

そのほかのものについては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、国民健康保険出産育児一時金についてでございますけれども、国保被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金につきましては、医療制度改革関連法の公布に伴い、平成18年10月から従前の30万円を35万円に上げたところであり、現在支給方法といたしましては、出産後役場窓口で申請手続をとっていただいた後、審査を行い支給が決定した場合は原則として申請者の口座に振り込んでおります。

ちなみに支給実績につきましては、平成18年度が61件、1,975万円、平成19年度、11月までに35件の1,225万円となっており、出産育児一時金は国保被保険者の出産に伴う費用負担の軽減に大きな役割を果たす給付制度として運用をされているところでございます。

川島議員ご質問の出産育児一時金受取代理制度でございますが、出産前に申請いただくことにより、支給が決定した場合、町が医療機関に直接支払うことになるため、出産費用が35万円以内であれば、被保険者本人が医療機関の窓口で支払う必要がなくなり、35万円を超え

た場合にのみ、その差額を支払えばよいということになります。議員ご指摘のように、国保被保険者の窓口負担の軽減に資する制度であると考えております。

本制度につきましては、県の方からも保険者指導等の機会に、制度導入を検討するよう指摘を受けているところでもあり、また近隣市町でも山武市と匝瑳市が既に実施済みでございます。他の郡内市町においても多くが導入を検討していると聞き及んでおりますので、当町におきましても早速の実施に向け検討してまいり所存でございます。

次に、出産祝い金制度への取り組みについてのご質問でございますが、ご指摘のように、少子化対策や人口流出の歯どめとして、一部の自治体で制度化され実施しているようでございます。

調査しましたところ、山武地域と隣接の多古町、匝瑳市の中では、大網白里町のみが、ことし、平成19年4月から実施をしております。1年以上の在住期間と公共料金の滞納がないことを条件に、第2子以降、1人当たり10万円を贈るというものであります。10月までに73人の実績があったそうでございます。

しかしこうした祝い金は一時的なものですので、実効性という効果の面では一部に疑問視されているところもあるようでございます。

少子化対策に関する要望事項として、保育料や教育費など子育てに係る費用の援助という経済的な支援や、育児休業や育児時間を設ける制度の充実など、さまざま意見が上げられております。

こうした中で、当町といたしましては、昨年度から乳幼児医療の対象年齢の拡大や、県内唯一の小学生等医療費助成事業などを実施し、子育て支援事業を充実してまいりました。8,000万円を超える自主財源を投入して保育料の軽減も実施をしておるところでございます。

出産祝い金制度は、県内でも幾つかの自治体で取り組みがなされておりますが、当町では他の子育て支援事業の充実をより図ることにより、安心して産み育てられる子育て支援を推進してまいりたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） 川島議員からの地球温暖化対策と環境問題に関する、私の方から2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の地球温暖化対策として町の行動計画の策定の件につきましては、9月定例会の一般質問でもお答えはさせていただきましたが、町は現在みずからの事務事業における各施設の節電や節水等、自主的に省エネルギーに努め、温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

ご質問の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画、いわゆる実行計画につきましては、現在策定中の基本計画の環境保全施策の中で策定を考えてまいります。

なお、この実行計画の策定の状況であります。全国の都道府県では策定が進んでおりますが、市町村は比較的小く、現在把握している県内の策定市町村は、12の市であります。近隣では東金市でございます。

また、町施設への太陽エネルギー活用を検討の件につきましては、必要に応じて施設等の状況や投資効果等、総合的に勘案し、太陽エネルギーも含め省エネルギー設備等の導入、活用を検討してまいります。

質問では3点目になるわけですが、アル・ゴア前アメリカ副大統領が、地球温暖化問題をテーマとしたドキュメンタリー映画「不都合な真実」の上映につきましては、検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず温暖化対策行動計画でございますけれども、2点伺います。

地球温暖化防止活動推進員というのが、これは県の主導の推進員だと思うんですけれども、町でどの程度把握をされて、何人いらっしゃるって、どういう活動をされているか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

2点目に、住民も参画できる、ただいま課長からご説明ありましたけれども、その策定計画の中で、住民も参画できる仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。その計画づくりの中に、必ず入れていただきたいと思います、考えていただきたいと思いますがいかがお考えか伺いたいと思います。

次に、太陽エネルギーでありますけれども、以前旧町のとくに、町長も一緒に私行った、旧大洋村、今合併しましたけれども、大洋村のトップサンって太陽だったと思いますが、あ

そこの温水プールには太陽熱の利用をされていたかと思います。そういった取り組みを、当町の温水プールに取り入れるお考えがないかどうか伺いたいと思います。

次に、環境都市宣言、自然環境保全の問題でありますけれども、2つ伺います。

1点に、行政の施策、これから行うすべての施策に、環境への配慮を行う考えを伺いたいと思います。

もう1点が、町で進めている、現在進めているバイオマス資源の1つである使用済み食用油の現状をお聞かせ願いたいと思います。

受取代理制度であります。町長から大変ありがたい答弁をいただきましたけれども、3つほど伺いたいと思います。

1つに、今まで現況の中で貸付制度の、この出産育児一時金貸付制度の利用というものがあったかどうか伺いたいと思います。

そしてこの町長の答弁では、早速実施に向け検討していくという答弁でありましたけれども、いつぐらいから取り組むお考えがあられるか確認をさせていただければと思います。

そして3つ目に、確認でありますけれども、山武市では、国内ならどこの病院でもオーケーということであるそうではありますが、当然町外の病院でも対応していただければと思います。その辺の確認をさせていただければと思います。

出産祝い金制度でありますけれども、私の知るところでは、大網白里町のほかに近隣では芝山町、これは以前町長から研修の際に伺って、皆様のご記憶にあると思います。芝山町と、また下の方では大多喜町、早くに取り組んでいると伺っておりました。

今、国の主導で出産育児一時金が35万円、昨年の10月から上がったわけですが、出産の状況によって、普通の病院、一般的な病院であっても、出産の状況によっては50万円ぐらい費用がかかる場合があるというふうに伺っております。35万を超える出産費用がかかった場合に、経済的負担を応援できるのかなというふうに思いますので、この辺も今後、町長の頭の片隅に置いていただければ、ご検討いただければというふうに思います。

また、子育て支援ということで2点伺いたいと思います。

1点は、学童保育の待機児童の解消に向けての取り組み、町の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

それと、これは町の方からぜひ県の方に要望していただきたいというふうに思いますけれども、町内の若い、アレルギーを持つ、またぜんそくを持つお子さんの親御さんが、明け方に病気が出て、局番なしのシャープ8000、これは小児救急電話相談ですけれども、シャープ



8000に電話したくても、千葉県の実情は、土曜日、日曜日、祝日と年末年始の夜7時から10時、この時間しかやっていないということでありました。福島県では、ちなみに毎日、7時から翌朝の8時まで受け入れ態勢でやっております。

ぜんそく、明け方に出ることが、私も自分の子供がぜんそくでありましたので、非常によくわかるんですけども、明け方に出ることがあって、若いお母さんが病院に駆けつけずに、電話で済むことはこのシャープ8000に頼りたいということでもありますので、ぜひ県の方に要望していただけないかどうか伺いたいと思います。

そして、山崎議員の質問の中で1つ、保育所の統合のお話がありました。ぜひこの保育所の統合にあわせて、ゼロ歳児の受け入れの拡充を考えていただけないでしょうか。あわせて伺いたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） では川島議員の2回目の質問にお答えをします。

たくさんあったので、できなかつたところについては各課と。

私の中で地球温暖化防止活動推進委員については、申しわけありません。認識がございません。それについてはちょっと担当の方から。

当然住民に参加させる方法についても、同じようなことをございまして。

当然、今すべての行政で行うことに対して、例えば今度、今やっております銚子連絡道路の都市計画決定の問題、また圏央道の都市計画決定に向けての問題については、当然のことながら今環境を最大限守ろうというところから、環境アセスというものをやっておりますし、また町でそこまでの徹底したものは、今の中ではまだ確立はされておらないのかなというような気持ちもありますが、今後それについても研究を重ねてみたいなと思っております。

ただ、当然のことながら、今の常識の中での環境を守っていかなければならないということについては、私も同感でございますし、一つ勉強をしていきたいなと思っておりますのでございます。

あともう一つ、出産祝い金の件なんですけれども、これにつきましては、国でもこの少子化対策について、いろいろと論議があるわけでございますけれども、そうした中で、少子化対策の、先ほど議員おっしゃられていましたとおり、抜本的な解決というのは、この子供を産んだときの費用なのか。それも当然一部にはあるでしょうが、やはりそれを育てる環境の整備を、今いる子供たちの整備をやるのがまず先決なのかなという認識の中で、できるだけそういう部分に、先ほども、壇上からの答弁でも申し上げましたとおり、一般会計から

8,000万円以上のお金を出させてもらっておるわけでございまして、確かに産まれたときにそのお金をもらうということは、その家族にとってみれば非常にうれしいでしょうけれども、それにかかわらずというか、今いるお子さんの手当をなるべく少なくするような努力をおるわけでございまして、そういうところに先ほどの齊藤議員の、この平成20年度の予算の問題につきましてもそうなんですけれども、そういう部分でこの横芝光町として子育てを支援するんだというような大きな旗、ふるしきを上げさせていただいた中で、今後とも進めてまいりたいので、ひとつご理解を賜りたいなと思っておるところでございます。

そして、学童保育の町の取り組みにつきましては、今、やっているの、それは担当課長の方からお話させていただきます。

それであとはシャープ8000番の問題ですけれども、これにつきましても、ちょっと認識が薄くて申しわけありませんけれども、福島県の事情とその辺の、千葉県の事情が、どういうものかちょっとわかりませんが、それをお母さん方が、アレルギーのお子さんをお持ちのお母さんたちが、本当に頼りにしているというものであれば、早速にでも県の方に、私の方からでもお願いはしていきたいと思っております。

あとは、保育所でのゼロ歳児の受け入れについては、ではこれは福祉課の方でお答えさせていただきますのでよろしく申し上げます。

あと、環境の方で何点か。

では以上でございます。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） 環境の方の関係で、私の方から、まず最初に県の温暖化防止推進員の件であります、当町では2名の方が委嘱を受けております。横芝地区で中野さん、それから光地域では土屋さん、2名の方でございます。

次に、地球温暖化の施策の取り組みの中で住民等の参加の計画の中にとということですが、この問題につきましては、先ほど1回目の答弁でも、重複するところがございますが、現在策定中の基本計画の中で、環境保全施策という中で、町やみずからの事務事業における温室効果ガス排出の抑制、いわゆる実行計画を策定するわけですが、それとあわせて、住民及び事業者の生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制等の促進を図るための情報提供あるいは啓発、その他の措置は講じてまいりたいというふうに考えております。

それから、バイオマスの現状ということですが、当町で取り組んでいるバイオマスにかかわる事業につきましては、使用済みの食用油の回収を行っております。

毎月、集会所あるいは小学校をお借りして行っているわけではありますが、ちなみにその実施状況であります。平成18年度では959リットルですが、ドラム缶で換算しますと約5本ほどということになるかと思いますが、今年度の状況であります。11月まででは1,229リットル、若干伸びてきてはおります。

こういった状況であります。ただ各家庭の油が全部回収という状況ではありませんが、これからも継続してこれらを推進していきたいと考えております。

以上であります。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 出産育児一時金に対する事前の貸付制度というご質問でございますけれども、国保の制度の中には、貸付制度というのではないと思います。

ただ、社会福祉協議会等でそれに似たような制度があると思いますので、もし貸し付けを受けたいというような方がございましたら、社協の方等でお尋ねしていただきたいと思っております。

それから、これは具体的にいつごろからというご質問ございましたけれども、原則的には年度の変わるころからできるだけ早く取り組みたいと考えております。

それと、病院については、国内の病院であれば原則的にはオーケーということですが、ただし、現在考えておりますのが、出産予定日の1カ月くらい前に申請をしていただく。これを、そのかかっている病院の方に持っていきまして、病院の方で合意がとれました場合にのみそれを適用すると。病院の方でできない、どうこう言われてしまった場合はできませんので、病院の方でそれでいいですよという合意がとれた場合のみ実施するというような予定であります。

以上です。

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

教育課長（小堀正博君） 学童保育の待機児童の解消につきましてお答えをさせていただきます。

安心して産み育てられる環境づくりということで、町長の方からこの待機児童について、なるべく早い時点でその対策を講じるようにということで指示を受けております。

これを受けまして、教育課の方におきまして、現在の町で活用していないような施設等がございますので、それらを有効に活用しながら、できれば来年度にもう1カ所、児童クラブを設立したいということで、今その検討に入っているところでございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 保育所の統合にあわせて、ゼロ歳児を受け入れていただきたいというご要望をいただいたわけですが、もとより統合することによりまして、保育サービスの低下があってはならないというふうに思っておりますので、十分に検討しながら実現に向けて検討したいというふうに思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 1点、トップサン、トップサンって大洋が抜けたようでございますけれども、後でお答えをいただければと思います。

最後に、少々町長に提言を述べさせていただければと思います。

まず、環境問題でございますが、私たちの利便で快適な生活が他国の環境異変と決して無縁ではないということを忘れてはいけないと思います。

では、私たちに何ができるのか、一人一人が真剣に考えなければいけないときではないでしょうか。

例えば、生意気なようですけれども、例えば綱引きですが、個人の力を合わせて団体の力を競いますけれども、人数がふえるほど1人の出す力は減少します。これがリングルマン効果だそうです。自分一人ぐらいという思いが減少するのでしょうか。個人の使命と責任を明確にする必要があると思います。

また、クスノキ1本で、人間が1日に吐き出すCO<sub>2</sub>の2人分を吸収してくれるそうです。ふと思ったことは、大総小のクスの巨木でした。このクスノキは、明治22年、当時の村長が台湾から取り寄せ、校庭に植樹したものだそうです。今では千葉県の巨樹、古木200選にも選定されている貴重な樹木であります。

近年樹生が弱いので樹木医に指導を仰いでいるとのことでもあります。いずれにしてもこのクスノキの今までの頑張りに改めて感謝するとともに、元気を取り戻してくれることを願ってやみません。

何といたっても身近な地域での意識改革と学習が欠かせないと思いますので、そのための行政指導を強く強くお願いしたいと思います。

そして、子育て支援であります。本定例会の政務報告の中にもございました妊婦検診ですが、町のスピードを持った取り組みに感謝を申し上げる次第でございます。非常に先駆的

な大事な取り組みであったと、今さらながら改めて感謝いたしております。

と申しますのは、日本医科大の分析でわかったことに、妊婦検診を受けずに出産した場合、この死亡率が通常の約18倍に上がるなど、非常にリスクが高いそうです。また妊娠22週から生後1週までの周産期死亡率は、全国平均の17.6倍だったそうです。その上、2,500グラム以下の低出生体重児、いわゆる未熟児は約4倍の頻度であり、30%が新生児集中治療室への入院を要するそうです。教授いわく、検診の重要性を再認識させる結果である。母子保健に関して、さらなる啓発が必要。未受診妊婦は経済的問題を抱えていることが多く、社会福祉的なアプローチも重要と話されました。本当によかったと思います。

ウサギとカメの話ではありませんが、カメが勝ったのは、別に相手がウサギだったからではないそうです。ウサギはカメを見て走りましたが、カメは自分のゴールのみを見詰め続けたから勝ったそうです。周囲の環境がどうであろうと、自分の道を焦らず粘り強く歩み抜いた人に栄冠は輝くのではないのでしょうか。徹してやり抜く精神が大事であり、中途半端が一番よくないと思います。そのことを忘れず今後の行政運営を展開していただきたいと町長に切望いたしますがいかがでしょうか。

さて、本年も残すところあとわずかであります。もうすぐクリスマスの夜ですが、トナカイがひくそりに乗ったサンタが、大空のかなたからあらわれ、夜中にプレゼントを置いていく。子供時代そう信じていた人が、この会場にもいるのではないのでしょうか。

そんなことを考えながら、ぎすぎす感が色濃い時代に夢を追い求めるチャレンジがあってもいいと思いました。1人の子供の夢をかなえようとの思いで始まったサンタのプレゼント、次元は違うとはいえ、政治をつかさどる者にとって、アンドレ・モロワの政治は母と子を守るためにあるとの言葉を明記すべきと思いますが、町長の見解と明年へのご決意をお伺いし私の質問を終わります。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、先ほど回答を逃してしまったトップサン、大洋村の太陽光発電の施設の件でございますけれども、まだまだ費用対効果の部分ですとか難しい部分があるように私どもは聞いておりますけれども、それについてはちょっと後で研究、勉強をしてみたいなと思っております。

それとあとは、環境の問題につきましても、やはり今一人一人が本当におっしゃられるとおり、先だつての庁議の中で、ここにおられます代表監査委員が、昼休みの消灯の問題を取り上げてくださいます、それも今全庁でそれをやるようにしております。

そうした中でも、できることから一步一步進めてまいりたいと思いますので、今後もひとつご理解を賜りたいと思います。

それと、子育て支援の件でございますけれども、前段から申し上げましているとおり、この横芝光町を特色ある行政運営をする上でも、一番に子育て支援というものを全面に出していきたいなと思っておるところの中で、先ほどお褒めの言葉をいただきました5回の妊婦検診の件でございますけれども、最初、我々行政としまして、県からの情報を受けた際は、今まで2回を5回を無料にするんだというお話がありまして、実はこれの大体の骨格が、先般県の方からお示しがあったわけでございますけれども、結果完全にこの5回を無料にするということは、県の施策ではできないというような形になりまして、その5回に対して補助を出すという、わかりやすく言えばそういうような状況の中でありました。

しかしながら、当町といたしましては、ことしの10月から、もう既に5回に対しては無料でやるんだという指針の中で進めておりますものですから、来年度にも引き続き、この5回に対しては、やはりせっかく授かったお子さんを、この町内の授かった、それこそ宝物でございますから、大事に大事に育て上げるためにも、その5回の検診は完全な無料で実施ができるようにする、今般、今予算計上を図っているところでございますので、今後その節にはよろしくご理解、ご協力賜りたいと存じます。

そして今、政治、そしてまた夢のお話をしていただいたわけでございますけれども、私もやはり夢を実現させるということは、まず思い続け、そして行動し続けることがやはり夢を実現する一歩であると私も考えておりますので、今後とも、やはりこの町としても、大きな夢を持って、大きな目標を持って、それに進めるよう精鋭、努力していく覚悟でございます。

そして政治は、母と子を守るためにあるというような貴重なお言葉を拝聴したわけでございますけれども、まさしくそうだと思います。政治は弱い弱者のため、そしてそれが公共の福祉となって、よりすばらしい自治が運営できるのではないかと考えておりますので、今後皆様方には格段のご理解と、またご指導を仰ぎながら進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いを申し上げまして答弁とかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は14時30分とします。

（午後 2時15分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

越 川 洋 一 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

越川洋一君。

〔18番議員 越川洋一君登壇〕

18番（越川洋一君） 通告の2点について質問を行います。

まちづくりについてであります。

昨年3月28日に合併をして、1年8カ月が経過をいたしました。この時点における合併の効果、マイナスについて、今後配慮していかなければならない点などについての検証が必要というふうに思われます。とりわけ佐藤町長は、横芝光町の合併に際しては、批判する側にいた方です。その立場から見て、町政がそれまでの流れと比較してどのように変わったのか。国や県とのかかわりで、団体自治、住民自治が前進をしたのか。ここが重要なかなめであるというふうに考えます。

特に、佐藤町長は、住民の視点で未来をつくることをキャッチフレーズにまいりました。行政運営の全般に、この理念が貫かれてきたのかを検証することは、町民が主人公のまちづくりへ進んでいく上で非常に重要であります。

横芝光町の合併は、住民みずからの自発的な意思によって、下からの盛り上がりにより誕生してきたとは言えません。それは半ば、国県からの押しつけ、誘導によって推進されてまいりました。つまりそこで何が問題か。地域のことはその地域の住民が主体となって物事を決める、それが住民自治であり、国との関係において、自主的、独立的に自治体運営に責任を持つことが団体自治であり、これを地方自治の本旨と言っております。そして、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定めることになっております。

この面での拡充こそ民主主義の定着であり、住民が主人公としてのまちづくりだと思えます。町民のやる気を啓発する源であると思えます。そして、住民の納得と参加、協働を引き出すことにつながります。つまり、この原則が踏襲されたのか。今さら何を言うのかと言われるかもしれませんが、合併までの経過の中で、まちづくりへの自主性、自発性の芽が、町

民の中に育ってきたのだろうかということであります。

短期間の中で合併協議が進められ、住民の意思や感情が汲み尽くされたのか。住民の間に理解と合意が広がって新しいまちづくりへの決意ができたのか。特に、県下でも珍しい郡域を越えた合併であるために、融合するには簡単ではありません。時間のかかる側面を内包しているというふうに私は思います。この辺を分析的に整理する必要があります。現状認識が的確でなければ、効果的な対策は引き出せません。改めて、合併をしてみて、予期せずわかったこと、わからなかったことと聞けばどう答えましょうか。

佐藤町長が5月に登庁して以後、県下に先駆けて、小学校終了までの医療費の無料化を初めとした住民要求の実現に着手をしてまいりました。これは、関係者からも町外からも大きな評価があります。

その他幾つかの改革が行われ、期待が持たれておりますが、前任者がつくってきた新町建設計画に乗っておりますが、住民の視点を汲み尽くして計画に反映し、改革の機運を盛り上げていくという上では、改善の余地があるのではないのでしょうか。

そのためには、住民との対話、行政懇談会のあり方なども見直しをする、充実をする必要があると思います。合併に際して、各地で行った住民説明会をしのぐ取り組みが求められると思います。

なぜなら、住民の積極的参加がなければまちづくりは進まないという原則があります。山口県の下松市長は、市民の戸数の半分は私が回るということで、私のうちに市長が来たと、市民の共感を引き出し、一人一人と話してみると、潜在的には市政への大きな関心があるのがわかったというふうに述べていることを、ある本で読んだことがあります。

反省すべき、初心に立ち返ること、住民の視点をすべての分野に貫くことだというふうに思いますがいかがでしょうか。

とりわけ、自治体のよしあしを決める基準として、佐藤さん言うには、そこにプラス住民にどれだけ行き届いた行政サービス、福祉や教育や子育て支援や、それから生活支援、これが行われるかが大事だと言っておりますように、暮らし、福祉、教育、安全の確保は、地方自治体本来の仕事として優先して取り組むことが必要であります。特に、この間の政府の行ってきた新自由主義政策、構造改革、規制緩和の推進の中から、格差社会、貧困問題ということが巻き起こってきております。

医療難民、介護難民、ネットカフェ難民と言われるように、労働法制改悪の中、あるいは不正規雇用が蔓延して、就業者の3分の1にもなるというふうに言われております。生活保



護基準以下の低所得者層がふえているというのが実態であります。中小企業、農業、商工業者の置かれている状況は、営業難と将来不安となっております。住民への住民税の大増税、そしてこれに伴っての介護保険、国保料にも負担増が及んでおります。これは、ことしだけでなくて来年からも続くわけであります。

このような中で、懸命に生活している町民の暮らしと福祉、医療に、特段の配慮が必要と思われる。住民いじめの政治から住民を守る防波堤の役割が求められます。暮らし支援の視点と予算、ここでの見直しが求められるのではないのでしょうか。

しかしながら、当町の財政支出の基調は、新町建設計画に盛られているように、投資的事業が優先となっているというふうに思います。町政の比重の置き方を見直す必要があるのではないかと。

またそこでの判断の基準も、町民の声を大切にするという点にあるというふうに思います。もっと情報の開示とともに、協働のまちづくりの機運を盛りたてるにも、住民の視点を把握する機会をふやすことが求められているのではないのでしょうか。

合併後の歳入歳出財政面ではもくろみどおりになっているのか、広域化して行政経費が予想よりかさむということはないか、尋ねたいというふうに思います。

さきにも触れましたが、町民の融和、一体感という点に関しては、2つの側面から簡単ではない条件があるというふうに考えられます。そもそも平成の合併とは、総務省が言うように、画期的な行政改革の手法なわけです。一時的な合併支援策には惑わされてはなりません。県がしゃにむに合併をあおっても、第2次の合併は県内では進んでいない。住民にとっては不利益、矛盾が大きいからだというふうに思います。

こうした側面と、日常の行政段階でのかかわりが深いとは言えなかった2町が一緒になったわけですから、一体性を持って新町を盛り上げるということは、難しい問題だというふうにとらえるのがまず大事ではないのでしょうか。町の見解はいかがでしょうか。

合併して財政は楽になったのか。合併による一番の誘導策は、合併特例債が活用できたことでした。しかし、33.5%の地元負担で財政悪化の原因になることを懸念して、特例債事業も絞った経過があるというふうに思われます。事業費の95%に起債を認め、返済額の70%を交付税措置されるというふうになっておりますけれども、これは建設事業に限ったものであります。それと、特例債対策の建築物の維持管理費は負担増になってまいります。交付税については、合併後10年間は、算定の特例があるわけですが、その後は5年間かけて暫減して、合併町にふさわしい交付額というふうになるわけでありまして。その時点での交付税と特例債

の返済額、これをシミュレーションした財政運営が求められます。公表することも必要だというふうに思います。当町の特例債事業は17本で、総額45億円余り、その進捗状況はどうなっているのか。

いま一つ心配なのは、合併に際して有利だと大型建設事業優先で財政計画が立てられていること。暮らしや福祉を守ることに重点をシフトするのを感じますのは、住民へのアンケートをいたしますと、国保税や介護保険料、使用料の減額や税の減免制度、病院の拡充と救急医療体制、農業、商工業支援などが、そういう順序で並んで出されてまいります。

さて、今後のまちづくりの課題、どこに置いているのか所見を伺うものであります。

農業振興についてであります。

2006年の千葉県の農業産出額は、前年より3.5%、147億円減の4,014億円で、野菜の83億円の減少が大きいというふうにされてあります。これは農家の高齢化、後継者不足で、作付面積が減ったこと、夏の日照不足も影響したことが原因と言われております。主要34品目の作付面積は、前年比500ヘクタール減、収穫量、出荷量とも減少したと発表されました。全国段階でも、米価の下落を主因に、前年比2%の8兆6,321億円、4年連続しての落ち込みだということが報道されております。そして食糧自給率は、カロリーベースで39%、政府が45%を目指すと言ってきた中での低下であります。その責任も問われます。

特にここ数年の農産物価格の特徴はといいますと、異常なほどの低米価と、野菜においても高値がない。生産者は昔と違って、息をつく間がないと言われるほどの安定的安値基調となってきたわけであります。

そうした中で、生産段階ではもうやっていけないと、お先真っ暗だという落胆の声と、逆に、輸入に頼り国内農業をつぶす政策に怒りも渦巻いているわけであります。特に生産者米価は、農水省の生産費計算でも、1俵当たり1万6,824円と比べても、4,000円も5,000円も安い水準で、その労賃は何と自給で256円、さらにことしは200円そこそこだと。これでは働く貧困層、ワーキングプア以下ですからひどい話です。

販売農家1戸当たりの平均農業所得は、千葉県農林水産統計年報によれば175万5,000円、これは2人、3人での働きの結果であります。日本農業のモデルとして育成させてきた大湊村、平均15ヘクタールの大規模稲作経営がされておりますが、施設、機械への投資でローンの返済ができなく、大変な苦境の中で、入植した589戸の1割近くが既に脱落したというふうに言われております。政府の言うように、規模拡大を追求した農家ほど厳しく、稲作崩壊の危機さえ叫ばれているのが現状であります。

減反農園に低米価、耕地面積の75%を占める水田を中心とした当町の農業も大変な苦境の中にあります。

この実態を行政はしっかりとつかまなければなりません。どこまで正確に把握して、住民の視点で農家の要求にこたえてきたのか、所見を伺います。

とりわけ主食であり、基幹作物である水稻、米は安過ぎます。スーパーで10キロ3,980円のコシヒカリは、お握り1個分、お茶碗軽く1杯分だそうです。消費者米価では30円から40円、生産者米価で換算すると、白米にしてお握り1個分の米代は12円くらい。これが1個84円のアンパンや500ミリリットル150円の水と比べて高いというのか。余りにも安過ぎます。とりわけ、生産者の取り分が少な過ぎる価格構成になっております。コンビニのお握りが、1個100グラム136円。これは、1俵53.5キロの白米をお握りにしますと、何と23万円なんという数字に、超える数字が出てまいるわけであります。このからくりを消費者は理解していただかなければなりません。

1970年、2000年までは、飲食費の帰属割合がどの産業に変化したのかという変化の流れを見ますと、35年前までは農水産業の取り分は35%あったものが、5年前には12%となっております。この点を見ても、このままでは米づくりはなくなります。米づくりの崩壊は、農業の町の崩壊となります。国土も環境も地域経済も、集落共同体の社会も大変な事態になってまいります。今はその瀬戸際になっていることの認識が必要であるというふうに思います。

なぜこんな事態になったのか。歴史を振り返ればはっきりすることです。1995年に、WTO協定が発効して、それ以降米価は年々下落をしております。WTO協定に合わせて、米の価格保障は廃止され、米市場の下支え、値幅制限も撤廃され、米価は市場の動向で決められるようになりました。

年間77万トンのミニマムアクセス米の在庫も米価を押し下げております。古米を安く放出したことも、米価暴落を促進してきました。このように、米価の下落は米の流通を民間任せにした政府の責任です。ですから、ここに末端の要求の矛先を向けていかなければなりません。

この間、安ければ輸入をとという政策がとられてまいりました。世界人口の2%の日本が、世界の貿易に出回る食料の10%を買い占めているというふうに言われております。こんなことが長く続くはずはありません。世界の飢餓人口は8億5,000万人に拡大しており、自給率向上は今や国民的課題になってきております。

農水省の国際食料問題研究会がまとめた報告書は、世界的な穀物自給の逼迫と価格上昇が

進み、必要量が確保できない事態も起きるという見通しを示しました。2007年の穀物在庫は15%で、国連食糧農業機関が定める安全在庫水準17%から18%を下回っております。在庫は過去最低の55日分と言われます。今後、途上国を中心に世界人口の増加と、世界人口の4割を占める中国、インドの経済成長に伴う肉、油脂のための穀物需要の増加、アメリカによるトウモロコシのバイオ燃料化など、農産物の争奪合戦が始まると述べております。

生産面では、世界的な異常気象のもとで、干ばつ、砂漠化、地下水の枯渇が進行する。こういう中で、食料の6割を海外に依存する日本は、食糧自給率の向上に積極的に取り組む必要があると報告書が指摘しているわけであります。

ところが、WTO、EPAで、農産物を自由化をしたい財界の要求があります。貿易自由化、構造改革、規制緩和路線のもとで、大企業のもうけはウナギ上り、その一方労働者の収入は毎年下がり、農業や中小業者の営業は成り立たず、地域経済、商店街の火は消えつつあります。シャッター通りの商店街をなくすためにも農業振興は必要です。

しかし、経済財政諮問会議は、輸入に対抗できるよう米の生産費が1万円以下になるよう規模拡大せよとこの間言ってきたわけであります。そしてこの行為を後ろ盾に、品目横断的対策が進められてきましたけれども、今その見直しの段階になっております。

世界の食料はますます不足し、価格の上昇、輸入ストップの事態も想定されております。こうなると、飽食などと言っていられなくなるわけであります。社会的な混乱が起きる可能性も出てきます。

今こそ食糧主権に立った国内自給、地域内自給の体制を整えるときだと、そういうふうに思います。

そしてこの見地に立って、農業食糧政策の転換の声を上げるときであります。あわせて、規模拡大のスケールメリットを追求するのみでなく、規模は小さくても農業を継続する意思のある対象に援助、育成をするべきだというふうに思います。この観点から、農家の意向調査をして具体的な要求をつかんだらいかがでしょうか。

地域の農業振興の具体的な手段の1つとして地産地消運動があります。食育推進宣言の具体化の方針はどこまで進んでいるのか。チャレンジ TENT を継続してまいりましたが、そろそろチャレンジハウスの建設に取りかかる時期であると思っておりますが、町長いかがでしょうか。

町政の段階での具体的な課題の1つとして、青年後継者の育成問題もあります。特別な支援策を進める考えはないか、尋ねていきたいと思っております。

それから、遊休農地、荒廃農地の対策はどういう方針でいるのか、見解を聞くものであり

ます。

以上、輸入優先の政策が、国内の生産段階においても矛盾を大きくし、輸入相手国の状況、飢餓の広がり、バイオ燃料化などへの変化を見ると、離農が進んでいく状況に手をこまねいてはられません。

さきの参議院選挙の結果は、そういったことに対する改革の必要性を示しております。積極的な内容の答弁をお願いいたします。

〔 18 番議員 越川洋一君降壇 〕

議長（八角健一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔 町長 佐藤晴彦君登壇 〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、越川洋一議員のご質問にお答えします。

なお、私の方からは、まちづくりについてのご質問のうち、町政運営上反省改善することはないか、町民の融和、一体感ではどうだろう、今後の課題について、それから産業振興に関するご質問の中で、町内農家の現状認識、農家の要求にどれだけこたえようとしてきたか、また農業食糧政策転換の声をについてお答えをさせていただき、その他のご質問については、それぞれ担当課長より答弁をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、合併後 1 年 8 カ月が過ぎたが、合併により町政運営上、反省改善するところはないかのご質問についてお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、横芝光町は地方分権の推進により、激化する地域間競争に対応し得る能力を備えた組織になる必要があったこと、さらには、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大等から、基礎自治体としての行財政基盤を強化する手段として市町村合併を選択いたしました。規模こそ 2 町合併であるものの、合併前より組織機構が確立し、現在は新町としての改正を徐々に整えつつあるものと思っております。

これらの現象を証明するものとして、サビア店内に開設した町民サービスセンターがあります。ご存知のとおり、町民サービスセンターは、土日、祝祭日に町諸証明を発行する全国的にも数少ない行政サービスを提供しております。そして、当該施設の開設があったからこそ、経費節減を図るべく横芝行政センターの廃止を決定することができたものと思っております。徐々に町民の視点に立った新町へと歩み始めているものと判断しております。

このような進捗状況の中で、答弁といたしましては、細かい事柄の部分についてはご指摘のとおり、反省改善をしなくてはならない点が多々あると思っておりますが、根幹部分につきまし

ではご指摘の反省改革すべきことはないものと判断をしております。

そしてご質問の反省改善は、行政課題とも言い換えることができると思います。その行政課題につきましては、今次議会に上程をさせていただきました総合計画基本構想において網羅されており、町が解決しなくてはならない方向をお示しをさせているところでございます。我々地方自治体は常に行政課題を追求、解決し、住民福祉の向上を図ることが使命でございます。したがって、この総合計画基本構想を着実に進めることが、反省改善にもつながる大切なことであると考えております。

続いて、町民の融和、一体感はどうかという、それと今後の課題についてのご質問にお答え申し上げますが、まず町民の融和、一体感ではどうかということでございますが、合併後1年8カ月を経過し、町民体育祭、文化祭や産業まつりなどの行事開催を通じて感じたところでございますが、昨年と比較しても、関係者各位のご努力により、各行事とも盛会に開催することができ、住民相互の理解と協力により、徐々にすり合わせができてきているものと感じております。

しかしながら、すべての面において、町民の融和、一体感が図られているとは言えない面もございますので、これから十分な時間をかけて、住民とともに、一体感醸成のため取り組みを行ってまいります。行政といたしましても、新町として一体感が持てるよう、あらゆる面において努力をしていきたいと思う次第でございます。

次に、今後の課題についてでございますが、今後の課題といたしましては、合併に伴う財政的な支援が終了する時期を見据えて、現在策定しております総合計画基本構想をもとに計画的な行財政運営を行うことが重要であり、新町としての基盤づくりのため、住民と行政が協働して新たなまちづくりに取り組むことが大事であると考えております。

さらには、一部事務組合が2つの組合にまたがる問題や、広域医療体制の整備の問題など、関係機関と十分な連携を図りながら、慎重に対応したいと考えております。

次に、産業振興に関するご質問にお答えします。

初めに、町内農家の現状認識ということでございますが、横芝光町は、大消費地の首都圏に位置するという有利な立地条件、さらには農業者の高い生産意欲と技術力に支えられ、県内有数の農業の町として、県内だけでなく全国の消費者に、新鮮でおいしい農産物を提供しております。

しかしながら、米価の低迷を初め、担い手の減少や後継者不足、高齢化による遊休農地の増加、輸入野菜などの増大、産地間競争の激化、食の安全や豊かな食生活に対する関心の高

まりなど、昨今の農業を取り巻く環境は、刻々と変化をしてきており、それらに柔軟に対応した農業の展開を図っていく必要がございます。

そのような中、篠本新井土地改良区で進められている農業基盤事業の計画策定に伴いアンケート調査を行い、町内農家の14%に当たる回答をいただきましたが、主たる農業経営者の43%が61歳以上であるものに対し、農業後継者がいる割合は25%という結果であり、当町も例外ではなく、高齢化と後継者不足が重要な課題となっております。

また、今現在困っていることという質問に対しまして、米価の低迷による経営の悪化、後継者がいないが最も多く、経営が厳しく農業機械の更新もできない。しかし、後継者もいないので、行く末はだれかに耕作を頼みたいという結果もあらわれております。

このようなアンケートに基づく結果や、各種会議、あるいはイベントなど、あらゆる場を通じ、農業者の皆さんと接する機会がありましたが、農業全般にわたり担い手が不足していることは上げられると思います。

また、各分野ごとに申し上げます、水稲主体の農家では、大規模な圃場整備や排水対策、老朽化施設の更新や保全対策、農地の利用集積や高度利用、野菜主体であれば、連作による土壌障害や難病対策、産地・産品づくりや付加価値の向上対策、畜産主体であれば、家畜排出物の処理対策、耕畜連携による堆肥生産の供給体制の整備など、大きな課題が山積していると思います。

一方では、食の安全安心への対策、流通販売や消費対策、あるいは都市と農村の交流など、地域資源を生かした農業の展開、環境に配慮した農業の推進、国県等の制度を活用した生産振興や経営支援対策など、今後さらに具体的な施策や対策を講じていかなければならないと思っています。

次に、農家の要求にどれだけこたえようとしてきたかというご質問でございますが、農業は食料の安定供給という重要な使命に加え、地域経済社会の維持、発展、環境の保全など多様な役割を担っております。

しかし、農業、農村を取り巻く環境は、国内外の諸事情の変化により著しく変貌を遂げており、米に代表される農畜産物の輸入自由化問題や農産物価格の低迷等に直面し、さらに農村社会においては、農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加等の深刻な問題を抱えております。

このような状況に対応するため、地域の創意と工夫が生かされ、農業を営む人たちが自信と誇りを持って農業に従事できるような営農条件を整備し、安定した所得の確保と快適な生

活を可能とする農村地域づくりを推進してきたわけですが、今後さらに、10年後、20年後を見据え、今何をすべきか、農業者の皆さんと大いに議論を交わし、将来のあるべき姿を見出していきたいと思っていますところでございます。

次に、農業食糧政策転換の声をとのご質問でございますが、飽食日本と言われながら、その実情は世界各国から輸入されるさまざまな農産物によって、食糧自給率をカロリーベースで、議員ご指摘のように、40%以下にさせてしまったという現状を憂いて、国の農業食糧施策を転換すべきであるとの越川議員のお考えであると推察いたします。

食の外部化、サービス化が進み、均一、大量かつ安価な輸入食品への需要が高まり、国産の農産物への需要が減少する傾向が続いている一方で、世界的な人口の増加、途上国の経済発展による食糧需要の増大、気候変動等の地球環境問題、輸入食材の安全性等、世界の食糧需要に関する不安定化要因を考えますと、食糧自給率の向上は必要不可欠であると考えております。

また、原油価格の高騰、化石燃料の枯渇問題などから、世界各国では、バイオエタノール材料としての小麦や大豆からトウモロコシに穀物生産がシフトしており、深刻な事態であると認識しているところでございます。

このような状況のもとで、我々がとるべき道筋は、個々の消費者レベルでの食に関する知識や食への意識、関心度の向上を目途としたいいわゆる地産地消、食育推進であると考えております。

特に、小中学生などの若年齢層に対する働きかけが有功であり、食育教育を通じて食への関心の目（芽）を育てることができ、食生活の基盤が築かれるとともに、一消費者として必要となる食への適正な判断力が培われていくものと思います。

食育教育などは、時間と労力を要する非常に地道な取り組みではありますが、他国への依存度が極めて高い我が国にとって、食の自立に向けた第一歩であると思っていますところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、越川議員の合併後1年8カ月が過ぎた時点で合併をしなければわからなかったことはないかについて、財政、収入、歳出の面からご回答申し



上げます。

財政面での合併効果といたしましては、歳入面では、地方交付税の合併加算措置や国県の合併支援補助金があり、歳出面では人件費など経常経費における削減効果が見込めるとして財政計画を立てておりました。

合併後の平成18年度決算額と平成19年度の執行状況等から検証してみますと、まず地方交付税のうち、普通交付税により加算されるものとして、合併直後の臨時的経費に対する支援措置があり、当町の場合、交付額は5年間で約2億3,000万円で、毎年均等に加算されることとなっており、平成18年度交付額は4,599万2,000円、平成19年度交付額は4,599万8,000円でありました。また、特別交付税につきましても、合併加算額として3年間で総額6億7,000万円を見込み、合併初年度となる平成18年度には3億3,555万9,000円が交付されました。平成19年度分は今後決定されることとなりますが、これらの交付額は合併後の人口により算出されることとなっておりますので、ほぼ見込み額どおりとなっております。

しかしながら、特別交付税の平成18年度決算における交付額は4億6,100万円ございました。合併加算額3億3,500万円を控除しますと、1億2,600万円の交付額となり、平成17年度の交付額3億9,100万円と比較しまして2億6,500万円の減額となっております。

平成17年度の交付額は、合併準備経費としての特殊要因がございましたので、差額は大きなものとなっておりますが、平成16年度以前の特別交付税の旧町合算額が毎年3億円を超えていましたことを考えれば、1つの町分としての額しか交付されなかったこととなります。特別交付税につきましては、その町の特別な財政事情等により交付額が変わってきますので、平成19年度の交付状況を見た中で、財政計画の修正を行う必要もあろうかと考えております。

また、普通交付税におきましては、合併の影響額を除いた比較では、平成18年度は前年度比約1億2,000万円の減でありました。平成19年度は、平成18年度とほぼ同額の交付税額が確保されたものの、平成20年度の国の交付税会計では、出口ベースで減額が見込まれるなど、今後も地方の行政改革が進むにつれて減額されることが予想されております。

なお、合併の影響額につきましては、合併しない場合に比較して3億5,000万円程度の増額と見込んでおりましたが、平成18年度交付額で3億7,400万円、平成19年度交付額では3億9,200万円の増額でございましたので、おおむね見込んだとおりの影響額となっております。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、私の方から、産業振興関係の4点目の地産地消食育推進宣言の具体化ということから答弁をいたします。

6月定例会におきまして策定作業中の千葉県食育推進計画と整合性を図り、連携を持って、本年中に策定、公表したいと考えている旨、町長から答弁をいたしました。千葉県では、計画策定期間を秋ごろということで予定をしていたようでありまして、意見集約等に時間を要し、今年度末までずれ込む見込みであると話を伺っているところであります。

町では、県推進計画が市町村計画策定や取り組みの指針となるものであることから、県推進計画策定の進捗状況を見ながら、町推進計画を若干おくれませんが、今年度内に策定したいと考えているところであります。

なお、町推進計画策定に要する会議費を、今定例議会に上程いたしました一般会計補正予算案に計上しておりますので、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

また、町地産地消食育推進計画の内容について、なるべく早期に地産地消や食育関係者から成る推進協議会を立ち上げ、そこで内容を詰めていただくこととなりますが、県推進計画を基本としながら、この地域の特性を生かした自主的な施策を盛り込んだ実効性のある推進計画を策定するということが基本であると考えているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

5点目の農家の調査をということでもありますけれども、今月下旬から町内の農地を持っている全農家を対象に、各集落の農家組合長さんを通じて、農家意向調査票を配布させていただいたところであります。

この調査は、新町の農業振興地域整備計画の基礎資料として、そしてまた農業政策策定の資料として行うものでありますが、議員ご質問の内容も把握できるようになっております。

年内中に回収を行い、本年度末までに調査結果を取りまとめる予定でありますので、今後の施策に反映させたいと思っているところであります。

6点目の後継者支援制度の具体化ということでもあります、3月の議会でも申し上げたとおり、当町の基幹産業である農業における後継者対策は最重要課題であると考えているところでありますので、山武農業振興センターと連携を図りながら、新規就農者の確保に努めるとともに、青年農業者の経営能力や農業技術などの資質向上を目的に開催している農業経営体育成セミナー、千葉県農業会議が行う農業就職・就農セミナーなどへの参加を促すとともに、千葉県農業大学の農業研修生講座など、広報やホームページで紹介してきたところ

でありますし、現在11名の方が、農業経営体育成セミナーを受講しているところであります。

また、町の支援事業として、農業振興会に活動費補助を行っているところですが、青年部会や機械部会が開催する事業は、栽培技術の向上や農機具操作技術の研さんと会員相互の友好を築いているところであります、大変有意義と感じております。多くの農業後継者に加入を勧めてまいりたいと思っているところであります。

財政的な支援につきましては、横芝光町農業後継者育成利子補給制度があり、農業後継者の負担軽減策を講じているところでありますし、無利子で融資する国の補助制度、あるいは県の制度をあっせんするなど支援をしているところであります。

それらがスムーズに活用できるよう、促進してまいりたいと思っているところでありますのでよろしくお願い申し上げます。

7点目の遊休農地についてでありますけれども、先ほど町長から申し上げましたように、後継者不足や高齢化の進展に伴い、年々遊休農地が増加している状況にあります。

面積を申し上げますと、農業振興地域の農用地区域で35ヘクタール、農用地区域外を含めると226ヘクタールと把握をしているところであります。農業振興地域の農用地区域面積に占める遊休農地の割合は1.2%になっています。千葉県平均3.1%と比較すると、当町においては非常に低い、まだ低い状況にあるところであります。

遊休農地の発生要因といたしましては、やはり農産物価格の低迷を背景とした農業従事者の高齢化、後継者不足による離農、あるいは相続による農地の分散、耕地の農作業の条件が悪いということが上げられます。

対策といたしましては、農業委員会が行う農地パトロールによる現況確認、農地相談が取り組みの中心となりますが、特に担い手育成の観点から、認定農業者や集落営農などへ農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用集積、設定、これらをあっせんし、積極的に行うことや、圃場の基盤整備など、地域の実情に合わせた対策を講ずることが有効と考えております。

なお、今年度から新規事業として行っております農地・水・環境向上対策を実施している集落におきましては、遊休農地に花を植えるなど、景観・環境づくりに活用したり、一部では集落全員で草刈りを実施するなど遊休農地の対策を講じているところもあります。

いずれにいたしましても、今まで以上に農業委員会が中心となり、対策を検討していくことが肝要であると思っているところでありますのでよろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 交付税、特別交付税については大変厳しい面もあるけれども、交付税については、普通交付税については予定どおり、そういうようにきていると、この間は。そういう答弁なんだと思いますけれども。

町政運営上反省改善するという点については、町民の視点に立って、町長まちづくり進んでいるというふうに答弁されましたけれども、私はもっと望みたいわけですね。

やはり町民の積極参加がなければまちづくりは進まないというのは、これはもう協働の町をつくるということではっきりしているわけです。全国では、やはり独自のまちづくりを目指して頑張っている例が幾つかあるんです。

例えば福島県の矢祭町というのは、合併しないところで有名なわけですがけれども、行政の効率化ということを追求して、特別職の給与の5%の削減、それから役場から発行する郵便物は町民、職員が持ち帰るなどの細かな方針を掲げて、まず職員が外注費用を削減すると。そして、課長以上の職員がトイレの清掃も買って出ると。こういうことを始めた。これを聞いた町民が、自主的に町財政の助けになればということで、婦人会が道路の草刈り、老人会が河川の清掃を引き受けるまでに盛り上がっていると。何か非常に教訓的だというふうに思うんですね。

住民の視点と言っているんですから、町長にはこういうことが必要ではないかなというふうに問いたいわけです。岩手県の滝沢村では、トラックがすれ違えない狭い道路の拡幅に、地元の住民が地権者への用地提供交渉もやり、私物の重機まで持ち寄って、村民総出で取り組んで30億円かかると言われていた工事の出費は、350万円のセメント代だけでやり遂げることになったと。ここでも村長が前例踏襲型を打ち破って、役場の課長補佐、係長の104のポストを全廃した。そのことが縦割り行政、縄張り意識の克服につながって、職員のやる気を引き起こした。それが村民の奮起を呼んでいるという、こういう話を知ったときに、やはり住民の視点を貫くといった場合に、佐藤町長の場合にはこういうふうな、特別また2町合併で難しい面がある中での町の一体感、盛り上がりをつくっていく上で、こういう取り組みが必要ではないのかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

それから、合併後10年間は財政的には保障されるというふうに言われているんですが、その後5年間で段階的に削減される交付税の問題。この交付税の現在の特例債事業の進捗状況、それに基づいた財政シミュレーション、こういったものを早く出して公表していただきたいというふうに。やはり町民にそういうことをきちっと伝えるというのが、非常に大事だとい

うふうに思うんですね。

一体感をさらに醸成していくという上では、合併段階では、サービスは高く負担は低くということになるというふうに言ってきたわけですが、合併前と比べてサービスが低下したと、不便になったというふうな認識がされることのないように、そういうことがないように、あるとすればこれは融和を阻む力になる、要因になってくるというふうに思うんですね。ですからそういうところにご努力をいただきたい。

産業振興の問題では、高齢化、後継者不足という点でのところに問題がずっと絞られてそういう現象になってきているという認識は同じなわけですが、この間減反あるいは規模の大きなところを対象にした品目横断対策、こういうことで、現場の農家の思いとは反した政策もやられてきて、これが生産意欲を削ってきたという面も少なからずあったわけですから、今後こうした状態を続けてはならないというふうに思うんです。

それから、自給率政策転換の声をということですが、食糧自給率の向上は不可欠だと答弁されましたけれども、そのためにはやはり政策転換ということが必要で、食糧主権という、この立場が重要だというふうに思うんです。

常に、やはり町長はそういう町の現況を踏まえて、そういう主張をあらゆるところでしていくという必要を感じるわけですが、その点に対しては。

食糧問題というのはすぐれて国の政策の問題ですけれども、町だけではどうしようもない、そういうふうに思います。だから、政策転換を訴えながら、やはり農業経営が、見通しを持って続けられるような環境をつくりつつ、内部的な努力をするというのが非常に重要だと。

民主党は農業者個別所得法案を参議院に提出したそうですけれども、私たち共産党は、党綱領の中で、農業を基幹的な生産部門としてきちっと位置づけ、価格保障等柱にして所得保障も充実させるということを訴えております。アメリカのブッシュ大統領は、食糧自給できない国を創造できるかと。そんな国は国際的な圧力と危険にさらされている国だと。食糧自給は国家安全保障の問題であり、アメリカ国民の健康確保するために、輸入食肉に頼らなくてよいのは何とありがたいことかと、こういうふうに言っているわけです。ですから、食糧自給というのは本当に大事なわけであります。

さて具体的な問題ですが、地産地消宣言の具体化、とりわけチャレンジハウスの建設というのは急ぐ必要があるのではないかと。芝山町が空港道路沿いに建て始めましたよね。近隣町を見てもどこも地産地消ということで、そういう象徴的な直売所に踏み切っているという中であります。これについてはいかがですか。

それから、今の段階で、推進協議会を立ち上げるという話がありましたけれども、このネットワークづくり、消費者と生産者のネットワーク。とりわけつくる人と買うという立場だけではなくて、お互いに必要な関係にまで水準を高められたら。例えば、食品の残渣を堆肥に、土づくりにするという循環なんかできれば、これはもう自分たちの問題として消費者も、この地産を応援しようという、一端を担うことになるわけですから、そういったものをつくっていくというのも非常に重要だというふうに思います。そういう組み立てでももう始める必要があるというふうに思いますよね。

それから食品偽装問題が大きな社会問題になってきている中で、やはり生産履歴などで、きちっと安全安心を証明できるという水準にまで持っていくと。あるいは近隣の直売所に、味でも品質でも負けないものをつくるという、こういう点での努力というのも求められるというふうに思うんですね。そういう点についてどうなのかと。時間がありませんけれども簡単に伺います。

それから、食育における教育問題、教育委員会のかかわりというのは、今後どういうふうになってくるのか。時間がありません。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君、答弁は簡単をお願いします。

町長（佐藤晴彦君） まず、先ほど一番最初に出ました町民の積極的な行政への参加、協働のまちづくりの件でございます。

そうした中で、確かにこの矢祭町については、合併しない宣言を一番最初にした町なのかという認識を持っている中で、長い間ずっと町長をやられてきた町長さんのお話も聞いたこともあるかと思えます。

そうした中に、確かにこの町も、一朝一夕にしてこのシステムが構築してきたわけではございませんで、長い年月の中にその構築をしてきたわけだと認識をしている中で、当町横芝光町の職員におきまして、先般敬老の祝い金の配付の問題でございますけれども、これはその財政的なものだけでなく、これたしか、これを郵便でお願いすると88万8,000円でしたかな、たしか。その分をでは職員の手で1軒1軒配ってくれば、1人当たり15軒から20軒の間の中で、そういうものの財政的な削減もできる、そういうことができるに兼ねまして、地域のお年寄りの状況も把握できるようなところで、当然私だけでなく、職員のこの積極的なそういう行政参加というものも、大きく左右する案件だと思います。

そうした中で、ひとつ一步一步それについては近づいているように考えてもおります。ましてや先ほどの用地交渉まで地元がやってくださっているというような中で、先般0102号線

の区長さんが要望に来たときも、いわゆる古くから水路にしていたところですよとあっていうと、非常に相続もきちっとできていなかったとか、そういうような土地の部分においても、いろいろ町の指導だけでなく、やはりその住民が協力をしてくださるといようなこともありました。

そういうような中で、それがまだ結果に結びついていないわけではございませんけれども、そうした中で、ましてや先ほど来出ています北清水・長塚橋の、長塚の地域の人たちの間でも、やはり積極的に介入をしてくださる方もおられたり、地主さんに交渉をしてくださる方も出てきたり、そういうようなところも実際にございます。

そうしたところについては、一步一步それが進んで、住民の皆さんと協働でまちづくりが、住民の視点で始めつつあるのかなというような、若干のまだまだ気薄ではあるもののごたえはあるように感じております。

あと財政シミュレーションを、では の方でやってもらって、あと確かに私が農業委員会の中でも、これから世界的な人口の増加、食糧不足の問題があって、この食糧自給率を上げなければ、これは間違いなくそういう時代が来ると、私は確信をしております。

そうしたときに先ほど来、この技術とやる気と、そしてまたこの成田空港を控えて、世界の、また日本の野菜の出荷のすばらしい場所に、この千葉県、そしてその横芝光町はあるかと考えておりますので、皆さんには折りにつけ、まずその農地を、保全をお願いしたいという話を、機会あるたびをお願いをしている状況でございます。

あとはそのチャレンジハウスの建設の件でございますけれども、これはやはり私一番危惧しているところが、行政主導によるチャレンジハウスが、果たしていいものかどうかについて、いささかの疑問があります。やはりこれは運営する主体の人たちが、それこそ協働で積極的に介入をしていただかない限り、なかなか成功には結びつかないのではないかなというところを考えておりますので、ただ単に町がそういうことをやる、開いて入ってくださいというだけではだめだし、やはりそれこそ越川議員も一緒に毎月頑張っておられますけれども、そういうふうな人たちはどんどんどんどんふえて、市場というのはそういうところから発生するのかなと。行政がここに集まってくるといって集まるものでもないのかなというような中で、実行委員会を形成させた中で、それに沿っているいろいろと考えて煮詰めていかなければならぬ。慎重に考えていかなければならぬものであると考えております。

私の方からは以上でございます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは私の方から、合併特例債のシミュレーションについてご回答申し上げます。

合併特例債の借入額につきましては、旧光町の合併前の議会全員協議会で、借入額の総額は11億になるだろうというご説明をしたというふうに聞いております。

ただその後、未整備の事業でございますとか、横芝中学校建設事業等に事業費の膨らみがございまして、本年度当初では約45億円の借入総額というような結果になっておりました。

ただ、今年度中でございますがご存知のとおり、横芝中学校の入札によりまして、合併特例債の借入額も約4億減る今見込みであります。

また総合計画も今、基本計画を策定中でございますけれども、その中では、この合併特例債を入れる事業につきましても、さらに見直しを進めているところでございますので、年度末にはシミュレーションをお示しできるというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

#### 休会の件

議長（八角健一君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

12月10日及び12月11日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、12月10日及び12月11日は休会と決定しました。

#### 散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程は、これをもって終了いたします。

12月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時35分）



## 平成 1 9 年 1 2 月横芝光町議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日 ( 水曜日 ) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 1 5 号撤回の件
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 発議案第 1 号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 発議案第 2 号 道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書  
について
- 日程第 5 議案第 1 号 第 1 次横芝光町総合計画基本構想を定めることについて
- 日程第 6 議案第 2 号 横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第 1 1 議案第 7 号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 横芝光町地域活動支援センター条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 横芝光町重度心身障害者 ( 児 ) の医療費助成に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて ( 平成 1 9 年度横芝光町一  
般会計補正予算 ( 第 3 号 ) )
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度横芝光町一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )

について

日程第 17 議案第 13 号 平成 19 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 18 議案第 14 号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

日程第 19 議案第 15 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 20 議案第 16 号 横芝光町立横芝中学校改築 2 級併行防音工事（建築）請負契約の締結について

日程第 21 陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 18 まで同じ

日程第 20 ～ 日程第 21 まで同じ

追加日程 発議第 3 号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について

発議第 4 号 日豪 E P A / F T A 交渉に対する意見書について

議案第 17 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（18 名）

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川	忠	君		
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島	仁	君		
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君	
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克	征	君
9 番	野	村	和	好	君	10 番	山	崎	貞	一	君	
11 番	伊	藤	因	樹	君	12 番	嘉	瀬	清	之	君	
13 番	川	島		透	君	14 番	鈴	木	唯	夫	君	
15 番	八	角	健	一	君	16 番	川	島	勝	美	君	
17 番	越	川	輝	男	君	18 番	越	川	洋	一	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	鈴木孝一君	
総務課	長	林英次君	企画財政課	長	林新一君
環境防災課	長	布施勇君	税務課	長	並木俊郎君
住民課	長	高蝶文徳君	産業振興課	長	高埜広和君
都市建設課	長	瀬理和夫君	福祉課	長	山本照男君
健康管理課	長	実川薫君	食肉センター	長	土屋文雄君
東陽病院	事務	長	田鍋悦央君	会計管理者	海保清一郎君
教育	長	海保教之君	教育課	長	小堀正博君
社会文化課	長	越川岳君	代表監査委員	大木國臣君	

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書記	須合京子
---	---	------	----	------

### 開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### 諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

本日、民生文教常任委員会委員長から陳情第1号及び陳情第2号について、産業建設常任委員会から陳情第3号について、お手元に配付のとおり審査結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

次に、町長からお手元に配付のとおり、議案第15号にかかわる議案撤回請求書の提出がありましたので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

### 議案第15号撤回の件

議長（八角健一君） 日程第1、議案第15号撤回の件を議題とします。

お諮りします。

議案第15号撤回の件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号の撤回の件は承認されました。

ただいまの議案第15号の撤回に伴い、日程第19は本日の議事日程から削除します。

### 一般質問

議長（八角健一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

森 川 忠 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

森川忠君。

〔 2 番議員 森川 忠君登壇 〕

2 番（森川 忠君） おはようございます。

壇上より、12月定例会一般質問をさせていただきます。

教育関係で3点、防災関係で2点をお伺いいたします。

まず1点目ではありますが、総合学習の現状についてであります。

日本の総合的な学習の時間、児童・生徒が自発的、横断的、総合的な課題学習を行う時間です。学習指導要領が適用される学校のすべて、つまり小・中・高、中等教育学校、特別支援学校で、平成の12年から段階的に始められました。総合学習とも言われております。

なお、総合的な学習の時間とは、教育課程においての時間種別をあらゆる用語であり、各学校における総合的な学習の時間の名称は、各学校が独自に定めることになっております。

この時間は、国際化や情報化を初め、社会の変化を踏まえ、子供のみずから学び、みずから考える力など、全人的な生きる力の育成を目指し、教科などの枠を超えた横断的、総合的な学習を行うために生まれ、ゆとり教育との密接な関連性を持っております。

特徴として、体験学習、問題解決学習の重視、学校、家庭、地域の連携を掲げていることです。特に内容として、国際理解、情報、環境、福祉、健康などが学習指導要領で示されております。

ゆとり教育以前の知識重視型教育、これは戦後、経済主義的な教育に対する学力が低下しているという批判による教育方針転換の結果でもあります。1970年代、80年代のいわゆる団塊ジュニアの時代のころの詰め込み教育、管理教育、受験戦争によって発生した校内暴力、いじめ、落ちこぼれ、勉強に追われる学生などにより子供たちの生活の現状にゆとりのないことを指摘、その上で、週5日制などを取り入れたゆとり教育が始まりました。

ゆとり教育は、一方では学力低下を引き起こすというような心配もされておりました。現在、横芝光町においてのゆとり教育下における総合学習を含めた今後の教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、当町における教育関係の予算ですが、平成18年度は約21億円強の支出であり、全体予算割合で約22%であります。大変大きな予算であります。また、平成20年度予算について、どのような方向で、かつどのようなことを重点にお考えいただいているのか、お伺いいたします。

2点目ではありますが、食育教育についてお伺いいたします。

食育、つまり食品や食材、調理といった食べることに始まり、マナーや伝統といった文化、

さらには自給率、国際的な食糧問題などの時事問題に至る食に関する多岐にわたった分野についての教育を示します。

2005年6月に食育に関する法律、食育基本法が制定されました。なぜ食育教育を法律にまですなければならなかったのでしょうか。また、その背景というのは何だったのでしょうか。

農水省によりますと、食生活指針の推薦に基づいた食生活改善の普及・啓発活動をする中で、次のような現状があったということが報告されております。

フードチェーンの多様化、複雑化や家庭等における食の教育化の低下など、環境変化の中で、国民個々の自主的な努力にゆだねるだけではなく、健全な食生活の実現が望めない状況。このような状況を踏まえ、食育に取り組む厚労省、文科省、農水省の3省では、食育の推進母体である食を考える国民会議とともに、2000年3月に食生活指針を推進しております。

基本的なガイドラインとして、食生活に関する健康、栄養、環境、農業、文化など、情報を持って未来を担う子供たちを対象に、生きる力をはぐくむため、食育を国を挙げて取り組まれるようになりました。従来、教育の世界では、知育、徳育、体育が基本とされておりますが、今後、食育の重要性は、法律にもされたことから重要性は増してくるでしょう。

当町としての現在、そして今後の食育に対する取り組み、具体的に、また方策等があればお伺いいたします。

3点目でありますが、交換留学生についてお尋ねいたします。

当町も、成田国際空港を近くに、国際化を迎えることはご承知のとおりであります。旧光町時代、数年にわたり、1カ月程度の短期交換留学生に対し、渡航費の助成をしておりました。合併後は助成もなくなりましたが、国際化を迎え、中学生のころから外国の文化、歴史、風俗などを直接肌で感じることは大変有意義だと認識しております。

そこで、今後、このような助成制度をしていただけるお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

次に、防災関係2点であります。

1点目でありますが、平成16年に改正されました消防法により、平成18年6月1日以降に建てられますいわゆる新築住宅については必要となっております。既存の住宅にも、今後、期限の限り設置をしなければならなくなります。もちろん、火災を起こさないことが一番ではありますが、住宅火災による死者の半数が65歳以上ということもありますので、住民の高齢化を考えた場合、早急の設置が望まれます。

当然、公営住宅等については、町が設置しなければならないわけではありますが、現在の設

置予定、状況についてお伺いいたします。

また、今後は当然、全住宅に当てはまりますので、一般住宅につきましては、住民への周知の方法、そして補助制度等についてお考えがあればお尋ねいたします。

2点目は、防災関係ではなく、健康管理の問題でありました。失礼いたしました。AED、いわゆる自動体外式除細動器、最近、どこの空港、ホテル、公共施設などに多く、消火器とほぼ同様に設置されております。

万一の事態が発生した際には、その場に居合わせた人が自由に使えるようになっている。かつて、日本では医師しか使用が認められておりませんでした。2003年になり、ようやく救急救命士に使用、これは医師の指示がなくということが認められ、2004年7月からは一般市民も使えるようになりました。

学校、球場、駅、公共施設等に設置されることが多くなりました。2005年に開会された愛知万博では、AEDを多数配置しており、これによって助かった人が少なからずいると聞いております。また、2006年7月には、大手鉄道事業者の中で初めて東京都交通局都営地下鉄101駅へのAEDの設置を完了した。あわせて、東海道新幹線主要駅、JR東日本の新幹線全駅にAEDが設置されたとなっております。

日本で一般市民がAEDを使用できるようになった背景には、アメリカ心臓協会が中心となって作成した救急蘇生国際ガイドラインによりAEDの高い有効性が実証されたこととあわせて、ご記憶にある方も多いかと思いますが、2002年に皇族の高円宮憲仁親王がスポーツ活動中に心室細動により急逝したことの影響も大きいと言われております。

AEDは、町には貸し出し制度があるということではありますが、救急講習を修了した者に限るということでもあります。

お尋ねいたします。過去に講習を行った回数、受講人数、そして貸し出し実績等をお教えてください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） おはようございます。

森川議員の教育関係3点について質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

きます。

1点目のゆとり教育における総合学習の現状と今後の方針についての質問ですが、森川議員も承知のとおり、今日、マスコミでは学力低下を大きく取り上げている中、ゆとり教育への反省と見直しが進められております。

そもそもゆとり教育は、それ以前の知識の詰め込み学習によるさまざまな弊害を解消するため、学習内容を基礎・基本的な事項に精選し、児童・生徒の実態に応じた学習課程の工夫や体験学習等を取り入れ、より児童・生徒の意欲を大切に、個に応じた教育を進めたものであります。

その中で総合的な学習の時間は、児童・生徒の興味、関心をもとに、教科の枠を超えた体験的、問題解決的な学習を通して思考力などを身につける時間として位置づけられました。

本町の各学校でも、それぞれの実態に応じた内容について検討し、より大きな成果を上げるよう取り組んでまいりましたが、次の学習指導要領を審議している中央審議会では、総合学習の時間を創設した意義を伝え切れなかったと、そのような反省が出ており、次の学習指導要領では時数の削減も検討されているのが現状でございます。

いずれにしても、現在審議中の教育再生会議や中央審議会の報告を待ち、今後の方針が決まっていくものと考えております。

次代を担う子供たちに確かな力をつけるため、教育委員会も学校への適切な指導と教育環境の整備に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、教育予算についてですが、先ほど申し上げたとおり、次代を担う子供たちをはぐくむためには、学校教育の充実が欠かせないものであります。それだけに、教育予算については、財政当局と十分な協議を重ねる中で充実に図っている。特に合併による不公平感が出ないように、児童・生徒数や学校規模を考慮しつつ、予算内容の順序性を踏まえた予算編成を行っております。

ただ、ご存じのとおり、限られた予算でありますので、備品の共有や教材センター、町図書館の利用等々、さまざまな工夫をしながら、教育環境の整備に努めているところでございます。また、今後とも、そのような形での教育環境の充実に努めていきたいと考えております。

続いて、食育の取り組みについてのご質問ですが、この件については、前回、越川議員よりも質問がありましたので、含めてご回答いたします。

今日、子供たちの食生活を取り巻く環境は大きく変化し、偏食、朝食の欠食、過度なダイ



エット等、食生活の乱れは、生活習慣病の増加や体力、活力の低下等々、さまざまな問題を生じさせています。そのため、食の大切さや正しい知識を学んで、健全で豊かな食生活を送れるよう、食育の重要性が高まっています。

国は、これらの食をめぐる現状に対処し、食育を国民運動として推進するため、食育基本法を制定をいたしました。また、これまでの学校栄養職員のほかに栄養教諭制度も始まり、学校における食に関する専門家である学校栄養職員の専門性を確実に指導面でも活用できる制度を進めております。

具体的な指導ですが、学校における食に関する指導は、給食の時間において、学校給食そのものを生きた教材として活用した指導が行われているほか、教科指導や学級活動、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体の中で広く行われております。

本町の各小・中学校でも、工夫した食に関する体験活動や、栄養職員、ゲストティーチャーを活用した事業、副教材いきいきちばっ子ノートの活用等を通して、食の安全、食生活の改善について、子供たちの心や体の教育とあわせて食に関する指導を進めているところであります。

なお、いきいきちばっ子ノートというのは、このようなノートであります。これは一、二年生用、次が三、四年生用、これが五、六年生用と。このような教材、教科書及び自分の観察記録が書けるようになっております。このようなものを使いながら、ふだん、学習の時間に食育教育を進めているということでもあります。

続いて、交換学生等に対して支援することについてのご質問ですが、議員のおっしゃるとおり、今日のグローバル社会において、国際社会の一員としての意識や文化の違いを認知した上で日本のよさを再認識することは、大切なことであると考えております。その意味からも本町では、国際交流へのさまざまな支援に取り組んでおります。

ことし6月には、光中学校の姉妹校であるアメリカのメイビル中から8名の生徒が来日、ホームステイをした際には、補助金の支給等々、支援をいたしました。また、過去には、ロータリークラブ主催の交換学生にも補助金等の支援をしており、今後も厳しい町財政状況ではありますが、できる限り支援をしてまいりたいと考えております。

以上で森川議員へのご回答とさせていただきます。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） 私の方から、森川議員の防災関係の住宅用火災警報器についてのご質問にお答えさせていただきます。

住宅用火災警報器の設置義務化につきましては、新築住宅にありましては平成18年6月1日から、それから既存住宅につきましては平成20年6月1日からというような義務化になっているところでございます。

これらの町民の皆様への周知等につきましては、合併前の平成17年11月号でそれぞれ旧町の広報紙でお知らせし、その後、平成18年3月に匝瑳市横芝光町消防組合本部が発行している消防広報119だより及びパンフレットを配布、またことしに入ってから3月の町広報紙に掲載、4月から6月の間には各消防署の啓発用ののぼり旗により啓発を図るとともに、いろいろな機会をとらえてパンフレットを配布し、周知に努めてまいりました。

今後も、消防広報119だよりあるいは町広報紙、防災行政無線等で住民の方々に周知を図り、住宅用火災警報器の設置を促進してまいります。

また、このたびの住宅用火災警報器の設置義務化は、自分の身や財産をみずから守るという自己防衛手段であることから、基本的に一般家庭等に対する補助制度は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

ちなみに、当町外山武管内2市3町及び匝瑳市も補助制度はない状況であります。

なお、設置状況につきましては、新築住宅につきましては建築確認の中でそれぞれ設置を確認しておりますので、設置がされているものと考えております。また、既存住宅につきましては、具体的な把握は現在しておりませんが、今後とも消防組合と連携し、設置を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、健康管理課長、実川薫君。

〔健康管理課長 実川 薫君登壇〕

健康管理課長（実川 薫君） 続きまして、2番目のAED、自動体外式除細動器の設置並びに使用に当たっての講習についてのご質問にお答えいたします。

AED、自動体外式除細動器とは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態、心室細動になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器でございます。操作方法を音声ガイドしてくれるため、簡単に使用ができ、平成16年7月より、医療従事者だけでなく一般の方でも使用できるようになりました。

町での公共施設へのAEDの設置でございますが、昨年10月に健康づくりセンター「プラム」に2台、ふれあい坂田池公園管理センターに1台、光B&G海洋センターに1台設置してあります。

健康づくりセンター「プラム」に設置してありますAEDにつきましては、貸し出しを行っており、貸し出しにかかる住民への周知につきましては、町ホームページや広報紙でお知らせをいたしました。貸し出しにつきましてはの実績は、今までで2件でございます。

使用に当たっての講習でございますが、町では、設置の際に健康管理課におきまして、匠瑛市横芝光町消防組合に講師を依頼し、普通救命講習を2回実施し、51名の方が参加され、修了証を授与しております。

また、匠瑛市横芝光町消防組合でも、横芝光町の民間企業やサークル、老人ホーム等の依頼を受け、普通救命講習を実施し、218名の方が受講しております。

次回の講習会につきましては、平成20年度、来年度開催する予定でございますが、町民の方の希望があれば、随時実施したいと考えております。

〔健康管理課長 実川 薫君降壇〕

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 森川議員の質問で、教育予算について一言答弁させていただきます。

現在、地方分権が進む中で、都市部と地方、言うなれば財政力のいいところと悪いところでの医療ですとか福祉、教育の格差の拡大というものが、昨今、随分報道されているところでございますけれども、そういう中において特に財政基盤の潤沢でない当町にとって、現在、子育て支援と教育には格差をできるだけ少なくしてと私どもも考えておる中で、この1年8カ月の間、議会の皆さんのご協力、ご理解をいただいた中で進められてきているところでございます。

そうした中で、この平成20年度予算も含め、今後も将来の町の宝を育てるという観点からも、教育予算については、厳しい財政状況の中ではあるものの、格段の対応をしてまいりたいと考えておりますので、今後も議員各位のご理解、ご協力を賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、今年4月24日に全国学力調査が行われました。当町の小・中9校、小学校は6年、中学校は3年の児童・生徒もこの調査に参加をしました。その結果、文科省から公表されたことが都道府県別の順位ということになりまして、何を調べたのかというのが我々、父兄を含めた一般の保護者等にもわからないわけでありまして、現在、さまざまな国際学力調査、横文字でいろいろ、PISA2003とかTIMSSとかありますけれども、そのような結果を見ても、日本がここ3回ほど順位を下げているといいたいまいしょうか、学力の低下が指摘されております。

つまり、先ほど教育長にもお答えいただきましたけれども、ゆとり教育がやや否定されたということも否めないといいたいまいかと思っております。

学力調査には約70億円強の実施経費がかかっております。このような経費をかけて、目的というのが、全国的な義務教育の機会均等の水準のため、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図る。そしてまた、各教育委員会、学校が、全国的な状況との関係において、みずからの教育の把握をし改善を図るとなっております。

お伺いしたいんですが、教育委員会、学校は一对と我々考えておりまして、教育委員会から各学校へのこれに関しての指示といいたいまいしょうか、何らかのメッセージがあったのかどうか、お伺いしたいと思っております。

通告はさせてもらわなかったんですけども、提案として、そのほか教育関係で、総合学習の見直しも含めて、租税というものがあります。税金。これは、子供たちが使い道として、身近に税金って何なんだろうということ、そして国の収入、支出とか医療費、年金、公共事業、一番身近な教育費、警察、消防、ごみの処理費用、経済協力費等、さまざまなことに使われているわけがございます。また、国には借金があり、今後、少子・高齢化が進み、税金がどうなるのかな、外国と比べてどうなんだろうということも小学生の高学年以上には教える必要があるのではないかと考えております。各学校の先生方にも、ぜひとも租税教育に関してより意識を高めていただき、税務署等に依頼すれば、租税教室というものを開いていただけます。そのことがまた将来、横芝光町に住む住民にとって、税金というのはこういうふうに使われているんだから、例えばわけあってお支払いいただかないさまざまな税に関するものに関してご自分でもお考えになるのではないかとということで、租税に対する教育を充実していただきたいということでございます。

そして、先ほどお答えいただきました食育の問題でございますけれども、3年ほど前でしょうか、日本PTAを初めある団体、さまざまな団体で、早寝早起き朝ごはん国民運動とい

うのがかなり推進されておりました。これは、子供たちが健やかに成長していくには、運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切ということでありまして、子供がこうした生活習慣を身につけていくためには、家庭の果たすべき役割は大きいのであります。

最近の子供たちを見ると、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという成長期の子供にとっては当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れているかと思えます。このような乱れが学習意欲の低下、体力・気力の低下の要因と指摘されていることは事実であります。このような子供たちにとっても、大人が当然協力していかなければならない問題でありますので、子供たちの問題は大人一人一人の意識の問題でもあります。今後は、団体、個人を含め、子供の基本的な生活習慣の確立、生活リズムの向上につながる運動を町としても積極的に推進していただきたいと考えております。例えば、広報の中にちょっとしたメッセージ、またホームページ等でも取り上げていただければありがたいと思えます。

また、これに関して、給食の中で、越川洋一議員の質問と重複するかもしれませんが、地産地消において、当町の給食センターの食材の自給率、町内自給率を教えてくださいたいと思えます。

そして、交換留学生制度では、教育長お答えいただきましたように、積極的に国際人をつくるため取り入れていただきたいとお答えいただきましたので、ぜひとも早急に前向きに進めていただきたいと思えます。

また、防災関係では、私も不勉強でございましたけれども、当町には条例の制定がないという理解をしておりましたけれども、一部事務組合の方で制定されているということで、それを適用していただきたいと思えます。

そして最後に、AEDについてお答えをちょうだいいたしました。これは本来、使うようなことがあってはなりません。そこで健康管理課が、使わないような健康管理を進める等の広報もより一層進めていただきたいと思えます。

あくまでも緊急用の救命装置ではありますが、貸し出し件数を見ますと、2件という非常に少ない貸し出し実績であります。これは、講習の回数、町内で行った講習は2回、51名の受講生。民間会社、老人ホーム、サークル等で218名が講習を受けまして、修了証書をちょうだいしたということでございます。今後は、より人の多く集まるイベント会場、産業祭、文化祭等、匝瑳市横芝光町消防組合の方のご協力を賜りまして、より多くの講習を開催していただき、より多くの方に資格を取得していただき、有効に活用していただければと考えております。また、AEDを理解していただくためにも、周知も積極的にお願いしたいところで

あります。

質問としては、第2回目、教育関係のところでも再度お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） それでは、森川議員の最初の質問でありました、文科省が行いました全国学力・学習状況調査の結果について、どう取り扱ってどう指導しているのかという話でありますけれども、これは新聞でご存じのとおり、非常に難しい取り扱いがありまして、さまざまな法規制があって、表にできない部分がいっぱいあるということで、実は教育委員会としても、総体的な結果については話は伺っておりますけれども、細かい個々については、すべて個人の生徒あてに通知がされているという状況であります。

なお、あくまでもこれは学習状況調査ということで、ただ単に調査を行った教科の点数だけではなくて、その子が朝何時に起きて、朝食を食べて、夕方何時にゲームを何分やって、あるいは携帯を持っているか持っていないか、それから学習塾に行っているか行っていないか、そのような細かい調査もすべて内容の中に入っている。

そういう状況の中で教育委員会としては、その調査結果を各学校において、個々の教諭が子供たちに内容を説明すると同時に、今後の指導に十分役立てるようという形で通知を出しております。なお、その通知につきましては、県内各学校においても同じような形で全部やられているということだと思いますけれども。

ただ、これは1回だけの調査でありますので、まだこれでどうのこうのというわけにいきませんので、今後、文科省が来年もやっぱり4月には行うというあれが来ておりますので、今後数回やった中で、本町内におけるどこに問題があるのかという問題点が明確になったその時点で、抜本的な町内における教育状況についての改革が必要になってくるというように考えております。

それから、税についてでありますけれども、森川議員ご存じのように、小学校の社会科高学年、あるいは中学校の公民の時間に、国税、地方税含めたさまざまな税についての役割については学習をしておりますけれども、それではなかなか税について理解ができない部分もある。税務課等との協力によりまして、現在でも町内においても学校で租税教室というのを開催して、税務署等の講師の派遣等をお願いをして、税についての指導をやっているというところであります。

それから、食育の問題についてですけれども、現在、食が乱れていると、これは大きな問

題であるということは、実はこの学力状況調査の中で、朝食を食べない子供ときちっと食べている子供でのそういう差を全部分析すると、それもよくわかるだろうということをおっしゃっております。ですから、朝食を食べない欠食児童を含めた部分での食の大切さについては、教育委員会としても、社会文化課等を通じた社会教育の中での家庭教育、それからPTA研修等を含めて、さまざまな機会を通して食の大切さを説明をしていきたいと。

なお、その中に含まれました給食センターの町内自給率につきましては、教育課長の方から回答しますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

教育課長（小堀正博君） 森川議員から、学校給食センターにおける町内産の利用状況ということでご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

ご案内のように、給食センターは、今、横芝と光の2カ所で開催しているわけですが、横芝の給食センターにつきましては、施設の老朽化等々から、なかなか生の食材を扱うスペース等のない関係から、冷凍野菜等に頼っている状況がございます。したがって、光町の給食センターの状況につきまして、状況をご説明させていただきます。

まず、お米ですけれども、これは100%町内産のお米を利用させていただいております。これは横芝も同様でございます。

それから、野菜ですが、センターにおきましては、年間大体20種類くらいの野菜関係を取り扱っております。その中で横芝光町の特産品でありますネギ、これは100%地元産を使用しております。それから、小松菜、ミニトマト、この辺につきましても町内産を使用しているということであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、取り扱っている種類が非常に多いということで、割合から申し上げますと、全体の野菜の14%を地元産で賄っていると、そういう状況でございます。

それからあと、肉類でございますけれども、町内に食肉センターもございます。また、町内にはたくさんの養豚家、それから酪農家等がございますので、そういった環境的にも恵まれているという状況から、町内産の肉類の調達率は45%でございます。

あと、その他の食材もあるんですが、これはほとんど基本的には国内産等々でございます。これは缶詰類とか加工品等でございますけれども。

そういった中で、極力、町内で調達できるものは町内で調達するという基本的な考え方で進めております。そういった中で、例えば時期のものとしてトウモロコシですとかメロンで

すとか、そういうものにつきましては、その都度、町内のものを利用をさせていただいております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、町内で確保できるものにつきましては極力、町内産を使うと。町内で確保できないものについては県内産、県内でも調達できないものは、やむを得ないので国内産ということで、基本的には町内を最優先とした中で食材の調達をしていると、そういう状況でございます。

以上です。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、お答えいただきましたけれども、教育に関係するということで、ご存じのとおり、横芝敬愛高校の野球部卒業生で、現在、大リーグ、テキサス・レンジャーズですか、大塚晶則選手がおられます。横芝敬愛出身で、東海大学、日本通運から、当時、近鉄バファローズから大リーガー。また、現在は千葉ロッテマリーンズで活躍されております、ベテランでございますが、高木晃次選手。当時、阪急のドラフト1位で指名されて、現在、千葉ロッテで活躍されている選手であります。

いずれにしましても、横芝敬愛出身には大変な選手がおります。当町の町長も、その応援会長であります。そのようなことから、スポーツに対するご理解を町としてももう少しいただきたいということが本音であります。中学生に関しましても、全国大会出場等の立派な成績も上げているわけでありまして、再三再四言いますとまた嫌われるかもしれませんが、照明等も、イニシャルコスト、ランニングコスト含め、私はさして負担にはならないような数字じゃないかという認識でおりますが。

この間初めて行っていただきました町の音楽祭、私も音楽は大好きでございます。大変感動させていただきました、海保教育長やるなというのが本音のところでございます。やはり学習も勉強も文化も、すべてに頑張っていて、今後の横芝光町の未来を担う子供たちを支えていってあげたいというバックアップもするのが我々町民の義務ではないかということも考えるわけであります。最後になりますが、そこで町長にお伺いしたいんですが、先ほど言いましたスポーツ含め、町長から今後、子供たちに対する期待といいましょうか、支援を含めたお考えがあればお答えをさせていただき、私の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 齊藤隆議員からもその話をいただいた中でお答えをさせていただいた



わけでございますけれども、確かにそういうように頑張ってくださいている方もおられます。ただ1つ、私どもで言っているのは、基本的な部分の環境整備というものは一番先に、費用対効果の部分も含めて、まずやらなければならないことがまだまだ実際たくさんございます。例えば耐震の問題でも、まだまだ全部の小・中学校が終わっているわけでもございません。それに、ましてや体育館においては、極めて不都合なといひましようか、立派なものではないというような小学校もたくさんこの町内にございまして、その辺のところをまず第1に、みんなが使うものをまず整備をさせていただいた中で、そうした中においても全くゼロではないわけございまして、横芝敬愛高校の野球部に対する後援会長でもある私としまして、当町としまして、当然、この当町にある学校の野球部でございますので、毎年100万円を後援会の寄付金として贈呈をさせてもらっていますし、それについても今後も続けていきたいなと思っております。

そしてまた、照明の問題につきましては、すぐそばに同等施設があるということをご考慮しますと、やはり一考の余地があるのではないかなというようなことで結論を、結論といひますか、今そういうふうに考えておりますので、ひとつご理解をよろしくお願ひをいたたく存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で森川忠君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時10分とします。

（午前10時53分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

若 梅 喜 作 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

若梅喜作君。

〔6番議員 若梅喜作君登壇〕

6番（若梅喜作君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

新町横芝光町が誕生し、早いもので間もなく2年を迎えようとしております。合併当初の町民の声として、合併否定論や町民体育祭を初めとした体育行事、文化祭、町産業祭等のイ

ベント、また福祉に関する催し等でなかなかなじめないという意見を数多く聞くことがありましたが、現在は多少少なくなってきたように感じられます。

町民の一体化を図る過程においては、町民の交流の場を大切に、そして成功させることが重要であると考えます。

さて、町は、多様化する町民ニーズへの対応はもとより、硬直化した財政の建て直しを図るため、行財政の改革に積極的に取り組んでおりますが、いずれの課題も一朝一夕にその成果があらわれるものではありません。むだを省き、計画的な事業の推進、また費用対効果を十分に検討した中で、事業の優先度を検討した対応がますます求められております。

新町では、新町建設計画をもとに、国・県の合併支援策を活用しての大型事業が計画、実施をされております。財政運営厳しいところ、今後、地域住民からの要望に対し、どのような対応になってくるのか。また、町民への負担増につながっていくのではないかと心配をするところであります。お答えをいただきます。また、実質公債比率、経常収支比率の推移をどう見ているのか、お聞きをいたします。

次に、防災対策についてお尋ねをいたします。

町は、水、火災、地震等の災害から町民の生命、身体、財産を守る責任を有しております。その目的達成のため、匝瑳市、横芝光町においては常備消防組合を設置し、また町においては消防団組織を編成し、設置しております。いつ起こるかわからない事故、災害等の対応について、常備消防と町消防団が密接な連携をとりながら、目的達成のための訓練を重ねることが非常に重要であります。

また、その成果が町民の安全、安心の確保につながることであると考えます。

消防団組織も、合併を契機に、大きく再編がなされました。合併前と比較しますと、分団数が14分団から8分団となり、部の数は57部から27部へと、団員数も841名から531名と再編されました。団員も、少子化、就業構造の変化によるサラリーマン化、都会への流出等々をかんがみますと、現状に合った再編であったと考えられます。

しかし、防災体制がこのように整っていても、十分とはいえません。地域の消防、防災、また防犯の基本は、自分の身は自身で守る。自分たちの地域は自分たちの地域で守るということであります。町民一人一人がこのような意識を共有することが肝要であります。そして、事故、災害発生時にはお互いに助け合い、協力し合い、被害の軽減に努めることでもあります。

私は、自主防災組織は、消防団組織、防犯組織を補完する大事な組織であると考えます。新町建設計画の中でもうたわれており、自主防災組織の組織化と育成、支援について、どの

ような計画をお持ちか、お聞きをいたします。

次に、消防設備の整備についてお聞きをいたします。

消防団組織機能を十分に活用し、火災等の被害を最小限に食いとめることを任務とする消防団と地域住民も、比較的簡便に扱える消火栓、ホースボックスの設置を計画的に進めることが必要と考えます。当局の考えをお聞きをいたします。

次に、防災訓練についてお聞きをいたします。

昨今、大きな自然災害が非常に多く発生をしております。平成14年10月には新潟中越地震、その後には北九州、またことしに入りまして3月には能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震と、いずれも震度6強の強い地震が相次いで発生しており、多くの住民が被災をし、住宅等にも多くの被害をもたらしております。

この地域にも、昭和62年に千葉県東方沖地震が発生し、住宅等に大きな被害を残したことは記憶に新しいところであります。

町は、想定される災害への対応として避難場所を設定し、有事の際の住民の安全の確保のため、防災訓練を実施をしております。合併した新町におきましても、2回の防災訓練が行われました。参加者の状況、目的が達成されたのか、所感をお伺いをいたします。

次に、住宅用火災警報器の設置義務化について。

消防法令が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。新築、改築中の住宅については平成18年6月1日から、既存の住宅については2年の猶予を持ち、平成20年5月31日までに設置するということでもあります。この背景には、住宅火災により死者数が非常にふえてきているということでもあります。しかも、その半数以上が65歳以上の高齢者であります。今後、高齢化の進展とともに、住宅火災により死者数が増加するおそれがあるとのことでもあります。悲惨な事故を未然に防止し、とうとい人命を火災から守るために、義務化の期限が迫る中、周知徹底を図ることが必要と考えます。広報の状況をお聞きをいたします。

また、私は昨年の12月議会におきまして、高齢者世帯、独居老人世帯等の助成を検討してはとの提案をいたしました。当局の答弁は、近隣の状況を見ながら検討するとのことでありました。近隣の状況と検討の結果をお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

〔6番議員 若梅喜作君降壇〕

議長（八角健一君） 若梅喜作君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、若梅喜作議員の行財政運営について、今後の住民要望への対応並びに町民への負担増はないかとのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、町が着手している大型建設事業については、横芝中学校建設事業のほか、橋梁架橋事業を含む6路線の道路改良事業に取り組んでおります。事業年度は、横芝中学校建設事業が平成21年度の解体作業での終了を予定しているところであります。また、道路事業につきましては、道路整備交付金事業が4路線、地方道路整備交付金事業が2路線について事業着手しているところでございます。

各道路改良事業につきましては、国の補助金が2分の1ございますが、大半が合併特例債等の地方債を充てなければなりません。合併特例債については、元利償還金の7割の額が5年度の普通交付税に算入されることとなっておりますが、借入額の増加に伴い、実質公債比率の上昇が懸念されるところであります。

このほか、合併特例債を予定している事業といたしましては、学校給食センター建設事業や防災行政無線整備事業等がございます。また、総合計画の策定に伴いまして、今後10年間の事業見込み額を調査いたしました。すべての要求を満たす財源の確保は大変厳しい状況でありましたことから、計画事業につきましては、事業効果や優先度を十分検討し、中長期的視野に立った見直しを図りたいと考えております。

このような財政状況の中にあつて、地域住民からの要望への対応といたしましては、限られた財源の中で計画的な予算配分と事務事業の確保を図りながら、行政の果たすべき役割を踏まえ、地域や住民の皆さんとの協働の取り組みなどにより行政の担うべき役割を再構築し、事業効果や優先度を十分検討した中で、新たな財源の確保を住民に求めることのない計画的な財政運営を行いたいと考えております。

そして、議員の質問の2点目、防災対策につきましては、担当課長の答弁とさせていただきますので、以上で若梅議員に対する私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） それでは私の方から、防災対策につきましてお答えさせていただきます。

まず、1点目の自主防災組織の組織化と育成支援にかかる今後の計画でございますが、自主防災組織は、地域において協力し合う、いわゆる共助の中核をなす組織であります。そうした組織化につきましては、旧横芝町で組織していたような行政区を単位とした生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として自主的に結成、運営されることが望ましいと考えております。

町は、平成20年度において行政総務員の皆様を初め町民の皆様を中心に、自主防災組織についての講演会等を行いたい、そのように考えております。そのほか、自主防災組織の結成と運営における相談、支援等を積極的に取り組んでいきたいと思っております。

2点目の消防設備の整備計画についてでございますが、消防車両につきましては、老朽化しているポンプ自動車、これらを3台、国の合併補助金を活用しまして、今年度、更新いたします。

また、防火水槽及び消火栓につきましては、既存の水利の状況を見ながら計画的に整備していますが、本年度は南川岸地区の元横芝海のこどもの国付近に消火栓を設置する予定でございます。

また、各地域の消防団OBによる、日中不在の多い現役消防団員の不足を補うため、新たな消火栓やホースボックス等、消防設備を考えてはいたしません、合併時に消防団の統合により余剰となった小型消防ポンプ等、地域の要望により配置させていただいております。

次に、3点目の防災訓練についてでございますが、実施内容や住民等の参加状況、課題等は、齊藤隆議員にお答えしたとおりでございますが、今年度も多くの住民初め関係団体の皆様のご協力をいただき実施できたことで、住民の防災意識の高揚が図れ、一応の成果が得られたと思っております。

そして、今年度の防災訓練の検証結果としましては、参加者が昨年同様に少なかったこと、今回初めて行いました要援護者の安否確認方法等が課題であります。また、ことしの防災訓練の実施時期につきましては、9月の防災の日のころの農繁期を避けるとともに、防災の日とした関東大震災から80年以上経過し、記憶が薄れてきていることから、記憶に新しい平成16年10月に発生した大規模地震、新潟中越地震の月に合わせて実施いたしましたところでございます。

いずれにしても、今後の防災訓練につきましては、これら課題を踏まえ、住民のご意見を参考に、実施方法等、十分検討してまいりたいと考えております。

4番目の住宅用火災警報器の設置義務化につきましては、先ほど森川議員に答弁させてい

ただいたとおりでございますが、住民周知等につきましては、これまでも消防組合と連携をとりまして、いろいろ実施してきたところでございますが、今後は特に既存住宅の設置につきまして努めていきたいと考えております。

近隣市町のこれらの補助制度でございますが、一般住宅への助成制度は講じていないという状況でございます。

以上であります。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 答弁をいただきましてありがとうございました。

行財政運営に関しての質問をさせていただきました。中学校の大型事業から始まりまして、合併支援策と言われる補助金を活用した大型事業が実施をされるということで、既に財政計画を組んだ中で、ある程度見通しを持った中でこの計画が実施に移されていくと、私はそのように理解をしております。そういう中で、今、町の地方債の残高も85億5,000万円余と、そのような状況でありまして、今後ますますその債務の残高も当然ふえてくるわけでございます。そういうことをかんがみまして、将来、ますますふえてくる財政負担に対して、先ほど私が質問した中で1件抜けているのは、町民の要望にこたえられるのどのようなかということが私1点質問してあるんですけれども、その辺もひとつお答えを願いたいと。それと、何年ころに町債残高のピークがあるのか。また年数と、できましたらその額ですね。町債残高の額をお示しをいただきたいと、このように思います。

それから、自主防災組織の件でお尋ねをいたしますけれども、合併前は、防災関係、防犯関係、町がいろいろと骨折った中で、町が主体になって行ってきたと。そういうような経緯の中で、合併した新町におきましては、協働という言葉が出ておりますけれども、みんながこういうものにかかわり合いながら地域の安心、安全を支えていくと、そういうようなことで、この組織が非常に重要であると、私はそのように考えております。

平成16年6月、これは合併の準備段階でありましたけれども、4,000人を対象としたアンケートの中でも、医療の充実した町あるいは防犯、防災の強化された町と。かなり多くの町民が安心した町に住んでみたいんだと、住みたいんだと、そういう要望も強いわけでございます。そこで、町は町民の防災、防犯意識をどのようにとらえておるのか、その辺をお尋ねをいたします。

また、今の答弁の中で、地域の主体的な活動あるいは自主的な結成が望ましいんだと、そ

うというようなことで、総務員を対象にした講演会を開催していくと、そして結成されたその組織に対しての相談支援は惜しみなくやっていくんだと、そのようなお話でありましたけれども、今の答弁の中では、積極的に組織化を進めていくのか、あるいは自然発生的に組織化の編成を期待するのか、その辺がちょっとあいまいでありまして、どのような方法で組織化ということを考えておられるのか、もう一度ひとつ答弁をお願いをいたしたいと存じます。

それから、消防設備の整備を計画的に進めてはいかがかと、そのようなことで質問をさせていただきました。特に、消防団がいろいろな災害の発生の対応は積極的に進めるわけですが、サラーマン化等の関係でなかなか昼間は対応できないと、そういうようなこともございますし、ホースボックス、消火栓というものは非常にお金がかかる設備でして、簡便に扱えと、そのような有効的な設備ではありますけれども、一方ではお金がかかると、そのようなこともあります。一挙にこの設備を整備するというのはなかなか難しいと私は思います。そういう面で、市街地等とかそういうものに計画的に進めていく必要があるんじゃないかと。今、南川岸の消火栓の計画もお聞きしました。貯水の方も、水利の状況を見ながら設備を、あるいは要望があれば、多分可搬のポンプだと思いますけれども、部落の方へでも要望があれば提供していくと。それも1つの方法です。ただ、ポンプというのは機械物ですので、維持管理はやっぱり徹底してやっていかないと、いざというときには動かないような、そういうような状況も生じるわけでありまして、ある物を有効にひとつ、これはもう大事なことでありまして、まあこれはこれとして、そういうことで、先ほどの答弁の中にありましたように、消防団OBの皆さんにも応援をして、特に火災等は初期の対応が非常に重要でありまして、そういう面でもこの設備を計画的に進めてもらいたいと、このようなことでありまして、その辺もう一度お願いしたいと思います。

続いて、防災訓練。

ことは中越地震の発生時期に合わせて、しかも農繁期を避けた10月14日に開催をしたんだと、そういうようなことでありまして、いろいろ課題もまたあったようでございます。参加者の方も1,800人ということで、昨年と同様であったと。私も毎回参加をさせていただいておりますけれども、確かに参加者は少ないです。先ほど、町民の防災意識という面でも質問させていただきましたけれども、どの程度、町民の皆さんは防災意識を持っているのか、ちょっと疑問なところも感じられます。その参加者が多い、少ないという問題、防災意識を持っているのか、いないのかという問題、こういう問題も、ことし10月14日の開催日にもひとつ検討を加える必要があるんじゃないかなと。

実は、9月1日が防災の日でありまして、この防災の日は、全国、メディアも大きく報道するわけございまして、したがって、国民、県民、町民も、ある程度防災に対しての情報を得るわけです。自然とそういう中で意識も浮遊してくると、そのようなことを考えますと、限りなく9月1日の防災の日、平日というわけにはいきませんが、前後の日曜日を利用する、土日を利用する、そのような形で開催することがより有効ではないかなと、このようなことを考えます。次年度への課題でしょうけれども、そのようなことをまたひとつ参考にしてもらえればと、そのように考えております。そのあたりもう一度お願いします。

次に、住宅用の火災警報器の設置義務化ということでお尋ねをしましたけれども、設置義務化の必要性というものは、今、森川議員の方から話がありましたけれども、住宅火災による死者は、建物火災による死者の9割と。その7割が逃げおくれであると。これは平成15年の消防白書なんですけれども、そのようなことで、やはりその必要性が問われたわけでございます。また、その効果というものが示されておりまして、設置なしの場合には、これ100件当たりですけれども、設置なしの場合には6.7人、設置があった場合には2.1人と、このような数字が出ております。設置しない場合は約3.4倍になると、この死者数を軽減するには火災報知器の普及促進が不可欠であると、このようなことであります。

いろいろと町も広報、あるいは消防署も119だより等で周知徹底を図っておるようですが、問題は、今、助成をしたらどうですかと言われておる独居老人、生活弱者と言われるような立場の人、この人たちが果たしてこのような広報を読んでいるのかどうかというのが一番大事だと思うんですよ。しかも、もう半年を切っている状況でありまして、このような方たちにどのように周知していくのか。何かひとつ方法を講じて周知徹底を図る必要があるのではないかと、そのように考えております。その辺をもしお考えありましたら、お聞きをいたします。

また、助成に関しては、近隣も設置をしていない状況であると、町もそのような考えはないと、そのようなお話でありましたけれども、今いろいろ、町もご存じだと思いますけれども、警報器の値段等も5,000円前後ぐらいですか、そのあたりで今出て、普及を図ろうということで、この間も本所の防災館に行ったら、都の方もいろいろ助成をしながら普及を図ると、そのような方向であるようです。ホームセンター等のチラシ等にも最近大分入ってきておりまして、値段の安いような、広告をいろいろと私も持ってきましたけれども、値段の安いものも出てきております。これは本所防災館からの資料なんですけれども、3,000円から4,000円ぐらいでつけられると。ただ、1戸に1個というわけにはいけませんで、2階あたり



になってくると3個、4個。最低だったら1個ぐらいで。台所は義務化じゃありませんからね。そのようなことで、このぐらいで多少の助成を町の方でしていただければ、あるいは周知を図ってもらうことによって悲惨な事故からいろいろ救われるんじゃないかと、そのようなことを考えております。

ということで、もう一度ひとつ答弁をお願いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、財政の運営の問題からお答えさせていただきますけれども、平成21年度には100億円を超してしまいまして、償還額は平成25年がピークになります。この詳細については、この後、企画財政課長の方から答弁させますけれども、そうした中にある状況であります。

ただといいましょうか、平成18年度の経常経費比率が出まして、これが今92.8%だと。逆を考えるとすると、7.2%。単純に100億円規模の財政で7.2%といいますと、7億2,000万円が投資的経費に回せると。そうした中で、今後もその部分を有効かつ費用対効果を考えながら、そういう町民要望に対して、それじゃなくてその計画の中にもございますけれども、全部がその町民要望のために使える云々ではありませんけれども、そういった中である部分、若干の余裕を持ちながらこれを進めていかなければならないというような認識は当然ございますし、そうした中でも交付税、交付金がどういうふう to 今後なるかについてもまだまだ、今国会の中でもいろいろと地方に分配される金額が4,000億円ふえるだとか、東京都が3,000億円減るだとかいうお話もしている中で、どういよう to 変化されるかわかりませんが、そうした中で今後も、先ほど答弁しましたとおり、住民に新たな負担があってはならないというふう to 考えております。それを重々認識しながら行財政運営を図ってまいりたいと思いますので、今後もよろしくご指導、ご鞭撻を賜りたいなと思っているところでございます。

次に、防災を町がどういうふう to 位置づけをしているかというようなご質問ございました。当然、安心・安全なまちづくりというのは、今、行政にかかる仕事の本当にもう重要な部分の1つであることは言うまでもありません。そうした中で新たな組織、自主防災組織をというふう to ご提言でございますけれども、私ども今認識しているのは、横芝光消防団が合併当初から極めてスムーズに統合をしていただき、そうした中で活動についても本当に、団長を初め頑張ってくれておるわけでございますし、ことしの正月に行いました1回目の出初式においても極めて、私が言うのも僭越ではございますけれども、大変よくできたんじゃないか

などというような認識があって、今の段階においては、その消防団のなお一層の組織を確たるものに、より一層いいものにするための指導をしてまいりたいなと考えるところで、新たな部分の組織組みにつきましては、その地域と絡むものがないとちょっと難しいのかなというふうに考えております。

それと、防災訓練の問題でございますけれども、議員ご指摘のとおりでありまして、1,800人の参加といっても、それこそ消防団員、町の職員、それと行政総務員の皆さん方をおかんがみますと、やはり一般の参加者が少ないのではないかというのは否めません。そうした中で、おっしゃるとおり、工夫がこれからも必要なのかなというふうに考えております。それについては今後も検討してまいりたいと思います。

それとあと、火災報知器の件でございますけれども、確かに、独居老人であられますとか老人世帯の中には、広報で見るとか、そういうのも希薄になることは重々考えられます。そうした中で、そういうことについては、今後検討をしてまいりたいと思います。1戸1戸に説明に行くとか、齊藤議員の消防団に負担負わせるなという話もあった中ですが、そういうように消防団組織を使ってもいいでしょうし、また行政総務員の方にお骨折りをお願いしてもいいし、町として何らかの手はずをすべきだろうなど、今ご指摘いただいたとおりを考えておりますので、何かしらやってみたいと思います。

そうした中で、当役場の中におきましては、先だって、ちょっと私も実は2つほど買わせていただきました。4,200円で10年間使えるやつを2つほど買わせてもらったわけでございますけれども、町がそういう商売をすることはできないでしょうけれども、あっせんをするとか、特に老人世帯ですとか独居老人の皆さんにはそういう説明も加えながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

財政面においての町民の要望に対しては、限られた財源、先ほど申し上げました経常経費比率から抜いた部分の投資的経費の中から毎年その部分について、壇上でもお答えしましたとおり、優先度、そして費用対効果を十分勘案した中で、町民、地域の要望にこたえていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは私の方から、財政状況について補足の説明をさせていただきます。

起債の状況でございますが、このことにつきましては、昨年度計画を見込んでおります。

ピーク時で平成25年が約13億7,900万円というふうな見込みの中で、平成25年が起債償還のピークになるだろうというようなご説明を申し上げてきたと思います。

また、先ほど町長が申し上げましたが、起債残高が100億円を超えるのが平成21年度。平成25年度では、現在の段階では94億円程度というふうに見込んでいます。

しかしながら、この数字につきましては、先般、越川洋一議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、ことしになってから中学校の建設事業においては、起債借り入れ高は約4億円ほど減っております。また、総合計画の見直しの中でも、現在、これらの事業についての見直しを行っておりますので、この数字ということだけでなく、3月、総合計画が策定されるころには新しい数字をお示しできるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、追加いたしまして残高のピークでございますが、残高のピーク年度は平成23年度でございます。113億800万円程度というふうに現在の数値では見込んでおります。

以上でございます。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 財政の面は、両町が合併する前のことを考えてみますと、まあこれは横芝光町に限らず、どこの町も財政負担に耐えられるようになったというのがあるわけでありまして、同じ轍を踏まないようにしっかりとひとつ取り組んでいただきたいと、このように思います。

そこで、警報器の設置の件ですけれども、いろいろと町も広報等の周知を、また優先と時間がかかるというのはお話ありましたので、ぜひ弱者の皆さんへの周知の方をひとつお願いしたいと。

それと、これ、例規集の中にあることなんです。横芝光町要援護高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱ってこういうのがありまして、この目的は、高齢者、認知症高齢者、虚弱高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具の給付または貸与を行うことにより、日常生活の便宜を図る云々と、こういうふうにあるんですよ。この中に、給付の対象になっている物の中に、火災警報器というのがございます。こういうものもひとつ活用しながら、1人でも多く、ああいう災害から逃れられるような、そのような対応もひとつ検討してもらいたいと、このようなことをお願いをするわけでございます。

私もいろいろ消防やってきた中で、悲惨な事故を何回も体験しているんですよ。多分、これを設置することによって、そういう災害から被害者を少なくすることによりかなり効果がある

と、このような考えをしております、町長も、小学校の6年生までの無料化、あるいは今度、妊婦の健診の回数、2回から5回にふえる。ぜひ高齢者の安全面のお手伝いを、近隣に先駆けて、ひとつお願いしますよ。そういうことで、ちょっとそのあたりお答えをいただきまして、質問終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 若梅議員にすばらしいご提言をいただいて、ぜひ検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で若梅喜作君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時からとします。

（午前11時57分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

#### 発議第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第3、発議第1号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第4、発議第2号 道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔「討論」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

18番（越川洋一君） 道路整備に必要な特定道路財源諸税の暫定税率等に関する意見書…

…

議長（八角健一君） ちょっとお待ちください。今、原案反対者と申しましたけれども、原案賛成者ですか。

〔18番議員「反対者」と発言〕

議長（八角健一君） 結構です。続けてください。

18番（越川洋一君） 反対の立場で討論をいたします。

道路特定財源の10年間延長が、政府・与党の協議会で決められました。揮発油税の暫定税率が2倍、自動車従量税が2.5倍、地方道路譲与税が1.2倍、非軽油引取税が2.1倍、自動車取得税が1.7倍となり、一般財源化の声が大きくなっている中で、また、異常なほどの車の燃料の値上がり等の中だけに、消費者には厳しいものとなっております。

こうした中で意見書案は、高速道路などの広域的な幹線道路の一層の促進、通行料金の値下げ、それから既存道路の計画的な維持管理、橋梁やトンネルの点検体制が重要とっております。受益者負担という制度の趣旨にのっとり、すべて道路整備と道路関係の施策に充てること、道路特定財源諸税の暫定税率延長、地方道路整備臨時交付金制度の継続を求めています。

当町も、道路、橋の建設事業に取り組んでいる中で、これまでの枠組みの中だけで考えてみれば、そのような主張に行きつくでしょう。しかし、構造改革の中で、大銀行救済のため、

10兆円を超える税金で不良債権の後始末を行いました。公共事業については、国と地方と公団で年間36兆円という巨額な財政支出が続いております。特に、小泉内閣以降、都市再開発、国際空港、スーパー中樞港湾、大都市環状道路など、大企業の国際競争力の強化に役立つことに重点化されていること。同時に、従来型の公共事業の浪費も温存され、生活密着型の公共事業は切り捨てる方向にあります。

こうした大企業保有の財政運営を改めて、国民の税金を地方の生活密着型に使うべきであり、この点を聖域化して国民負担を求めることは間違いであり、この改革こそ格差社会の中で必要であると思います。

以上の理由をもって討論といたします。

議長（八角健一君） 次に、原案賛成の諸君の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（八角健一君） これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第5、議案第1号 第1次横芝光町総合計画基本構想を定めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透君。

13番（川島 透君） この基本構想をつくるに当たりましては、大勢の関係者の案の中でできたものと思います。したがって、基本的にはこれについては賛成の立場でありますけれども、1点お聞きしたいと思います。それはどういうことかといえば、図書館の位置づけであります。

今度のまちづくりの基本理念の中には、人や文化、環境の調和を図り、新たな町としての魅力や誇りを再確認、創造していく、そういう町を目指すというふうなここにうたっており

ます。その中で、当町には図書館という文化の情報の発信基地として立派なものがあります。それをさらにこれから大いに活用、この町の中で、その内外を含めて、大勢の人に活用していくために、若干お聞きしたいと思います。

まず、文化課の課長に、これまでの利用状況について1点お伺いします。

議長（八角健一君） 社会文化課長、越川岳君。

社会文化課長（越川 岳君） ただいまの図書館の利用状況でございます。図書館の19年3月末の蔵書でございます。今、一般図書が19万3,147冊、児童図書6万7,959冊、その他図書、視聴覚資料、逐次刊行物合計で29万8,530冊。18年度の入場者数は24万5,010人、貸し出し冊数は64万1,128冊となっております。

ことし4月から11月までの入場者数は17万4,239人、貸し出し数で46万3,959冊と、ほぼ前年並みとなっております。

それから、図書館ギャラリーの関係でございますが、図書館ギャラリーは、平成17年11月から旧光町時代から行っておりまして、現在で21回。この間、企画展11回。企画展といえますのは、資料を借りてきて、お金を払った企画展です。それから常設展10回、手持ちの資料で常設したものであります。

ちなみに、平成19年11月10日から11月25日まで行われました千葉県移動美術館におきましては、2週間の展示でございましたけれども、1,535人、1日100人を超える入場者数がございました。アンケートをとってみますと、かなり好評であります。今後も継続していただきたいという内容でありました。

以上でございます。

議長（八角健一君） 川島透君。

13番（川島 透君） 今、そういう実績がある図書館であります。移動美術館も、それだけのそういう成果も上がっております。今、図書館のギャラリーでは、着物展というギャラリーがあります。私もどういふものか行ってみましたら、ちょうど明治のころのおじいさん、おばあさんたちが来た着物などをうまく絵画のように張り合わせて、町内の協力者の名前を書いてありまして、それを見ましたときに、いろいろなこの町の歴史というのもここで展示されたりなんかして、それに対しても、やっぱり町外からも大勢の方が来ているという話もお聞きします。

そして子供たちも、その図書館について、1時間、学校から図書館に来て、図書館の中で勉強していると。教育現場でもそれを利用されていると。いずれにしても、子供たちがこの

町をこれから支えていく、そういう観点からいきましても、あの図書館というのは大事な財産であります。そういう中で、これからもやはりそれを大いに充実させていただきたいと。だけれども、人員が少なくなったり、財政的に厳しくなっているところで思うようにできないという現場も声も聞いております。来年度予算も含めまして、図書館の充実をお願いする立場から、町長にそういうまちづくりのこれからの抱負について一言お伺いして終わります。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおり、図書館は広く、町民のみならず、近隣の市町村の皆さんからも大いに期待をされているところでございまして、確かに今、社会文化課長の方から答弁がありましたとおり、いろいろな催し物を積極的に進めております。そうした中で先月につきましては、県立美術館より50点余りの貴重な美術品をあのギャラリーに展示させてもらい、また多くの来場者があったそうでございます。そういう部分においても、昨年度に増した予算をつけさせてもらいたいというふうに考えておりますし、そのように指示はしてございますし、また今、そういうような新しい企画の中で、人力的な問題というのも確かにそういう状況も聞いております。ですから、それにおいて、図書館から人員を減らす考えはございませんので、そうした中で予算もふやすと。若干ではございますけれども、ふやさせてもらうというような計画でおります。そしてまた、毎年2,000万円ほどの新本の購入についても、継続していかなければならないものと考えておりますので、これからもご協力、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁にかえます。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 基本構想は、向こう10年間の計画を議会に提出しなければならないという内容であると思います。ここでは、一定に住民要求、それから新町建設計画などを包含して書かれていると思います。コンサルも入っておりますので、総花的といいますが、全体的なあり方を抽象的にまとめておると、そういうふうに理解をしております。

私が尋ねたいのは、21ページで、構想推進のために施策横断的な考え方を持っていると。これは、各政策を遂行していく上で各課横断的と、こういうふうに読みかえてよろしいかということでもあります。

それから、構想の中身については、非の打ちどころのないというか、そういう面を感じるところもありますが、問題は、これを見て、専門の職員と住民がやる気を起こすかどうか、ここにあるというふうに思います。



私が心配するのは、今言った21ページの最初のところと財政運営であります。きょうの若梅喜作議員の一般質問で佐藤町長は、厳しくなる財政運営の中で、特例債事業の見直しを進めたいということを言いながら、今後、住民に負担を押しつけないでやっていきたいというようなことを二度にわたって答えました。私もそのとおり聞いていて、それはいい、そのとおりだと思ったんですけれども、ここへ来て、財政運営では2つの点が明確に強調されておりますよね。1つは、民間の活用という問題です。もう一つは、受益者負担の適正化という問題です。

民間の活用というのは、国が官から民へと盛んに言いますけれども、グッドウィルが福祉を食い物にしたように、民間の論理というのは行政にはなじまない面を持っている。特に福祉、教育、医療の分野について、民間の企業の論理というのは合わない側面を持っているというのが重要で、そのことをよく認識しなければ、一面で合理的だからということで次の施策に急ぐという。この間もちょっと感じたんですけれども、行政センターの活用の問題等ありましたけれども、合理的、効率的だけでは図れない。だから、官が官であって、民が民で公が公であっていいんだということを常々考えておりますけれども、民間の活用というのをここに載せていると。そういうことで、一層民間活用、あるいはB & Gのように指定管理者制度の活用、あるいは民間活力の導入ということで一部を下請けに出すなどの、それを追求しようとしているのではないかな。10年間で見て。

それから、受益者負担の適正化というのは何を言うかと思えますと、本来、住民は税金という形で、ここに住んでいる場合の負担をきちっとしてるわけです。それが税金施策として、補助金として還元されるということが本来のあり方であって、ここでいう受益者負担の適正化というのは、個別の事業に基づいて受益者としての適正を担保せよと、こういうことを言っているのではないかなというふうに思う。それは本来、町政の進むべき方向ということで見れば、違うのではないのかな、そういうふうに私は常々認識をしております。

そういったことで、この3点ひとつ。ほかについては、もっと勉強させてもらわなければ。また、佐藤町長の政治倫理は、今後の短期計画、あるいは実施計画の中で具体化されてくるというふうにも認識していますけれども、その点もお願いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、今回提案させてもらっています基本構想案の問題につきましてですけれども、まず、新町建設計画との整合性の問題も当然加味しながらやっていかなければならない。そうした中で、新町建設計画の中で合併特例債事業の問題がありまして、それ

が極めて財政的に予想の範疇を越すようなことがあれば、当然の見直しをしなければならないときもあるやに考えなければならないと思っているというようなご理解をいただければなと思っております。

続いて、民間活用、要するに民間委託の件でございますけれども、住民サービスの中においてもいろいろな広いエリアがあるわけございまして、その中でやはり私の公約でもあります保育所、保育園の問題ですとか、その辺につきましては、ただ単に民間に任せるというだけでなく、民間の技術と抱負な経験というものをかんがみの中で、官と民とどちらがよいのかというような1つの考え方の中において、その中にプラスアルファとして合理性があればなおさらいいのではないのかというような考え方でやっております。

ですので、むやみやたら、何が何でも民間委託、民間委託というようなことではないというところをご理解賜りたいと存じます。

そして、もう一つの受益者負担の適正化という部分でございますけれども、これにつきましては、住民サービスについても、先ほどの民間委託の説明でも同じように、いろいろな広い意味でのサービス提供をしていかなければならないことがあります。そうした中で、最低限度の住民が安心・安全に、それと人間らしく人権を守りながらそうやって生活をしていく上で必要な部分については、当然のことながら、それに対する受益者負担を求めることはあってはならないとは思っております。

しかしながら、今、多種多様な趣味、趣向の行政、日本の国の世の中において、ある部分においては若干の利用者からのご負担も否めないではないかというような観点でそういうふうに説明をさせてもらっているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） こういうふうにすっきりと民間の活用や受益者負担の適正化なんていうふうに活字にされますと、住民サービスを進めていく上で、よく吟味をして進めると、民間の活用はというふうにとれましたけれども、こういうふうに書かれると、どうもそういう説明がないと理解が届かない。受益者負担の適正化の問題も、かなり広い範囲のことがありますから、こういう場合にはこうだ、こういう場合にはこうだっているいろいろあって、なかなか理解を進める上で難しいわけですがけれども。

厳しくなる財政運営、三位一体の改革の中で、補助金も削られ、交付税も減らされ、財政

環境はまさしく厳しくなって、地方の徴税も、この不況の中で上がらないと。こういう中で  
の厳しい財政運営を迫られるということなわけですね。ですから、その辺は受益者負担の  
適正化、何でもかんでも受益者負担ではないと、よく吟味をすると、こういうふうに理解。  
これは書いてないからということではなくて、きょうの発言は記録されていますから、そう  
いうことを伴ってということに理解しましょう、じゃあ。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 改めて私から。

そういう各種住民サービスに対しましては、民営化にしる、民間活用にしる、受益の負担  
の問題にしる、十分吟味をした中で施策の実行をしていきたいと思っておりますので、よろしくご  
理解賜りますようお願い申し上げます。

〔「じゃなきゃ、おかしくなっちゃうな」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） はい。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これ  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第2号 横芝光町横芝行政センター条例を廃止する条  
例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 旧横芝町役場を廃止するということだよ、行政センター条例を廃止するというのは。この前も全員協議会で、あそこを廃止して、外部から文化財の保存・保護の要求があるから、その施設にという議論をしたわけですけども、あのときに私も異論を言ったわけですけども、要するに、今、この段階で即条例を廃止していいのか。つまり、合併協議の中では、合併しても旧役場は支所として置くという説明が確かにされたと思うんですよ。それから、森川議員が言ったように、あの施設の廃止をするにおいては、耐震強度、老朽化の問題、それはともかくとしても。

ですから、今この段階でこの施設を廃止するということに対して、住民の理解が、感情も伴ってきちっとできたのかと。その見定めは大丈夫なのかという点が心配で、これは特別の努力が要るところだというふうに思うんです。時間も必要だと思うんです。

民主主義の手順というのは、為政者が簡単に頭の中で、合理的だからどうだ、数字、経費がどのくらいかかるかという、そういうことの中だけで決められるものではなくて、やはり一定の時間にゆだねると。時間にゆだねて、住民の意向を聞き、あるいは思いを大事にするというこのプロセスが住民合意と住民の行動を引き出す力につながるというふうに私は思っています。ですから、この段階で廃止するというのはどんなもんかということで、それに対して回答をひとつ。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 行政センターを廃止するに当たりますは、一番最初に私が全員協議会でその旨のご提案をさせてもらってから、ちょうど1年と少しがたつのかなというように思っておりまして、その中、議員さん方には、ある部分、一定のご理解を賜ったのかなと思う中で、町民に対しても、最終的な結論を今回出させていただくような形になるんでしょうけれども、利便性の問題については、町民サービスセンターの開所、そうした中で追々町民にもある部分、認知がされておるといような認識であります。

そうした中で、その見定めにつきましては、それこそ議会議員の皆様方のご判断を仰ぐべく議会があるわけでございますし、そうした中でそれについてはご説明も差し上げましたし、また、決まってない、決定してないことについて、広報での周知も当然のことながらままならないわけでして、それについては、ある部分、町民の末端まで行き届いているのかといえますと、それはいささかそうでない部分もあるかもしれません。しかしながら、極めて厳しい財政状況の中であるお話をさせてもらっている中で、1年の間、廃止することに対

する意見、違った意見については、余り私どもの耳には、たまたま入らなかったのかもしれませんが、逆にそういう行政改革をやっていくことこそ将来の当町のためであるというようにご理解を願ういただいているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 町長、ここが大事なところで、あなたの立場で宣言したとしても、それを受ける主役である町民の方の町民合意、理解が、施設の維持費等含めて、今なぜそれをやらなければならないかという理由も含めて、きちっと届けると。そういう見きわめが今後の町政の運営にとっても非常に大事だということを、特にあなたの場合には強く感じるわけですね。これははっきりと申しておきます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） ただいまの町長の越川洋一議員に対する答弁の中で、町民から行政センター廃止に関する意見はなかったということがありましたが、まちづくり懇談会の席上においても、この問題について町長が説明した中で、廃止しないで残してほしいという意見が町民の中からありました。そういう声があった中でも、10年で1億円の経費が削減になりますとか、町民サービスセンターをつくる、それから町内4郵便局での諸証明の発行業務を行う、これにより利便性を損なわないという説明をもって今回の行政センターの廃止の方向に向かったはずでありますので、町民の声がなかったというのはちょっと違うのではないかなということと、廃止に当たって、町民に対する説明というのは本当に懇切丁寧にやっていたかなければ、廃止になってから知ったという町民がいたのでは困ると思いますので、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりでありまして、ただ、そうした中においても、先ほど越川洋一議員のご質問にも答えましたとおり、将来の横芝光町をどう導いていくかという責任者といたしましても、それについては理解を求めたく、粘り強く懇切丁寧に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第3号 政治倫理の確立のための横芝光町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第8、議案第4号 横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第9、議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第10、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第11、議案第7号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第12、議案第8号 横芝光町地域活動支援センター条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。



順次発言を許します。

川島富士子君。

7番（川島富士子君） 地域活動支援センター「たんぼぼ」の件でございますけれども、以前から折々に提案をさせていただいてきました拡充の問題でありますけれども、当局はどのようにお考えか。また、今現在の使用状況をお教えいただければと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 利用状況については、後、担当課長から答えさせますけれども、どういふふうに思っているかということでございます。

「たんぼぼ」につきましては、私も何度となく足を運ばせてもらっている中で、今、定員10名いっぱいの子供たちが頑張っているところでございまして、非常に手狭である。この間、手をつなぐ会の岡本会長ともお話をさせてもらって、るる検討したいなと思っております。何かしらの改造なり、また抜本的な場所の変更も含めて今考えているところでございますので、何かしらの施策を実行していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 小規模福祉作業所「たんぼぼ」から、4月以降、地域活動支援センターに変わるわけでございますが、基本的には、福祉作業所の経営内容が地域活動支援センターに引き継がれるというものでございますので、議員ご案内のように、ただいま町長からもご説明がございましたように、定員が10名、それから休所日として土曜、日曜、祝祭日であるとか、そういう基本的な部分は同じでございますが、ただ、運営助成等、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターということになりますと、既に19年度、今年度はもう既に廃止になっております補助金があるわけですが、それとは別の運営費助成なども受けられる見通しがございますので、そういう面で充実した作業所の運営といえますか、支援センターの運営ができていくものというふうに思っておりますし、町長からご指示もいただいておりますので、なお一層充実した運営ができるようにしてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第9号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第13、議案第9号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 福祉課長、どちらかの資料の中に、今度の条例改正の重要な点で、1つは所得制限の部分でしたっけ。何ページだっけ、これ。見当たらないんだよ。所得制限の部分と、食事の自己負担の、介護保険と同じように、その部分があったというふうに思うんですけども、どこでしたっけ。条例改正の重要な内容のなんかでそういう部分あったよね。どこだっけな。

〔「新旧対照表の25ページ」と言う人あり〕

18番（越川洋一君） 25ページの助成の範囲。ここをひとつご説明を。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 助成の範囲につきましては、第4条で規定をしているわけでございます。左側に現行の条例が、右側に制定しようとする改正条例があるわけでございますが、まず、現在までは、医療費について保険適用部分という前提でございますが、保険適用部分で、なおかつ高額療養費であるとかそのほかの付加給付がある場合には付加給付も除きまして、真に本人の負担となる部分について助成をさせていただいてきているというものでございます。

右側の改正案でございますけれども、基本的に保険適用の部分というのは同じでございますが、なおかつ医療費の部分と今までも同じでございますが、食事療養費の分、あるいは生活療養費というのもあるわけでございますが、そういう2つに、医療の分と生活の分と分け

た場合に、生活の部分については助成の対象から外させていただきたいという内容でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 所得段階において、負担がふえると。それから、食事負担も自前になるというふうなことでなかったでしたっけ。そうだよな。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） これは、昨年の障害者自立支援法の改正に伴う、県はことし4月、条例改正をしております、それに伴う当町の条例改正をお願いするものでございまして、先ほど越川議員おっしゃってられた所得の云々については国会で、それこそ今、論議をしている最中であると認識しております。そうした中で、その部分の要望がまた新たに発生するのかなというところなもので。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第10号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第14、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

18番（越川洋一君） 議長、このまま会議進めるの。局長、地方自治法の117条、何て書いてある。ちょっと読み上げてよ。ほかの議員さんがわからないから読み上げて。

事務局長（實川裕宣君） 117条の規定につきましては、議長及び議員の除斥の関係でございます。専決処分の承認についてのものとは、その規定ではないと思いますが。専決処分の承認を求める議案については、関係がないものと思います。

18番（越川洋一君） この専決処分は、粟嶋橋の専決だよね。補正の後に出てくるか。

事務局長（實川裕宣君） いや、補正予算の専決です。

18番（越川洋一君） 補正予算の専決。つまり、こう書いてあるんだよね。読むの嫌だな、おれ読むけど。普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、または事故、もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

私が言いたいのは、この自治法の117条で言っている、議長が今度の粟嶋橋を落札したんだよ。利害関係者なんだよ、あなた。そうでしょう。その人がいる場合はできないという。今までも、この議場内にいる議員の利害にかかわることについては、退場してもらって議事運営をしたということじゃないですか。これに当たるんじゃないですか、これ。

あなたがここにいて、あなたが受けた仕事、議員が何言えるんだよ。議会は討論を自由にするとところだよ。

議長（八角健一君） ここで休憩をいたします。再開は14時といたします。

（午後 1時47分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

議長（八角健一君） 質疑を続けます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第15、議案第11号 平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第16、議案第12号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第13号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第17、議案第13号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第14号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第18、議案第14号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第20、議案第16号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（建築）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 中学校の改築工事の入札案件につきましては、この間説明があったわけですが、予定価格を2億円余り下回ったということで、当初予定どおりのきちとした仕事で、2億円低くなったということで、大丈夫なのかということです。

それで、この間、全員協議会でも検討したわけですが、今後、設計上の日にち確保の問題、施工上の日にち確保の問題、瑕疵担保責任など、要点を押さえて、立地条件等を踏まえた設計者との綿密詳細な打ち合わせが必要になってくるというふうに思います。その辺のひとつご決意を尋ねたい。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 越川議員おっしゃるとおりに、ここまで来て、高い、安いの問題でなく、その設計図面で積算をしてもらった金額を提示させてもらったものを今回ご承認していただくわけでございますので、当然のことながら、これから監理については、格段の注意を払いつつ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて議案審議を終了します。

#### 陳情の件

議長（八角健一君） 日程第21、陳情の件を議題とします。

初めに、陳情第1号及び陳情第2号を議題とし、陳情審査の経過と結果について、民生文教常任委員会委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長、鈴木克征君。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君登壇〕

民生文教常任委員会委員長（鈴木克征君） 民生文教常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された陳情第1号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情書、及び陳情第2号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月7日午後4時、委員5名の出席のもと、陳情2件の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、陳情第1号は不採択、陳情第2号については採択すべきものと決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で民生文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま委員長から報告のありました陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



議長（八角健一君） これより、陳情第1号、陳情第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、陳情第1号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。この陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手少数。

よって、陳情第1号は不採択に決定しました。

次に、陳情第2号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、陳情第2号は採択することに決定しました。

次に、陳情第3号を議題とし、陳情審査の経過と結果について、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、伊藤囿樹君。

〔産業建設常任委員会委員長 伊藤囿樹君登壇〕

産業建設常任委員会委員長（伊藤囿樹君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託された陳情第3号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月5日午後3時、委員5名出席のもと、陳情第3号の審査を行いました。

慎重審議の結果、陳情第3号につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決定いたしました。

本会議においてご了承承りますようお願いを申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長 伊藤囿樹君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありましたこの件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより陳情第3号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、陳情第3号は採択することに決定しました。

ここで休憩をいたします。2時40分まで。

（午後 2時22分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

#### 日程の追加

議長（八角健一君） 休憩中に民生文教常任委員会委員長、鈴木克征君から発議第3号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書案が、産業建設常任委員会委員長、伊藤園樹君から発議第4号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書案がそれぞれ提出されました。また、町長から、お手元に配付のとおり、追加議案の送付があり、これを受理しました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

#### 発議第3号及び発議第4号の上程、質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより発議第3号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について、及び発議第4号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論

を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、これより採決します。

初めに、発議第3号について採決します。

発議第3号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号について採決します。

発議第4号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 次に、議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、大変お疲れのところでございますけれども、追加議案についてのご説明をさせていただきます。

今議会1日目に提案をさせていただいた人権擁護委員の推薦につきましては、推薦者4名のうち1名が、一身上の都合により委嘱依頼を辞退したため、本日新たに追加議案を提出させていただきましたので、その提案理由を述べさせていただきます。

議案第17号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案を、撤回をさせていただきました議案第15号の提案理由でご説明申し上げましたとおり、平成20年3月31日をもって現職の人権擁護委員の任期が満了となることから、その後任として山下徳造氏、永野貞雄氏、鈴木秀夫氏及び大木彰氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護

委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

以上、このたび追加提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） 議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

まず、横芝光町栗山1068番地の1、鈴木秀夫氏は、昭和20年3月10日生まれの62歳であります。合併前の旧横芝町役場を平成16年3月に退職された方であります。

以下、大木彰氏、山下徳造氏、永野貞雄氏につきましては、第15号議案でご説明いたしましたとおりでありますので、省略をさせていただきます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件のすべてを議了しました。

本日の会議を閉じます。

平成19年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 川島 仁

議員 鈴木 唯夫